

# 鹿沼市文化財保存活用地域計画（案）

令和 8 年 4 月時点

鹿沼市

はじめに  
(あいさつ文)

## 目次

第1章 地域計画作成の背景と目的.....	1
1. 計画作成の背景.....	2
2. 計画作成の目的.....	2
3. 計画対象.....	3
4. 計画期間.....	5
5. 計画作成の進め方と体制.....	5
6. 「鹿沼市文化財保存活用地域計画」の位置付け.....	9
第2章 鹿沼市の概要.....	17
1. 自然・地理的環境.....	18
(1) 位置・面積.....	18
(2) 地形.....	18
(3) 地質.....	19
(4) 気候.....	20
(5) 動植物.....	21
2. 社会的環境.....	22
(1) 人口.....	22
(2) 市域.....	24
(3) 交通.....	25
(4) 産業.....	26
(5) 土地利用.....	29
(6) 観光.....	29
3. 歴史的環境.....	32
(1) 原始・古代.....	32
(2) 鎌倉時代～南北朝時代.....	34
(3) 戦国時代.....	35
(4) 江戸時代.....	35
(5) 明治時代～昭和戦中期.....	36
(6) 昭和戦後期～現代.....	37
第3章 鹿沼市の歴史文化資源の概要.....	39
1. 歴史文化資源の調査.....	40
(1) 歴史文化資源のこれまでの調査.....	40
(2) 歴史文化資源の調査の課題.....	43
(3) 今後の歴史文化資源の調査の展望.....	44
2. 歴史文化資源の状況.....	44
(1) 指定等文化財.....	44
(2) 未指定文化財.....	46
(3) その他の歴史文化資源.....	47
3. 鹿沼市の歴史文化資源の特徴.....	48
(1) 有形文化財.....	48
(2) 無形文化財.....	50
(3) 民俗文化財.....	51
(4) 記念物.....	51
(5) 文化的景観.....	52
(6) 伝統的建造物群.....	53
(7) 埋蔵文化財.....	53
(8) 文化財の保存技術.....	53
(9) その他の歴史文化資源.....	53

第4章 鹿沼市の歴史文化の特性.....	55
1. 鹿沼市の歴史文化の特性.....	56
第5章 歴史文化資源の保存活用に関する方針.....	65
1. 歴史文化資源に関する取り組み.....	66
(1) 市の取り組み.....	66
(2) 市民や団体の取り組み.....	67
2. 歴史文化資源の保存活用に関する基本理念.....	68
(1) 基本理念.....	68
(2) 基本方針.....	68
3. 歴史文化資源に関する課題と方針.....	69
第6章 歴史文化資源の保存活用に関する取組.....	74
1. 歴史文化資源を「知る」ための取組.....	75
2. 歴史文化資源を「守る」ための取組.....	77
3. 歴史文化資源を「活かす」ための取組.....	79
第7章 関連文化財群に関する取組.....	82
1. 関連文化財群の目的と設定.....	83
(1) 関連文化財群の目的.....	83
(2) 関連文化財群の設定.....	83
(3) 関連文化財群全体の課題と方針.....	84
(4) 関連文化財群全体の取組.....	84
第8章 歴史文化資源の保存活用の推進体制.....	98
1. 推進体制.....	99
2. 協力・連携していく主体.....	99
3. 計画の進捗管理.....	101
第9章 補章（参考資料）.....	102
1. 指定文化財一覧.....	104
2. 鹿沼市文化財保存活用地域計画策定に係るアンケート調査結果.....	114
3. 鹿沼市文化財保存活用地域計画策定に係る市民ワークショップ「見つけよう・つなげよう！地域の宝」結果.....	119
4. 鹿沼市文化財保存活用地域計画策定検討会議設置要綱.....	123

## 第1章 地域計画作成の背景と目的

### 1. 計画作成の背景

鹿沼市は、栃木県の中央のやや南西に位置し、東京から100km圏内にあります。市域の7割が森林で覆われ、西北部の足尾山地を発する幾筋もの河川が南流し、清流と溪谷の美しい自然環境を形成しています。山地では修験の地として栄えた古峰ヶ原や石裂山等に山岳信仰が形成され、人々が定住する山間地域で強飯式や録事尊等の民俗行事や麻等の特産物が生み出されました。河川の浸食と堆積作用で形成された台地や沖積低地は、明神前遺跡や宝性寺西遺跡が示すように古くから人々の定住が見られ、暮らしや生業を営む場となり、現在も市街地や農地として利用されています。

日光への参詣路は、近世に日光道中壬生通りとして整備され、市域に鹿沼・奈佐原・楡木の3つの宿場が成立しました。鹿沼宿では様々な商業が営まれ、周辺村落から木材や麻等の特産物が集積し、木材加工に係る職人も多く居住しました。例幣使街道が合流する日光道中壬生通りは、京や江戸との間を多くの人々が往来することで、俳諧や絵画などの文化が開花しました。明治以降は、政府の殖産興業政策の下、木工や製麻等の地場産業が確立し、東北本線や東武日光線の開通による交通網の整備により、鹿沼宿だったエリアを中心に商工業都市として発展しました。

本市には、こうした自然環境や歴史を背景として生まれた「歴史文化資源」（後述）が数多く存在します。207件に及ぶ指定等文化財（国指定2件、国選択1件、国登録7件、県指定64件、市指定133件）に、未指定の文化財等を加えれば、歴史文化資源は相当数に上ります。これらの歴史文化資源は、所有者や保存団体等多くの関係者の努力により、長きにわたって保護・継承がなされてきました。行政においても、文化財保護法や県・市文化財保護条例に基づき、支援や保護・継承のための対策を講じてきました。

また、本市では、平成27年(2015)に「鹿沼まるごと博物館基本計画」を策定し、地域資源としての文化財の保存活用や、市民との協働による博物館活動を展開してきました。しかし、過疎化や少子高齢化、人口減少の進行、新型コロナウイルス感染症の拡大、デジタル化の進展等、急激な社会情勢の変化により文化財の散逸や滅失、伝統行事の休止等の懸念が高まっています。これらの現状や課題に対応するため、より総合的な計画が求められています。

折しも平成30年(2018)に文化財保護法が改正され、法第183条の3第1項において各市町村における文化財の保存活用に係るマスタープラン兼アクションプランとなる「文化財保存活用地域計画」の作成が制度化されました。本市では、急激な社会状況の変化に対応するとともに、より実効性の高い取り組みを行うため、「鹿沼まるごと博物館基本計画」の理念や成果を継承した歴史文化資源の保存活用に関する目標や具体的な取り組みを定めた「鹿沼市文化財保存活用地域計画」を作成しました。

### 2. 計画作成の目的

本計画は、市内に存在する歴史文化資源を明確かつ幅広く捉え、その保存活用に関する目標や具体的な取り組みを定め「鹿沼まるごと博物館」（第5章で詳述）の一層の推進を図るために作成しました。

所有者や保存団体等の関係者のみならず、地域住民や民間団体等、より多くの主体が関わり、観光や都市計画、地域自治等の関係部局が連携して歴史文化資源の保存活用に関わる具体的な措置を「地域総がかり」で推進することで、文化財の継承を図るとともに、地域振興や持続可能なまちづくりに寄与することを目的とします。

### 3. 計画対象

本地域計画の対象は、「**歴史文化資源**」とします。

「**歴史文化**」とは、地域に固有の風土の下、先人によって生み生まれ、ときには変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動などの成果及びそれらが存在する自然環境や地域の歴史などの周辺環境を総体として把握する概念であり、歴史文化の特性は、地域らしさをあらわすものです（文化庁「文化財保存活用地域計画パンフレット」）。また「**資源**」とは、人々が生活や生業を営む際の基礎になる要素と捉えます。

歴史文化資源は、歴史文化の中で特に市民共通の財産としての価値を有し、将来に継承すべき有形・無形の事物と定義します。さらに歴史文化資源を遺漏なく捉えるため、「**文化財保護法で定義される文化財**」と「**その他の歴史文化資源**」に分類します。

「文化財保護法で定義される文化財」は、文化財保護法第2条で規定される6類型（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群）の文化財に、第92条で規定される「埋蔵文化財」と、第147条で規定される「文化財の保存技術」を加えたものを指します。なお、**未指定の文化財も対象とします**。

「その他の歴史文化資源」は、文化財保護法に規定されていないものの、「文化財保護法の規定に準じた歴史文化資源」と同等の価値を有する地域特有の風土の中で形成された地名や方言、伝承、オーラルヒストリーなどの文化的所産を指します。

・鹿沼市文化財保存活用地域計画における「歴史文化資源」

		分類		例		
歴史文化資源	文化財保護法で定義される文化財	文化財保護法第2条の6類型の文化財	有形文化財	建造物	社寺・教会等の宗教建築、店舗等の商業建築、学校等の公共建造物、民家、用水路等の産業に係る構築物	
				美術工芸品	絵画	絵巻物、水墨画、日本画、洋画、版画
					彫刻	仏像、神像、屋台彫刻、社寺彫刻、近代彫刻
					工芸品	刀剣、彫刻屋台、仏具、陶磁器、漆器
					書跡・典籍	古筆・墨蹟等の書、漢籍・国書・仏典等の本
					古文書	記録、日記、書簡
					考古資料	土器、石器、埴輪、骨角器、装身具、金属器
					歴史資料	写真、音源、映像
			無形文化財	音楽・舞踊・演劇等の芸能、漆芸・竹細工・建具・箒作り等の工芸技術		
			民俗文化財	有形の民俗文化財	民具、民俗芸能や祭礼の用具、石造物	
				無形の民俗文化財	祭礼、年中行事、風習、民俗芸能、民謡、娯楽、暮らしの技術	
			記念物	史跡	古墳、城館跡、集落跡、古道、街道	
				名勝地	公園、庭園、山岳、峡谷	
				動物・植物・地質鉱物	地質、巨木、貴重な動植物	
			文化的景観	地域の人々の生活や生業及び風土により形成された景観地		
伝統的建造物群	周囲の環境と一体となり歴史的風致を形成している建造物群					
埋蔵文化財	土中の土器・石器等の遺物、住居・溝跡等の遺構					
文化財の保存技術	社寺や彫刻屋台等の文化財を保存するための技術					
その他の歴史文化資源		地名、方言、民話伝承、オーラルヒストリー 等				



## 第1章 地域計画作成の背景と目的

10月11日	域計画」策定することの決定	計画期間・策定体制等について
令和3年 11月1日	「鹿沼市文化財保存活用地域計画策定検討会議」設置の決定	検討会議開催の上、市（教育委員会）主体で策定する方向性を決定
令和3年 12月3日	鹿沼市文化財保護審議会	議題：地域計画作成について（計画策定の概要、関連文化財群の設定に係る意見集約について）
令和4年 11月15日	鹿沼市文化財保存活用地域計画策定検討会議	議題：①地域計画について、②活用計画の方針について、③計画策定にかかるアンケート実施
令和5年 1月～4月	市民アンケート実施	市民が思う「地域の宝」の把握、ワークショップ参加者の募集等（回答者1,085名）
令和5年 3月6日	鹿沼市文化財保存活用地域計画検討会議	議題：①市民アンケート中間状況、②ワークショップ開催について 意見交換：①「地域の宝」について、②「地域の宝」保存活用の推進について
令和6年 6月24日	鹿沼まると博物館運営協議会	
令和6年 11月18日	鹿沼市文化財保存活用地域計画策定検討会議	報告：①市民アンケート結果について 議題：①市民ワークショップ開催について、②「地域の宝」の保存活用に係る現状・課題について
令和6年 12月15日	市民ワークショップ(第1回) 『見つけよう！地域の宝』	グループワークにより「地域の宝」挙げ地図上にプロットし全体発表を行った（参加者17名）
令和7年 1月26日	市民ワークショップ(第2回) 『つなげよう！地域の宝』	第1回で作成した地図を用い、「宝」を結びつけるストーリーを考えた（参加者13名）
令和7年 8月26日	文化庁との協議	申請手続きやスケジュールの確認、計画骨子について等
令和7年 8月18日	鹿沼まると博物館運営協議会	
令和7年 11月17日	鹿沼市文化財保存活用地域計画策定検討会議	議題：①市の歴史文化の特徴について、②歴史文化資源の保存活用に関する方針について
令和8年 1月15日～ 1月30日	地域計画に関する庁内関係課意見照会	地域計画における取り組み内容に関わる意見照会
令和8年 1月21日	文化庁との協議	申請手続きやスケジュールの確認、計画書素案（第6章まで）の検討
令和8年 3月25日	県との協議	申請手続きやスケジュールの確認、計画書素案（第6章まで）の検討

## 第1章 地域計画作成の背景と目的

### 鹿沼市文化財保存活用地域計画策定検討会議（委嘱期間：令和4年11月1日～策定）

氏名	選出区分	所属等
国立 惠俊	有識者（文化財保護）	鹿沼市文化財保護審議会 会長
竹澤 謙	有識者（考古学）	栃木県考古学会顧問
平野 哲也	有識者 （歴史・文化財レスキュー）	常磐大学教授、とちぎ史料ネット副代表
大貫 毅（～R5） 鈴木 毅（R6） 津久井 健吉（R7～）	団体（市議会）	鹿沼市議会議員
坂本 文子（～R5） 中川 建一（R6～R7） 宇賀神 千恵子（R8～）	団体（郷土資料展示室管理運営協議会）	鹿沼市郷土資料展示室管理運営協議会会長
鈴木 節也	団体（市民学芸員）	南押原友遊館館長、市民学芸員
杉田 芳夫	団体（文化財の保存会団体）	鹿沼いまみや付け祭り保存会事務局長
石川 洋一（～R6） 菊池 潤子（R7～）	団体（校長会）	小学校校長
入江 史朗（～R5） 佐藤 貞行（R6～）	団体（鹿沼商工会議所）	鹿沼商工会議所専務理事
山野井 健（～R5） 渡辺 靖（R6～）	団体（鹿沼市観光協会）	鹿沼市観光協会事務局長
森崎 礼子	団体 （文化財に関わる法人）	（一社）三乗堂代表

### 鹿沼市文化財保護審議会（委嘱期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日

令和5年4月1日～令和7年3月31日

令和7年4月1日～令和9年3月31日）

役職	氏名	所属等	担当分野
会長	国立 惠俊	旧栗野町文化財保護審議会会長、如意山円満寺住職	歴史資料（仏教）
副会長 （～R7）	森田 茂（～R7）	元作新学院高等学校教諭	民俗
副会長 （R7～）	黒崎 孝雄	彫工	彫刻（屋台）

## 第1章 地域計画作成の背景と目的

委員	萩原 哉	玉川大学准教授、横浜市文化財総合調査団主任調査員	彫刻（仏像）
委員	渡邊 貴明	一級建築士、関東学院大学非常勤講師	建造物（近代建築）
委員	竹澤 謙（～R7）	栃木県考古学会顧問	考古（史跡）
委員	佐々木 茂	輪王寺宝物殿研究員、元鹿沼市郷土資料調査専門員	中世史（石造物・古文書）
委員	菅野 洋介	駒澤大学准教授、元鹿沼市郷土資料調査専門員	近世史（古文書・歴史資料）
委員	藤田 典夫 （R5～）	國學院大學栃木短期大學非常勤講師、前栃木県埋蔵文化財センター副所長、元市史編さん原始考古部会専門委員	考古（史跡）
委員	杉浦 昭博 （R7～）	元鹿沼市立中央小学校教頭、日本城郭史学会会員	史跡・歴史資料
委員	駒場 一男	元鹿沼市議会議員、元栗野町史編さん原始考古部会調査員	民俗・歴史（栗野）
委員	石原 正代	元市史編さん協力員	民俗
委員	小野 徹（R7～）	元鹿沼市立東小学校校長、現仁神堂幼稚園園長	民俗
委員	篠崎 茂雄	前栃木県立博物館学芸部長、栃木県歴史文化研究会常任委員長	民俗
委員	高岡 正之 （～R5）	元県立博物館自然課長、元鹿沼史談会会長	自然（植物）
委員	尾田 治徳 （～R4）	鹿沼自然観察会顧問	自然（動物）
委員	名塚 史雄	元今市中学校校長、今市の自然を知る会会長	自然（植物）
委員	小野 彰史 （R5～）	鹿沼自然観察会会長	自然（鳥類）
委員	林 光武	元栃木県立博物館学芸部長	自然（動物）

## 第1章 地域計画作成の背景と目的

鹿沼市まるごと博物館運営協議会（委嘱期間：平成30年5月1日～令和3年4月30日

令和4年8月24日～鹿沼市文化財保存活用地域計画の認定まで）

氏名	選出区分	所属等
竹澤 謙	有識者	栃木県考古学会顧問
国立 恵俊	有識者	鹿沼市文化財保護審議会会長
平野 哲也	有識者	常磐大学教授、とちぎ史料ネット副代表
鈴木 節也	市民団体	南押原友遊館館長、市民学芸員
中川 建一	市民団体	鹿沼市郷土資料展示室管理運営協議会 会長
大貫 毅（～R5） 佐藤 誠（R6） 阿部 秀実（R7～）	団体（市議会）	鹿沼市議会議員
江村 亮（～R5） 石川 洋一（R6） 菊池 潤子（R7～）	団体（学校）	小学校校長

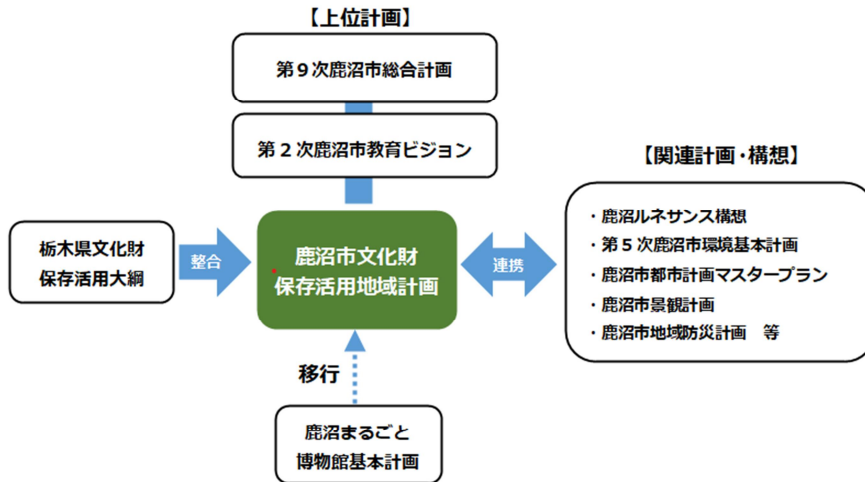
### 6. 「鹿沼市文化財保存活用地域計画」の位置付け

鹿沼市におけるまちづくりの指針となり市政運営の最上位計画である「第9次鹿沼市総合計画」では、「まちづくりのテーマ」の一つに「みんなが 魅力と実力を認識し 交流を広げながら楽しく暮らす『誇れるまち』」を掲げ、「文化芸術の振興」に取り組むこととしました。また、取り組みにおける重点施策として「『鹿沼ルネサンス構想』策定による歴史や文化に関わる地域資源の保存及び地域活性化のための活用拡大」、「地域伝統行事等の後継者育成等による保護・継承の推進」、「協働・共創による『鹿沼まるごと博物館』の取組推進」を挙げています。

さらに、本市教育振興基本計画に位置づけられる「第2次鹿沼市教育ビジョン」は、基本目標の一つに「地域とともに高める学びと協働活動」を掲げ、その施策として「地域資源の継承と郷土学習の推進」、「博物館活動の推進」に取り組むこととしています。

地域計画はこれらの上位計画の方向性を踏まえ、関連計画と連携を図りながら事業を推進します。また、「栃木県文化財保存活用大綱」を勘案するとともに、本市における博物館事業の基本計画である「鹿沼まるごと博物館基本計画」の理念を継承した、文化財保存活用に関わるより総合的な計画とします。

さらに、市の文化芸術振興の基本構想である「鹿沼ルネサンス構想」との整合を図りながら、より多くの主体が多様な方法で歴史文化資源に関わることのできる体制づくりを目指します。



関連計画・構想

<p>名称 栃木県文化財保存活用大綱</p>	<p>期間等 令和3年(2021)2月策定</p>
<p>概要 栃木県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県や市町、県民など地域全体で連携・協力しながら相互に矛盾なく同じ方針のもとで文化財の保存・活用に取り組む共通の基盤とするための大綱。</p>	
<p>地域計画への関連 市町が行う保存活用に関する取組等への支援方針を定める。</p>	
<p>地域計画との関連部分抜粋 第4章 市町への支援方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町が行う保存・活用に関する取組への支援方針 市町がそれぞれの地域の歴史や文化的特徴を十分に生かしつつ、文化財の保存と活用を図れるよう、専門家や関係機関と連携し、指導・助言する。また、文化財保護に必要な専門性を持つ人材の配置を要請するとともに、研修の充実に努め、人材育成の支援を行います。</li> <li>2. 市町が地域計画を作成する際の支援方針 文化財保存活用地域計画について、本大綱と相互に整合性がとれたものとなるよう指導・助言する。</li> <li>3. 市町における文化財保護条例等の改正等に対する助言 市町が行う条例や規則等の改正について助言する。</li> <li>4. 建築基準法の適用除外を検討する市町に対する助言 歴史的建造物の活用に伴う増改築や用途変更時の建築基準法の適用について助言する。</li> </ol>	

## 第1章 地域計画作成の背景と目的

<b>名称</b> 第9次鹿沼市総合計画	<b>期間等</b> 令和8年(2026)4月策定 令和8年(2026)～令和12年(2030)年度
<b>概要</b> 「まちづくりの指針」となる本市の最上位計画。鹿沼市の今後10年間程度の将来の姿を描く「基本構想」と、5カ年の施策をまとめた「基本計画」、さらに具体的な毎年度の事業計画である「実施計画」によって構成される。	
<b>地域計画への関連</b> 目指す“みらい”の鹿沼のイメージ(将来像)「豊かな自然と文化につつまれ 人が輝き地域が輝く みんなが住みたいまち」を実現するため定めた「まちづくりのテーマ」の一つに「みんなが 魅力と実力を認識し 交流を広げながら楽しく暮らす『誇れるまち』」を掲げ、その施策に「文化芸術の振興」を挙げる。	
<b>地域計画との関連部分抜粋</b> まちづくりのテーマ「みんなが 魅力と実力を認識し 交流を広げながら楽しく暮らす『誇れるまち』」 施策3・文化芸術の振興 現状と課題： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口減少や少子高齢化の進行による伝統文化等の保存継承の困難な状況である。</li> <li>・ 市民との協働による歴史・文化に関わる資源の保存継承の仕組みづくりが必要である。</li> <li>・ 地域コミュニティ・学校教育・観光等、様々な分野における文化財等の活用を図る必要がある。</li> </ul> 重点施策： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「鹿沼ルネサンス構想」の策定による、市民の文化芸術活動支援や歴史・文化に関わる資源の保存及び地域活性化のための活用。</li> <li>・ 地域の伝統行事等の後継者育成等による保護継承の促進。</li> <li>・ 「鹿沼まるごと博物館」の取組推進。</li> </ul>	

<b>名称</b> 第2期鹿沼市総合戦略	<b>期間等</b> 令和4年(2022)3月策定 令和4年(2022)～令和8(2026)年度
<b>概要</b> 鹿沼市のまち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向を示す計画。	
<b>地域計画への関連</b> 長期的展望に向けた4つの基本目標を設定し、具体的な施策を示している。基本目標4「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」では、「地域資源を活かした地域の創生」を挙げている。	

<p><b>地域計画との関連部分抜粋</b></p> <p>基本目標 4・ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる</p> <p>施策と主な取組：地域資源を活かした地域の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学びの機会を創出し、学びを活かし、活躍できる地域づくりを推進します。</li> </ul>
---

<p><b>名称</b> 第2次鹿沼市教育ビジョン</p>	<p><b>期間等</b></p> <p>令和4年（2022）3月策定</p> <p>令和4年（2022）～令和8（2026）年度</p>
<p><b>概要</b></p> <p>第8次鹿沼市総合計画における「次代の担い手を育むまちづくり」のため、新たな方向性と施策を示す教育分野における基本計画。</p>	
<p><b>地域計画への関連</b></p> <p>基本目標として掲げる「地域とともに高める学びと協働活動」の基本施策として「地域資源の継承と郷土学習の推進」「博物館活動の推進」に取り組むこととしている。</p>	
<p><b>地域計画との関連部分抜粋</b></p> <p>基本目標 3・地域とともに高める学びと協働活動</p> <p>基本施策 12・地域資源の継承と郷土学習の推進</p> <p>主な取組：</p> <p>①文化財指定の推進と保護、②地域資源の調査と保存、③郷土愛を育む学習の推進、④伝統行事の継承</p> <p>基本施策 13・博物館等活動の推進</p> <p>主な取組：</p> <p>①まるごと博物館事業の推進</p>	

<p><b>名称</b></p> <p>鹿沼まるごと博物館基本計画</p>	<p><b>期間等</b></p> <p>平成27年（2015）4月策定</p> <p>平成27年（2015）～地域計画認定まで</p>
<p><b>概要</b></p> <p>地域資源を活用することで、地域の活性化を推進する「鹿沼まるごと博物館基本構想」を踏まえ、市民協働による博物館活動の基本目標や施策展開等を示した基本計画。</p>	
<p><b>地域計画への関連</b></p> <p>基本理念「市民とともに未来を創る博物館」に基づき、4つの目標（①博物館活動の推進、②教育と学習の充実、③施設の活用と整備、④ネットワークの構築）を掲げ、各関連施策を挙げている。</p>	
<p><b>地域計画との関連部分抜粋</b></p> <p>計画全編が関連。地域計画は「鹿沼まるごと博物館基本計画」の理念を継承し、より総合的な取り組みを推進する。</p>	

## 第1章 地域計画作成の背景と目的

<b>名称</b> 第5次鹿沼市環境基本計画	<b>期間等</b> 令和4年(2022)3月策定 令和4年(2022)～令和8(2026)年度
<b>概要</b> 自然環境と共生するまちづくりを進めていくため環境保全に係る施策を示した計画。	
<b>地域計画への関連</b> 環境施策として、観察会や展示等の保全活動の推進や、「貴重な文化的環境」である天然記念物の保護を通じた「生物多様性の保全」を挙げている。	
<b>地域計画との関連部分抜粋</b> 第6章 環境施策の展開 3. 自然と寄り添うまちをつくる／①自然環境の保全／(2) 生物多様性の保全 ・ 生物多様性の保全活動の推進 生き物観察会の実施や動植物に関する展示会の開催など、身近に生息・生育する動植物に触れる機会を提供することで、自然環境への愛着や保全活動への意識の醸成を図ります。 ・ 天然記念物の保護 天然記念物は、四季折々の豊かな自然と美しい景観によって形成された本市が誇る財産です。この貴重な文化的環境を後世に継承していくため、定期的な観察や、環境変化が想定される行為に対する制限など、適切な保存対策を講じることにより、歴史的、文化的風土の保全を図ります。	

<b>名称</b> 鹿沼市地域防災計画	<b>期間等</b> 令和6年(2024)2月策定(修正)
<b>概要</b> 市域の災害に対して一連の防災活動を適切に実施することにより、住民等の生命身体及び財産を保護することを目的とする。	
<b>地域計画への関連</b> 災害予防計画では文化財の安全対策の促進、応急対策計画では文化財の防護や被害状況の確認等の実施方針を定めている。	
<b>地域計画との関連部分抜粋</b> 第2章 災害予防計画 第20節 文教対策の強化 第4 文化財等の安全対策の促進 市は、県と協力して、文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。 (1) 文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。 (2) 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等	

の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。

- (3) 文化財防火デーを中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

### 第3章 地震応急対策計画

#### 第16節 文教対策等

##### 第3 文化財

文化財の所有者、管理者又は防火管理者は、災害により文化財が被災する可能性がある場合は、文化財を避難させる等して防護するよう努める。文化財の所有者、管理者又は防火管理者は、文化財の被害状況を確認して市教育長に通報し、市教育長は県教育委員会を通じて文化庁に報告する。

<p><b>名称</b> 鹿沼市都市計画マスタープラン</p>	<p><b>期間等</b> 平成14年(2002)策定 平成31年(2019)4月改定</p>
<p><b>概要</b> 本市における「都市計画に関する基本的な方針」を示すプラン。</p>	
<p><b>地域計画への関連</b> 都市づくりの目標の一つに「豊かな自然と地域文化を大切にするまちづくり」が掲げられ、「景観分野」における基本方針として「自然資源や歴史・文化的資源を活かした景観の形成」が挙げている。</p>	
<p><b>地域計画との関連部分抜粋</b></p> <p>2. 分野別構想</p> <p>2-3. 景観分野の構想</p> <p>基本的な考え方：</p> <p>これらの自然資源や歴史・文化的資源を活かした景観の形成を図ります。そして、良好な景観形成を図るためには、一定のルールが必要であり、景観計画や景観条例に基づいて、市民・事業者・行政などの多様な主体が一体となって取り組みます。</p> <p>基本的な方針：「自然資源、歴史・文化的資源を活かした景観形成」</p> <p><b>【市街地景観】</b></p> <p>中心市街地では、昔、宿場町として栄えた歴史を感じさせる建物や街並みの景観を保全し、新たに立てられる建築物や屋外広告物については、景観に配慮した誘導を図り、歴史が息づいた魅力ある景観の形成を目指します。</p> <p><b>【歴史・文化】</b></p> <p>市内に点在する史跡や建築物等の歴史・文化資源は、未来へ伝えるかけがえのないものであるため、保全を図り、これらの景観要素を活かした歴史を感じさせ</p>	

るまちなみを形成します。

<b>名称</b> 鹿沼市公共施設等総合管理計画	<b>期間等</b> 平成28年（2016）3月策定 令和4年（2022）3月一部改定 令和4年（2022）～令和33（2051）年度
<b>概要</b> 健全な行財政基盤づくりに向け、公共施設の適正配置及び管理更新を行うに当たっての基本方針を示す計画。	
<b>地域計画への関連</b> 「文化施設」について、長寿命化や適切な補修等による経費抑制を図りながら維持管理を行う方針を示している。	
<b>地域計画との関連部分抜粋</b> 4. 施設分類別の基本方針 (4) 文化施設として多くの利用があり、代替施設も存在しないため、長寿命化や適切な維持補修等により、維持管理費や更新費用の抑制を図りながら、当面は施設を維持します。	

<b>名称</b> 鹿沼市景観計画	<b>期間等</b> 平成26年（2014）7月策定
<b>概要</b> 良好な景観形成を行うための必要事項を定めた景観行政に係る基本計画。	
<b>地域計画への関連</b> 自然や歴史等に係る景観資源の保全活用についての方針や、景観重要建造物・樹木の指定について定めている。	
<b>地域計画との関連部分抜粋</b> 3. 良好な景観形成に関する方針 (景観形成のテーマ)『自然資源、歴史・文化的資源を活かした景観形成』 【自然系景観の方針】 ・ 心うるおす清流の景観を守ります ・ 美しく、素敵な山並みの眺望景観を大切にします 【歴史系景観の方針】 ・ 先人たちからの財産を後世に引き継ぎ、ふるさとの良き時代背景を守ります ・ 宿場町の面影などの変わらない風景の価値を知り、大切に守り、伝えます	

## 第1章 地域計画作成の背景と目的

<b>名称</b> 鹿沼シティプロモーションガイドライン（第2版）	<b>期間等</b> 令和4年（2022）～令和8（2026）年度
<b>概要</b> 本市の認知度の向上と郷土愛の醸成を図るための取組指針。	
<b>地域計画への関連</b> 市外への情報発信とともに、市民への啓発も含めたプロモーションを行う。その中で「Made in 鹿沼」（「歴史・文化」を含む鹿沼産・発の事物）を、市の施策や事業を展開する上で念頭に置くべきキーワードとして位置づける。	
<b>地域計画との関連部分抜粋</b> 7. シティプロモーションの取組み方針 これまでの主に市外への情報発信が中心のプロモーションから、市外への情報発信とともに、市民に向けた郷土愛の醸成の両方へのプロモーションに拡大します。…また、市民がまちに愛着と誇りを持つ郷土愛の醸成や、住み続けたいと思う定住促進、戻ってきたいと思うふるさと回帰意識の醸成により力を入れていきます。	

<b>名称</b> 鹿沼ルネサンス構想	<b>期間等</b> 令和9年（2027）～令和13年（2031）年度 （予定）
<b>概要</b> 当市の歴史・文化芸術分野（文化財のほか、文化芸術団体による活動を含む）の様々な資源を活用し、未来に向けた新たな地域づくりへつなげるための取組指針。	
<b>地域計画への関連</b> 地域計画を含め、地域資源の保存活用と文化芸術の活動に関わる計画や事業を包括する性質の構想である。	

## 第2章 鹿沼市の概要

## 1. 自然・地理的環境

## (1) 位置・面積

鹿沼市は、東京から北に約 100 km、栃木県の中央のやや南西にあり、北西から南東方向に長く延びたやや長方形の形をしています。長軸約 34 km、幅 22 km で、面積は約 490 km<sup>2</sup>になります。



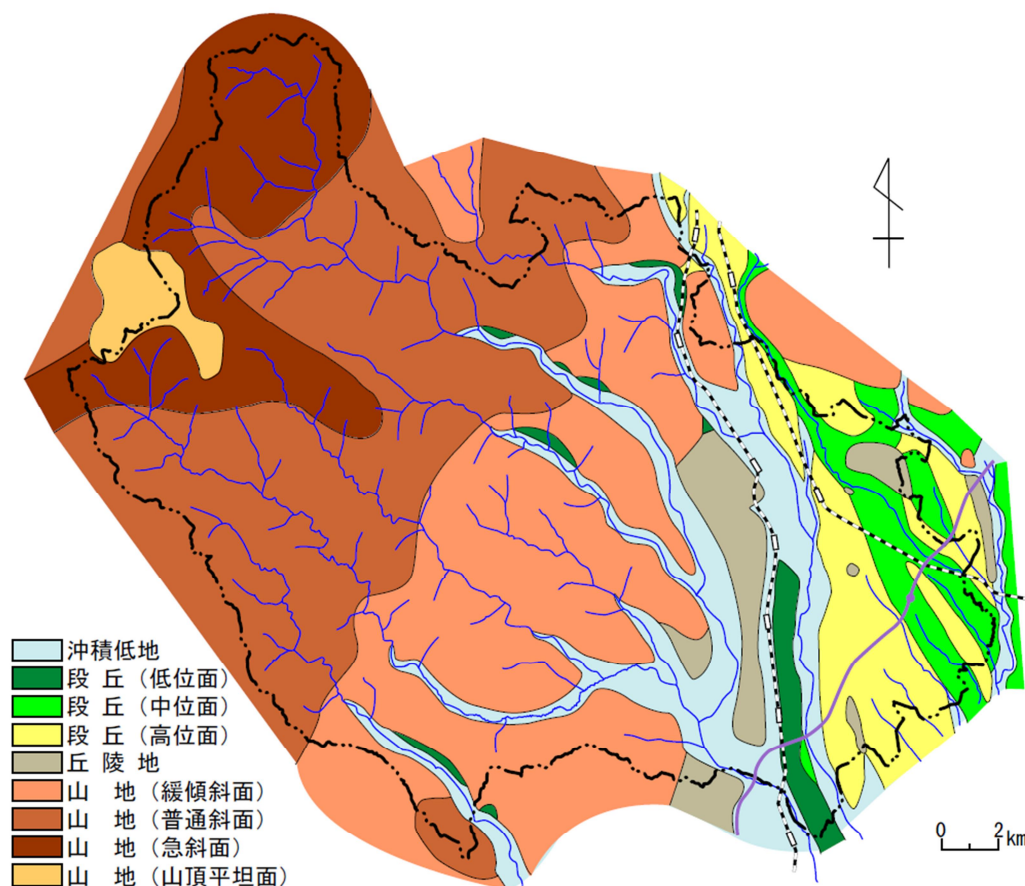
## (2) 地形

本市の地形は 70% が山地で、北西部に広がる足尾山地は、最高峰の夕日岳（標高 1,526m）をはじめ 1,000m 級の高山（薬師岳・地藏岳）が西側に片寄り南北に連なっています。

足尾山地を水源とする黒川・大芦川・荒井川・粟野川・永野川・思川等多くの河川は南東方向に谷を刻み流れ、これら河川の浸食・堆積作用により市域の 15% を占める段丘（台地）と 11% を

占める沖積低地が市域東部に形成されました。段丘は時代の古い順に鹿沼面・宝木面・田原面の三つに分けられます。黒川東岸沿いに連なる高位段丘面は「鹿沼台地」・「上野台」と呼ばれ、この段丘崖の比高差は特に大きく、黒川低地から見ると壁のように見えます。

河川により運ばれた土砂が堆積してできた沖積低地は、市域で最も広い黒川によってできた低地の他、思川と粟野川が合流する低地があり、市街地や水田などの農地として利用されています。市域の4%を占める丘陵地は足尾山地の東側に連なる岩山丘陵・酒野谷丘陵・南摩丘陵等、また黒川東岸の台地上に分布する藤江丘陵・茂呂山・菊沢丘陵等があります。



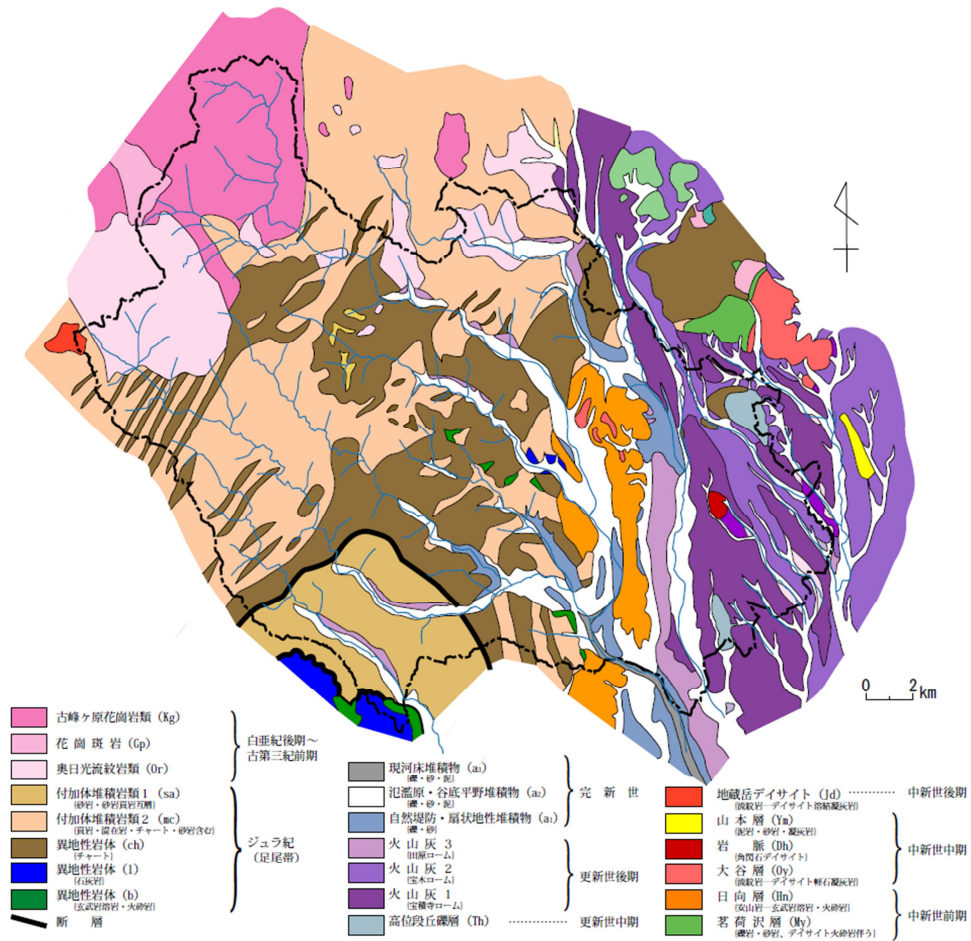
### (3) 地質

市域には幅広い年代の岩石が分布しています。足尾山地を構成する地層である「足尾帯」は最も古く、石炭紀や三畳紀に南太平洋の海底で堆積した石灰岩や玄武岩が運ばれたものの他、主に中生代の三畳紀からジュラ紀に掛けて形成された砂岩・礫岩・泥岩・頁岩・チャート等の堆積岩類、さらに花崗岩や流紋岩等の火成岩類から形成されています。

一方、市街地近辺の丘陵地には、第三期の中新世の浅海での火山活動によりできた堆積岩類がみられ、酒野谷や南摩の丘陵地は「日向層」と呼ばれる安山岩や玄武岩質の岩石が分布しています。噴火による流紋岩・玄武岩質の堆積物が熱水で変質を受けた緑色の凝灰岩はグリーンタフと呼ばれ、宇都宮市大谷地区が典型的産地ですが、鹿沼市には同じ大谷層に連なる「深岩石」が分布しています。これらより新しい地層は第四期更新世前期に形成された段丘礫層であり、藤江丘

陵や菊沢丘陵で見られます。

更新世後期に形成された段丘面は、砂礫層の上を関東ローム層が覆い、このローム層には「鹿沼土」として知られる鹿沼軽石層があります。



#### (4) 気候

本市の気候は太平洋岸式気候に属しますが、内陸のため寒暖の差はやや大きいです。また、気候や気象状況は、北西部の足尾山地及びその北側にある日光連山と、南東部に開けている平地という地勢に大きく影響を受けています。夏には南からの湿った風が北西の山間地まで入り込み、日中の強い日射で地面が温められて上昇気流が発生し積乱雲を発達させ多くの雨を降らせませす。一方、冬には乾いた北西季節風が足尾山地から南東方向へ滑り流れる「空っ風」を吹かせませす。

年間平均気温は、13.1℃と隣の宇都宮市と比較して1.2℃低く、夏よりも冬の方が気温差が大きいです。また市域内では、山地は平地よりも年間平均7℃低いですが、これは約1,400mの標高差によるものと考えられます。降水量は、夏場が多く6月～9月は月200mmを超えます。市域内では北西部は県内でも最も降水量の多い地域であり月2,000mmを超えます。

長期的な推移からは、気温が上昇傾向にあり、近年では秋雨前線や台風の発生により9月及び10月の降水量が増加傾向にあります。これらは地球規模の気候変動が原因と考えられ、局地的豪雨や長雨等の頻度が増加し災害規模の激甚化が顕著となってきています。

観測地点	平均気温 (°C)												
	平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
鹿沼	13.1	1.5	2.4	6.0	11.5	16.8	20.4	23.9	24.9	21.3	15.5	9.3	3.8
宇都宮	14.3	2.8	3.8	7.4	12.8	17.8	21.2	24.8	26.0	22.4	16.7	10.6	5.1
東京	15.8	5.4	6.1	9.4	14.3	18.8	21.9	25.7	26.9	23.3	18.0	12.5	7.7

観測地点	降水量 (mm)												
	年計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
鹿沼	1,677.2	40.9	37.5	91.8	125.7	153.0	203.6	239.3	240.4	246.1	186.1	75.8	37.2
宇都宮	1,524.7	37.5	38.5	87.7	121.5	149.2	175.2	215.4	198.5	217.2	174.4	71.1	38.5
東京	1,598.2	59.7	56.5	116.0	133.7	139.7	167.8	156.2	154.7	224.9	234.8	96.3	57.9

降水量 (平年値) (平成3年～令和2年) 資料

気象庁「2020年平年値」第3版より

### (5) 動植物

市域は標高差1,400mという地勢により、高地性から平地性まで多種の動植物が生息します。山地は大部分がスギやヒノキの人工林ですが、コナラなどの落葉広葉樹の雑木林も点在します。足尾山地に位置する井戸湿原・古峰ヶ原湿原・横根山はミズナラを中心にシラカンバやダケカンバの亜高山森であり生態系から見て重要な地域です。南東部の平地は市街地化が進む一方農耕地も多く水辺の動植物が生息している他、黒川左岸の河岸段丘上には台地に生きる動植物が生息しています。本市の動植物の種類数については「鹿沼市動植物リスト2020」(鹿沼市環境課)において下表のとおり示されています。植物では、栃木県内に生育している種の約70%、動物では約60~70%の種が確認されています。昆虫類は約35%と少ないですが今後の調査で増えていくと予想されます。

本市には貴重な動植物が複数存在し、中でも学術的価値が高い15件が天然記念物に指定されています(動植物以外では2件)。天然記念物以外にも、植物ではウラジロヒカゲツ(国・絶滅危惧Ⅰ類)・チシマウスバスマシ(国・絶滅危惧Ⅱ類)・クロヒナスゲ(栃木、群馬、三重のみに自生)・コガシザサ(県内では富士山のみに自生)、動物ではヒガシニホントカゲ(県・絶滅危惧Ⅱ類)・トウキョウサンショウウオ(国・県Ⅱ類)・キンブナ(国・県Ⅱ類)・カワネズミ(県Ⅱ類)・コサギ(県Ⅱ類)・アマサギ(県Ⅱ類)・サシバ(国・県Ⅱ類)等の絶滅危惧種が最近まで確認されています。

動植物	鹿沼市内の確認種数	市内の重要種数	栃木県内の確認種数	市内での確認割合
植物	173科2,163種	73科207種	177科3,151種	68.6%
菌類	20目81科335種	5目4科5種	18目74科840種	39.9%
哺乳類	7目18科39種	5目5科11種	7目18科53種	73.6%

鳥類	18目 50科 178種	12目 24科 51種	18目 61科 293種	60.8%
爬虫類	2目 8科 14種	2目 6科 11種	2目 8科 15種	93.3%
両生類	2目 7科 16種	2目 5科 11種	2目 6科 18種	88.9%
魚類	8目 15科 36種	8目 11科 16種	11目 17科 55種	65.5%
昆虫類	25目 368科 3,618種	11目 77科 152種	10,133種	35.7%

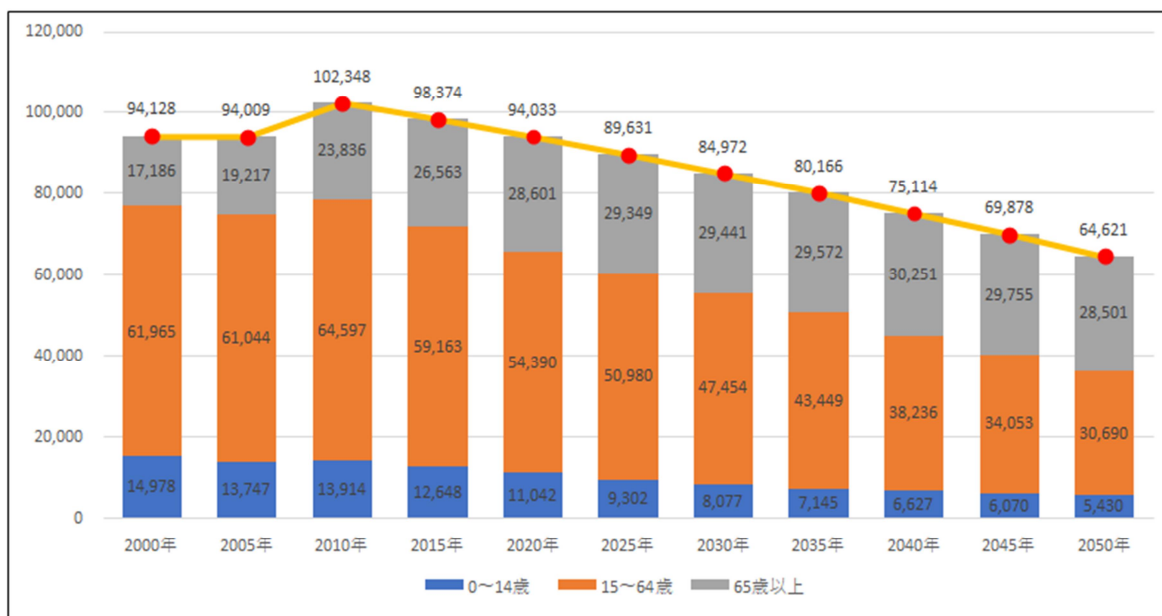
## 2. 社会的環境

### (1) 人口

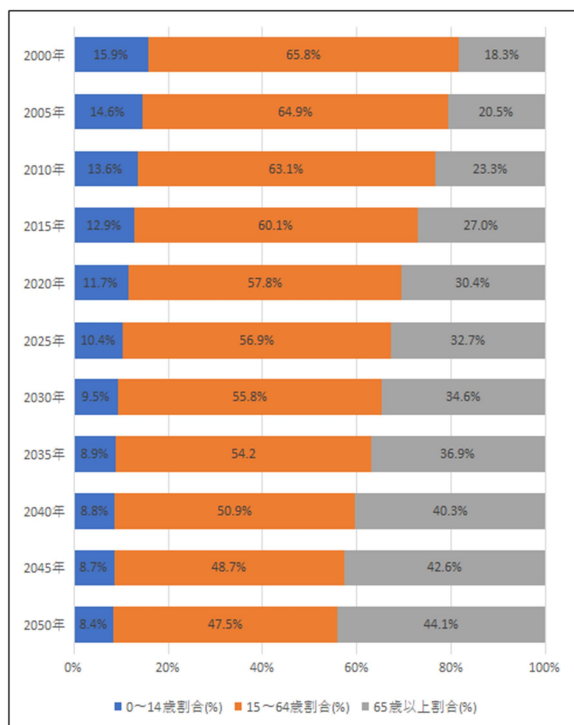
本市の令和8年(2026)8月時点の人口は、(記入予定)人です。本市の人口は、平成22年(2010)に、10万人を超えピークに達しましたが、平成27年(2015)には減少に転じました。令和7年(2025)には、総人口が9万人を下回り、令和32年(2050)には、約6万4千人まで減少することが予測されています。年齢3区分別の人口構成においては、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)割合の減少、老年人口(65歳以上)割合の増加という傾向で推移し、令和32年(2050)には老年人口が、生産年齢人口(47.5%)に迫る44%になると予測されています。

また、地区別における人口減少率を見ると、中山間地を含む西北部地域において20~30%を超える地区が多い一方で、南東部の低地や台地を中心とした地域では20%未満の地区が多いです。

#### ・鹿沼市の人口推移と将来推計



・年齢3区分別人口構成割合の推移



出典：国勢調査結果（総務省統計局）

※令和7年（2025）以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」の推計値による。

・地区別人口減少率

地 区	平成26年 (2014)	令和6年 (2024)	減少率(%)
鹿沼地区	23,813	21,827	8.34
菊沢地区	14,082	13,440	4.56
東大芦地区	3,172	2,721	14.22
北押原地区	11,365	10,730	5.59
板荷地区	1,868	1,413	24.36
西大芦地区	894	608	31.99
加蘇地区	2,017	1,573	22.01
北犬飼地区	9,642	9,136	5.25
東部台地区	16,513	16,091	2.56
南摩地区	3,186	2,646	16.95
南押原地区	4,268	3,599	15.67
栗野地区	3,175	2,508	21.01
粕尾地区	1,542	1,142	25.94
永野地区	1,258	963	23.45
清洲地区	2,691	2,299	14.57
合 計	99,486	90,696	8.84

出典：鹿沼市統計書（各年版）

(2) 市域

①市域の変遷

明治6年(1873)の大区小区制、明治11年(1878)の郡区町村編制法を経て、明治21年(1888)の町村制施行により、現在の市域が1町13村に再編成されました。

敗戦後、社会政策への要求が高まる中、昭和23年(1948)10月10日に市制が施行され鹿沼市が誕生しました。その後昭和28年(1953)に施行された町村合併促進法により、鹿沼市は、昭和29年(1954)に板荷村・菊沢村・北押原村・北犬飼村・西大芦村・東大芦村・加蘇村の7村と、さらに昭和30年(1955)に南摩村・南押原村と合併しました。

栗野町・粕尾村・永野村・清洲村でも合併の動きがあり、県の示した合併試案や周辺町村の動向を踏まえて、昭和30年1月8日にこれら1町3村が合併し、新しい栗野町が誕生しました。

バブル経済崩壊後、平成12年(2000)に地方分権一括法が施行され「平成の大合併」が進められる中、平成16年(2004)に設置された鹿沼市・栗野町合併協議会による合意形成を経て、平成18年(2006)1月1日に、鹿沼市と栗野町が合併し新たな鹿沼市が誕生しました。

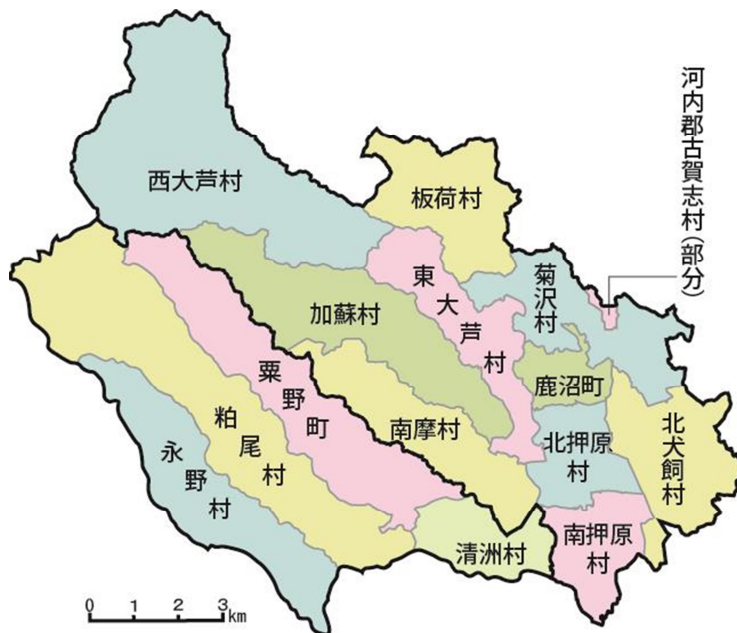
・市域の変遷

町村制 (明治22年4月)	鹿沼市 市制施行 (昭和23年10月)	鹿沼市 隣接村合併 (昭和29年10月)	粟野町 合併 (昭和30年1月)	鹿沼市 隣接村合併 (昭和30年7月)	鹿沼市 隣接村合併 (昭和30年8月)	鹿沼市 粟野町合併 (平成18年1月)
鹿沼町	鹿沼市	鹿沼市		鹿沼市	鹿沼市	鹿沼市
北押原村						
菊沢村						
東大芦村						
西大芦村						
加蘇村						
北犬飼村						
板荷村(※)						
南摩村						
南押原村						
清洲村		粟野町				
粟野村						
粕尾村(※)						
永野村						

※板荷村は町村制施行時には板来村だったが明治26年に板荷村と小来川村（現日光市）に分離した。

※粕尾村は町村制施行時には加蘇尾村だったが明治27年に粕尾村に改めた。

・鹿沼市の旧行政区分



(3) 交通

本市は、北関東の中央、栃木県の地域区分においては県央西部にあり、首都東京から北に約100kmに位置します。北は国際観光地である日光市、東は宇都宮市、南は栃木市と壬生町、西は佐野市と群馬県みどり市に接しています。

市内南東部に、東北縦貫自動車道鹿沼インターチェンジがあり、東京まで約1時間、仙台まで約3時間という南北の広域移動を容易にしている他、近接する北関東自動車道を通じた東西の広域移動も可能としています。

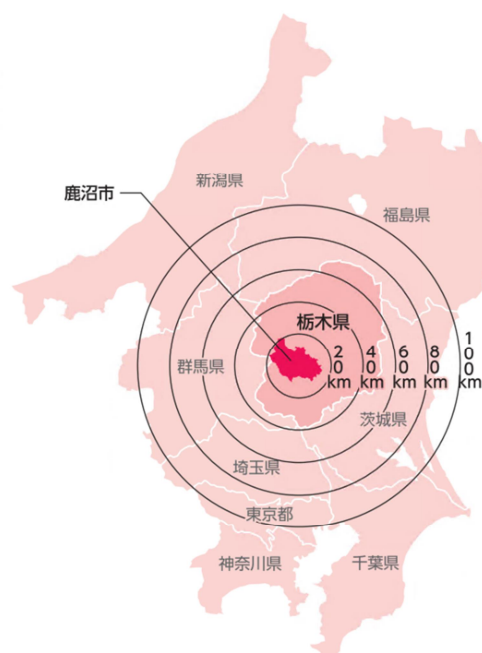
市中心部を南北に貫通する国道293号は沿線地域の生活を支える重要な道路である他、市内中心部を起点とする主要地方道鹿沼・日光線をはじめ多くの地方道が西北部や栗野地域に通じており地域交通を支えています。また栗野地域では大越路トンネルにより、栃木市方面や首都圏からのアクセスが向上しています。

鉄道路線は、東武日光線（5駅）とJR日光線（1駅）が通り、いずれも東京までの所要時間は約80分で、広域交通の要衝として高い地理的優位性を有しています。JR日光線は宇都宮・鹿沼・日光3市を結ぶ路線で、主に通学・通勤に利用されています。東武日光線は東武動物公園駅（埼玉県）から日光市を結ぶ路線で、通学・通勤の他、首都圏へのレジャーにも利用されています。また、本市は県都である宇都宮市に隣接することから、東北新幹線との連絡も容易です。

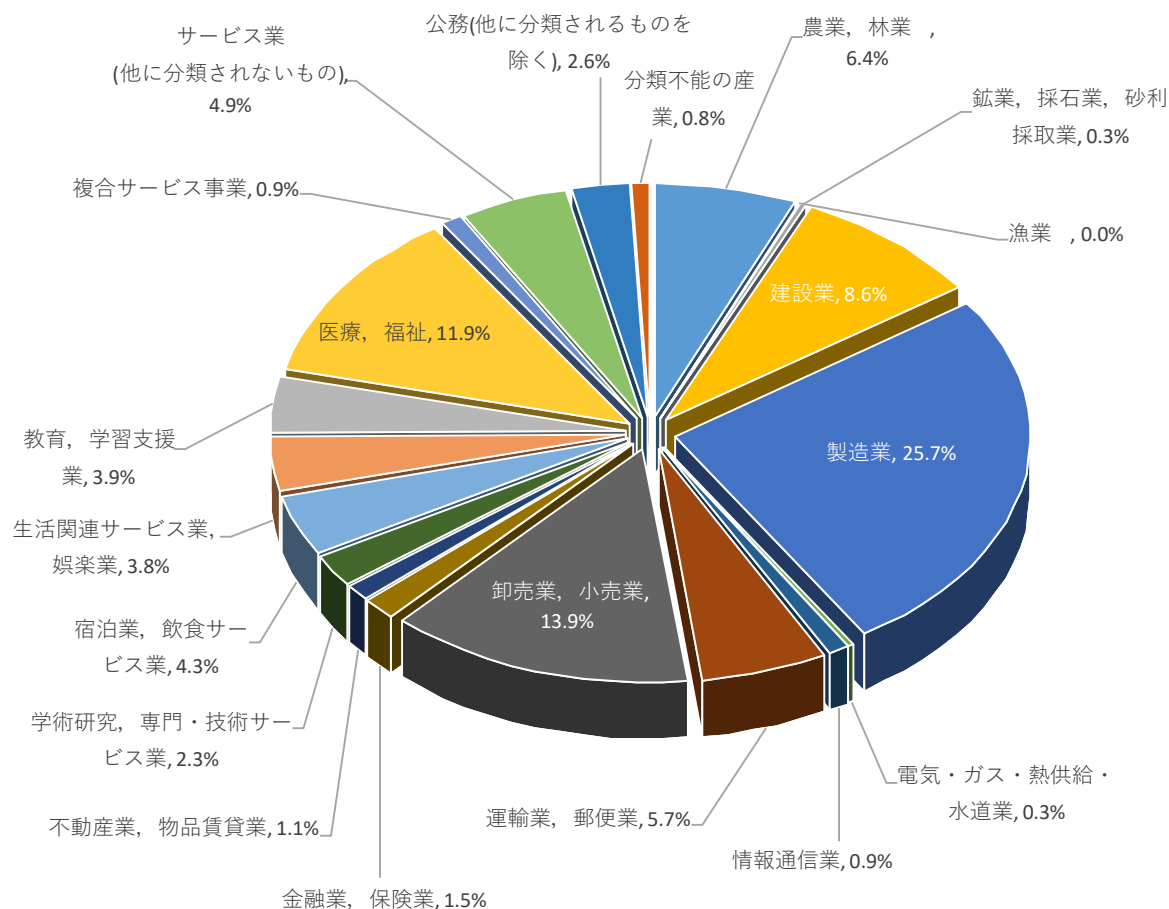
市内を運行するバスは、宇都宮市と鹿沼市を結ぶ広域運行になっている民間事業者による路線バス（自主路線）の他、市が運営するコミュニティバスとして「リーバス」と「予約バス」があります。リーバスは平成10年（1998）から民間路線バスを引き継ぐ形で順次運行を始め、令和7年（2025）現在12路線が運行しています。予約バスは平成23年（2011）から本格導入されたデマンド交通で、電話予約により決められた地域・目的地を運行しています。

### （4）産業

地理的特性や歴史的背景によって、バランスの取れた産業構造となっています。



・産業（大分類）別従業者数（令和2年10月1日現在）



出典：鹿沼市統計書（令和6年版）

①農業

本市は北緯 36 度と国内（北緯 20～46 度）の中間に位置しており、また海拔 79～1,526m と標高差が大きいなどの地形的条件に加え、気象などの条件により、ニラ・トマト等の園芸作物やナシ・ソバ・コンニャクイモ等幅広い作物が生産されています。特に、全県的に力を入れている園芸特産分野に強みを持ち、その中でもイチゴは東京都の大田市場で建値となるなど、市場から品質を高い評価を得ています。

また、サツキは、園芸用土としての「鹿沼土」との相性の良さから大正時代以降特産化され、戦後、園芸や盆栽の流行が起こったことから大量生産されるようになりました。市でも産地形成を推進し、市花の制定や「さつき祭り」の開催、鹿沼市花木センターの建設などにより普及に努めています。

②林業

鹿沼の山間の村々は江戸時代から林業が盛んで、江戸で優良材として需要がありました。現在本市は面積の 7 割を森林が占めており、寒暖差が大きく積雪の少ない気候条件等により、産出されるスギ・ヒノキ材などは、その高い品質を市場から認められています。市は、かけがえのない

財産である森林を将来に渡って守るため、持続可能な木材産出の仕組みである森林認証を取得しました。この取り組みが評価され、国立競技場の建築材として使われるなど、本市の木材は高い信用を得ています。

③工業

豊富な山林資源を背景に古くから林業や木工業が盛んで、近代以降は建具業が盛況となり「木工のまち鹿沼」が形成されました。その他現在は、自動車・医療機器等の機械金属工業や、鹿沼土・さつきを中心とする園芸産業など、幅広い「ものづくりのまち」として発展しています。

④商業・サービス業

江戸時代に日光道中壬生通り・日光例幣使街道が整備され、宿場町を中心に多彩な商業が展開されましたが、高度経済成長期以降は、産業構造の変化や郊外の開発などにより中心商店街のドーナツ化現象が見られるようになりました。一方で、空き店舗や路地裏の活用等、若い世代による起業やリノベーションの動きも盛んです。

⑤伝統工芸

江戸時代に宿場町として栄えた本市は、当時から受け継がれている伝統的な産業に係る技術があります。こうした伝統技術やその技術によって生み出される伝統工芸品や技術保持者は、伝統技術の継承や地域振興を目的とする県の「栃木県伝統工芸品」・「栃木伝統工芸士」や本市の「鹿沼の名匠」・「かぬまブランド」等、諸制度による認定と指定により顕彰されています。

・伝統工芸

名称	概要と特徴
鹿沼組子	木曾檜・秋田杉・日光杉等を小割にした材料を釘を使わず幾何学模様を組み付けて製造し、書院障子や欄間等に施される。植物等の精緻な模様を表現するのが特徴である。
下野水車	製材や線香づくりなどの動力として、山間部の急流の中で発達した下野水車は、幕板・継板という、2種の部材を組み合わせてつくられる側板が特徴で、実用性と美しさを兼ね備えている。
鹿沼箒	天保12年(1841)、上殿町の代官である荒井喜右衛門がハウキモロコシの種を試植したのが始まりといわれる。柄とほうきの接合部分が蛤型をしている蛤型ぼうきが特徴で、柄に彫刻を施したほうきもある。
きびがら細工	麻苧町の箒職人である青木行雄氏によって考案された民芸品。乾燥させた箒草等の茎を使って針金や糸を縛って編み上げたもので、干支や鶴亀などの形を作る。

※鹿沼の名匠

伝統技術の継承、後継者育成を推進し地域産業の振興を図ることを目的とし、業として営み第一人者として本市の特色ある産業や文化の振興に貢献する人を「鹿沼の名匠」として認定し顕彰しています。

鹿沼組子や鹿沼箒、鹿沼彫刻屋台(車輪、彫刻、彩色、大工)等に係る技術保持者が認定されています。

※かぬまブランド

本市の知名度とイメージの向上と産業経済の発展に寄与することを目的とし、市内の生産物を

材料として作製した商品等、市内の優れた商品を「厳選！鹿沼ブランド品」及び「厳選！鹿沼の逸品」として認定して情報発信を行っています。歴史文化資源に係る認定品として、「鹿沼箒」や、「きびがら細工」、「鹿沼組子」、「麻」があります。

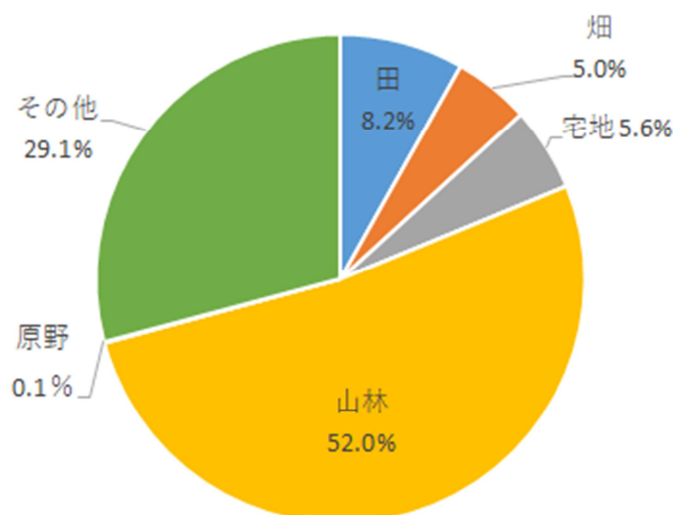
### (5) 土地利用

本市の地形を大きく分けると山地(70%)、丘陵地(4%)、段丘(15%)、沖積低地(11%)に分類でき、これらの地形や土地の性質に応じた土地利用がされています。

西北部山間地では造林が盛んに行われており、3万ヘクタールを超える民有林のうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積が8割を占め、日光林業地帯の中核をなしています。

農業においては、沖積低地に広がる中南部水田地帯では、水稻を基幹に施設園芸や果樹との複合経営が行われ、市内東部の段丘上では、露地野菜や施設園芸、緑化木の花木類の生産が行われています。さらに西北部中山間地帯は、農林業の複合地域で、農業と山林資源との共存が図られています。

居住においては、沖積低地では古くから人々の集住が進み市街地が形成され、市役所や文化施設が集積する市中心部や旧栗野町の中心部周辺で商業や住宅系の土地利用が行われています。また段丘上では、鹿沼インターチェンジ周辺に鹿沼工業団地等、工業系の土地利用が行われている他、市街地整備事業により良好な市街地が形成されています。



出典：令和6年度鹿沼市税務概要

### (6) 観光

#### ①観光資源（施設、特産品）

本市には自然や歴史文化に係る様々な観光資源があります。

勝道が修業を積んだといわれる横根高原を含む、本市西北部と日光市にまたがる地域は前日光県立自然公園に指定されています。また関東屈指の清流といわれる大芦川をはじめ足尾山地を源流とする河川沿いは、釣りやキャンプを目的とする多くの来訪者を集めています。さらに、「出合いの森総合公園オートキャンプ場」・「スノーピーク鹿沼キャンプフィールド」等のアウトドア施設の整備とともに、市は周辺地域の観光資源を含めた「キャンププラス」観光戦略を進めています。

歴史文化に係る観光資源として、「鹿沼今宮神社祭の屋台行事」を中心とする「鹿沼秋まつり」は市外からも多くの来場者が訪れる主要な観光資源となっています。市内中心部には本行事に曳き出される彫刻屋台の展示施設である「仲町屋台收藏庫」「屋台のまち中央公園」の他、「まちの駅 新・鹿沼宿」「川上澄生美術館」「千手山公園」等の観光施設があります。また栗野地域に

は、市指定史跡である「栗野城址」に整備された「あわの城山公園」があります。

・歴史文化に係る主な観光施設

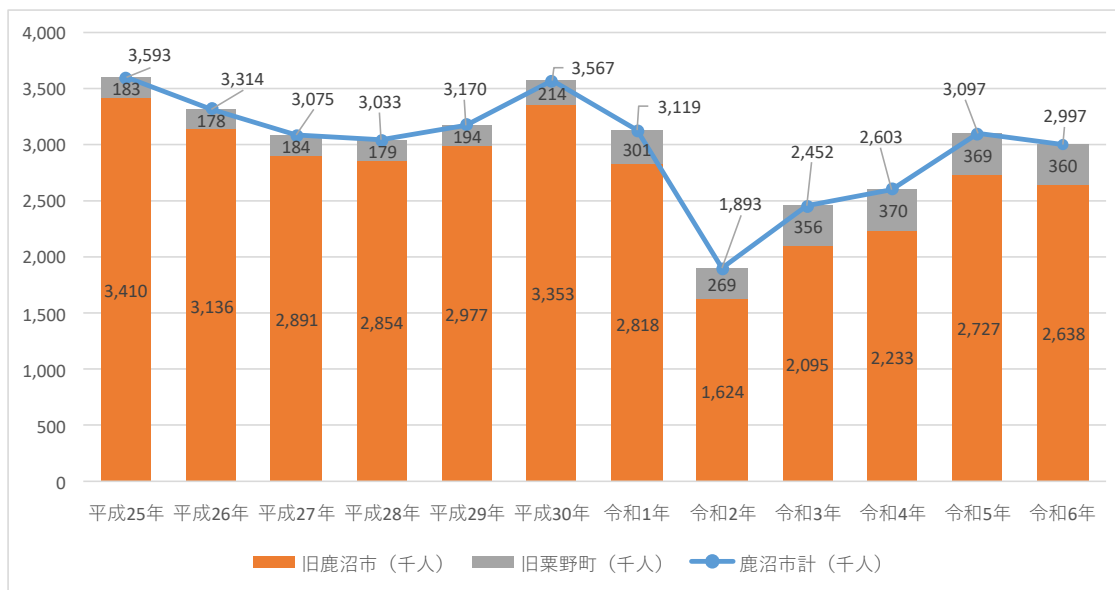
名称	概要・特徴
千手山公園	市内中心部（千手町）にある公園。公園内に「木造 千手観音菩薩坐像」（市指定有形文化財）を祀る千手院がある。
あわの城山公園	栗野城の跡地に整備されている。頂上に戦時中に構築された「口栗野防空監視哨」跡が残り、地域団体による保存活動が行われている。
川上澄生美術館	版画家・川上澄生の作品を展示する美術館。本市出身で澄生の教え子であった長谷川勝三郎のコレクションを中心に展示を行う。
仲町屋台展示収蔵庫	仲町屋台（市指定有形文化財）を展示する収蔵庫を兼ねた無人施設。日本古来の建築手法である木造漆喰壁工法で作られている。
屋台のまち中央公園	彫刻屋台展示館・掬翠園・観光物産館からなる施設。彫刻屋台展示館で久保町・銀座一丁目、銀座二丁目（全て市指定有形文化財）の所有する彫刻屋台や関連資料等を展示。掬翠園は鹿沼三名園の一つで明治～大正期に麻商・長谷川唯一郎（勝三郎の父）が造営した。
木のふるさと伝統工芸館	石橋町屋台（市指定有形文化財）の他、鹿沼箒・鹿沼組子書院障子等の伝統工芸品を展示。地元自治会が祭りや工芸の歴史文化を案内。「鹿沼組子」体験もできる。

②観光入込客数の推移

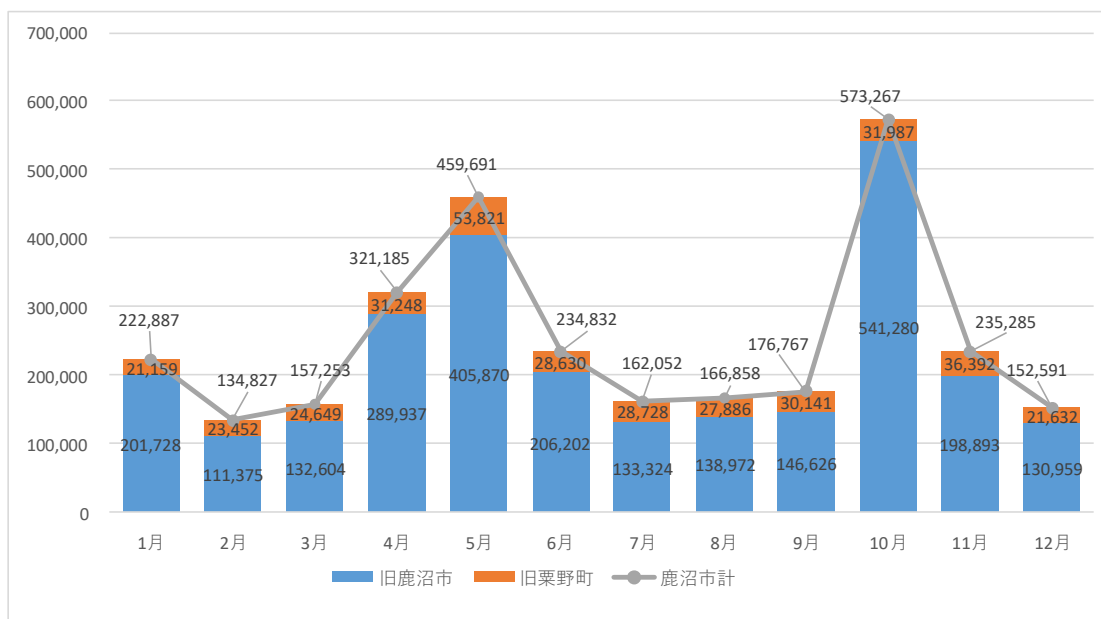
本市の年間観光入込客数は、平成25年以降年間3,000千人台を維持していましたが、コロナウイルス感染症が拡大した令和2年（2020）は1,893千人まで落ち込みました。コロナ禍が収束した令和5年（2023）以降は回復傾向にあります。コロナ禍前の数までは達していません。地区別にみると、旧栗野町の入込客数はコロナ禍においても増加傾向にあります。この間市内でグランピング施設やキャンプ場の開設が相次ぎましたが、令和6年の観光客宿泊数は、前年比83.6%、旧鹿沼市では2倍以上に増加しています。

令和6年の月別観光入込客数では、国指定無形民俗文化財である「鹿沼今宮神社祭の屋台行事」を中心とする「鹿沼秋まつり」が開催される10月（573,267人）が最も多く、次いで「鹿沼さつき祭り」が開催される5月（459,691人）が多いです。

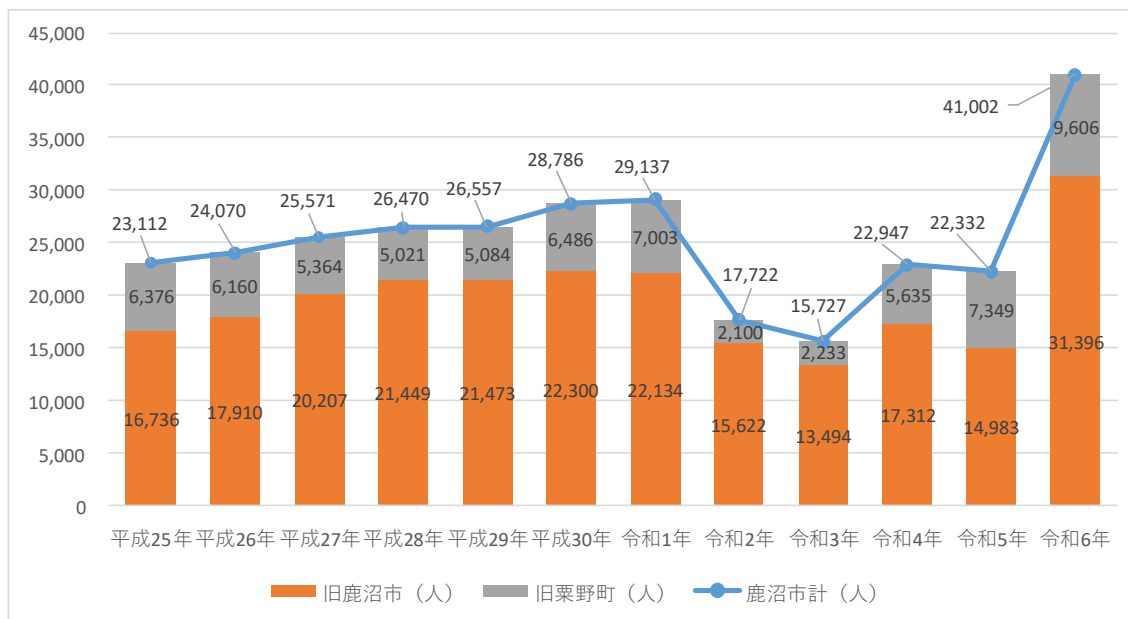
・観光入込客数年別推移



・令和6年観光入込客数月別推移



・観光客宿泊数の推移



出典：栃木県観光入込客数・宿泊数推定調査結果（各年版）

### 3. 歴史的環境

#### (1) 原始・古代

##### ①旧石器時代

鹿沼市内で発見された現在最古の人類の痕跡は下石川にある稲荷塚遺跡で、約2万数千年前の旧石器時代に遡ります。ナイフ形土器や削器・搔器、磨石などが出土し、寒冷な氷河期という厳しい自然環境の中、今では絶滅してしまったナウマンゾウやオオツノジカなど、大型の動物を追って移動する生活の様子がみられます。また、石器に使われている石材は地元で採集されるもののほか、長野県や山形県のものもありました。

坂田山三丁目付近にあった坂田北遺跡からは約1万4千年前の細石器が出土しています。これと同様のものは、西日本各地から関東地方に分布し、シベリアのバイカル湖付近にその起源が求められます。バイカル湖周辺の人々が食料となる動物を追って南に移動しながら各地に技術を伝え、それが鹿沼にまで伝わったと考えられます。また、使われている黒曜石は、栃木県の高原山産のほか、良質な伊豆諸島の神津島産と長野県八ヶ岳産のものがありました。これらは海や山を越えた遠隔地から特別に入手したものなのです。

流通センターの鹿沼流通業務団地内遺跡では、旧石器時代最終末期の打製石斧や尖頭器などが出土しています。石器の出土地点からは縄文時代草創期の爪形紋土器も発見され、旧石器時代から縄文時代へと新しい時代を迎えようとする人々の生活を見ることができます。

##### ②縄文時代

鹿沼でもっとも古い縄文時代の住居は、坂田山の坂田遺跡で発掘された早期後半の竪穴住居です。前期中ごろの鹿沼流通業務団地内遺跡からは計画的につくられた小さなムラが発掘されてい

ます。また、横根山や前日光牧場など標高約1,200m付近のゆるい傾斜地でも、早期末や前期の縄文土器が発見されており、狩猟や採取にきた人びとの一時的な生活の場があったと考えられます。

縄文時代中期になると、宝性寺西遺跡（千渡）、鹿島神社裏遺跡（玉田町）、栃窪石神遺跡（栃窪）、水神山遺跡（下武子町）、明神前遺跡（上殿町）など、前期には見られなかった規模の大きなムラが現れます。このような大きなムラは地域の中心となる拠点集落と考えられ、それぞれ2～2.5kmの間隔にあります。自然環境をみると、黒川・武子川・赤川など河川に近い台地があり、周辺にゆるやかな地形が広がっていること、低い山地が近いこと、沢や湧き水に恵まれていることなどの共通点があります。拠点集落のうちひとつのムラを支える生活圏は、関東地方南西部の生活圏よりも狭いことがわかっており、鹿沼の自然が豊かであったため、狭い範囲でも生活を支える食料が確保できたと考えられます。

明神前遺跡からは全国でも貴重な「水さらし場」が発見されました。縄文時代後期前半の水さらし場は、ドングリやトチなどのアク抜き作業のための工夫が見られます。水さらし場を使っていた頃の住所跡は見つかっていませんが、乳幼児の墓と考えられる埋甕などたくさんの墓が発見されました。縄文時代の人々が死者を大切にしていたことがわかります。

縄文時代後半から晩期になると気温が低くなり、食料の確保が難しくなったため遺跡の数は減少しますが、多くの遺跡から土偶・石棒・独鈷石・土版・特殊ミニチュア土器など人びとが祭祀に使う道具が発見されるようになります。

### ③弥生時代

弥生時代になると米作りがはじまりますが、栃木県ではその実態はまだ明らかになっていません。しかしながら、野沢町の野沢北原遺跡では、内側に粃が押し付けられてできたくぼみのある中期の土器が発見されました。土器を作るときに粃がついたまま焼かれたため残ったもので、弥生時代の米の存在を示す貴重な資料です。

弥生時代のはじめ、東日本では再葬墓という特徴的な墓がつくられていきました。鹿沼市内では、鹿沼流通団地内遺跡で1基、上永野の戸木内遺跡では18基も見つかっています。

鹿沼で弥生時代のムラの存在がわかるのは中期後半からで、台地の縁に1、2軒の住居を構えるだけの、とてもムラとは呼べないような小規模なものです。県内でも一般的な形で、西日本や南関東のムラとは大きな差があったことがわかります。

### ④古墳時代

近畿地方で興った大和政権は、東日本へと進出していきます。各地につくられた前方後円墳は、その地域の支配者の墓であるとともに、大和政権の政治の仕組みに加わっていった証拠とされています。市域には判官塚古墳（北赤塚町）と下台原古墳群12号墳（深津）という2つの前方後円墳がつけられました。両者とも6世紀後半につくられたと推定されています。判官塚古墳は、黒川流域の有力者のもので、壬生町・栃木市にある吾妻古墳の後継者の墓と考えられます。また、姿川流域では下台原12号墳が宇都宮市の塚山古墳・塚山西古墳・塚山南古墳などの後継者の首長墓と考えられています。このように、市域には流域の異なる二系統の首長がいたことがわかります。

6世紀後半から7世紀にかけては、酒野谷古墳群（村井町）、段ノ浦古墳群（花岡町）、西茂呂

古墳群（茂呂）など、数基あるいは数十基からなる群集墳がつくられます。西茂呂古墳群の2号墳は狼塚古墳と呼ばれ、石室からは馬具や直刀などの鉄製品や玉類が出土しました。

古墳時代になると家の構造が変化し、煮炊きの場が炉からカマドへと変化します。カマドは5世紀になって須恵器を作る技術などとともに、朝鮮半島から伝わりました。煮炊きをする時間が短縮できるようになり、貯蔵穴と一体化することで調理の場を固定し、居住空間を有効に使用することが可能となりました。市域では、6世紀以降、集落が増えたり規模が大きくなったりするなど、人口の増加が伺えます。そのひとつの要因に、カマドの登場による調理法の変化など、食生活の向上があったと考えられます。

### ⑤奈良・平安時代

7世紀後半から、日本列島は東アジア世界の激動に巻き込まれ、その中で中央集権国家を樹立しました。律令を制定し、天皇と貴族を中心に据えた太政官制度が整備されます。

下野国には国司が派遣され、現在の栃木市に国府が建設されました。下野国には9つの郡が設けられ、実際の国府の政治は郡司によって運営されていました。現在の鹿沼市域は都賀郡を主に、一部は安蘇郡を含みました。都賀郡の郡衙がどこに置かれたかはわかっていませんが、思川左岸の琵琶塚古墳・摩利支天塚古墳（いずれも小山市）一帯を拠点としていた豪族が郡司であったと考えられます。また、下野国には薬師寺が造立され、東国における仏教普及の拠点となりました。

このような中、天応2年（782）に下野国芳賀郡の勝道が男体山の登頂に成功し、神宮寺を創建しました。日光連山は、古来より神や仏が宿る霊場として多くの人々の信仰を集めており、ここに山岳信仰の一大拠点としての日光山が開かれました。市域の山中には、鹿沼市草久と日光市足尾との境に位置する「深山巴の宿」など、日光修験の峰修行の拠点が残されています。

平安時代には全国の神社に格付けが行われ、国の正式な記録である『日本三大実録』には「下野国賀蘇山神」に対し「従五位下」が与えられた記事があります。賀蘇山神が現在のどの場所にあったかは断定できませんが、加蘇地区と栗野地区の境にある石裂山（尾鑿山）に宿る神であると考えのが一般的です。現在、東の麓には加蘇山神社（上久我）、南には賀蘇山神社（入栗野）があり、平安時代の「賀蘇山神」を受け継いで鎮座した神社であるとされます。

## （2）鎌倉時代～南北朝時代

### ①日光山領の形成

鎌倉時代から室町時代にかけての日光山には多くの堂社があり、それぞれで宗教行事が実施されていました。そのため、日光山の運営にあてる所領として、現日光市・鹿沼市を中心に多くの郷村が拡大・整備され、「日光山往古社領六拾六郷」と後に称される日光山領の基礎が形成されました。鹿沼市域でも20郷が日光山領として割り当てられました。

また、押原郷には鎌倉時代から「押原御所」という日光山の役所がつくられ、日光山と密接に関係し、室町時代には概ね日光山領の領域をなっていたことがわかります。

「鹿沼」の名字の存在が資料の上ではじめて確認できるのは、鹿沼権三郎入道教阿です。鎌倉時代、銅製の灯籠を日光山の二荒山神社に奉納した人物として、灯籠にその名が刻まれています。鎌倉幕府が成立してから、関東全体は武士の世となり、都賀郡には御家人となった宇都宮氏の一族が勢力を広げました。鹿沼権三郎入道教阿もこの系統の人物と考えられます。

### ②南北朝の動乱

南北朝動乱は鹿沼地域にも大きな影響を与えました。南北朝時代末期の康暦2年（1380）5月、小山義政の乱、さらに至徳3年（1386）5月、義政の子・若犬丸による乱が起こりました。この乱の中、粕尾城（中粕尾）などの城が山中に築かれました。

### （3）戦国時代

戦国時代になると鹿沼城が築かれ、壬生氏が鹿沼城主となりました。永正6年（1509）、「かぬま」に壬生綱重の館があったことが連歌師柴屋軒宗長の紀行文『東路の津登』に記されています。現在知られている御殿山を中心とする城は、天文元年（1532）、綱重の子、綱房が築城したとされています。

綱房の子、綱雄は宇都宮家中の重臣として急激に権勢を強めました。家中での抗争により、永禄5年（1562）に宇都宮広綱によって謀殺されました。その後、鹿沼城主は宇都宮氏寄りの綱雄の弟、徳雪斎周長となりました。徳雪斎周長は宇都宮氏・佐竹氏との連携を深め、元亀元年以降、北関東進出を本格化させた後北条氏と対抗しました。一方で綱雄の子、義雄は後北条氏寄りの立場を取り、周長と対立しました。天正7年（1579）2月、義雄は皆川広照と連携して周長を討ち、鹿沼城を奪還しました。天正13年以降、義雄は北条方として、宇都宮氏・佐竹氏・結城氏ら北関東の反北条方と激しく抗争を繰り返します。

天正18年（1590）、義雄は小田原合戦に参陣しました。同年7月5日、北条氏は豊臣秀吉に降伏し小田原城を開城しましたが、同月8日、義雄は鹿沼に戻ることなく陣中で亡くなりました。跡を継ぐべき男子もいなかったため、壬生氏は滅亡し、鹿沼周辺の壬生氏領は秀吉の「宇都宮仕置」により結城秀康の所領となりました。

こうした激しい抗争が繰り返された戦国時代には、市域に多くの城が築かれました。東部にある、千渡城（千渡）・深津城（深津）・石川城（上石川）・茂呂城（茂呂）などは宇都宮方の城と伝わっています。また西部の山間部にも龍谷城（引田）・加園城（加園）・南摩城（上南摩町）など、工夫をこらした山城が多く築かれました。また、栗野・粕尾地区には粕尾城（中粕尾）・栗野城（口栗野）など大規模な土木工事によって敵を遮断する目的で築かれた城が残されています。これらの城は現在もその姿を見ることができます。

### （4）江戸時代

#### ①聖地日光の成立と街道

元和2年（1616）、江戸幕府を開いた徳川家康が亡くなり、家康を祀る東照社（のちの日光東照宮）が造営されると日光に至る街道と宿場の整備が行われました。市内を通る日光道中壬生通りの沿線には楡木宿・奈佐原宿・鹿沼宿が設定されました。楡木宿は東照社の造営に合わせて小藪川沿いにあった集落が集団移転したという伝承が残ります。鹿沼宿の薬王寺には日光に向かう途上の家康の遺体が滞在了りました。2代秀忠・3代家光・4代家綱による日光への参詣（日光社参）では、鹿沼宿が休憩所として利用され、その名残は「御殿山」や「御成橋」といった地名に見ることができます。

正保3年（1646）からは日光に朝廷の勅使“日光例幣使”が派遣されるようになります。例幣使

は、中山道倉賀野宿（現群馬県高崎市）と楡木宿を結ぶ例幣使道を経由し、楡木宿からは日光道中壬生通りを通行しました。

### ②分散する支配

江戸時代の市域は50以上の村に分かれていました。江戸時代の初期には、朽木氏や内田氏が鹿沼に居所を置いて周辺数か村を支配しました。しかし、享保9年（1724）に内田正親が下総國小見川に移されて以降、現市域に居所を置く大名は存在しなくなりました。

現市域には、まとまった領地は設定されず、幕府の直轄地や大名の飛び地、旗本領などが細かく配置されていました。一村を複数の領主が分割して支配する相給村落も多くありました。また、日光山が幕府最大の聖地となり、幕府が新たな領地の寄進を続けたことで、上草久村や上久我村など市域北部の村むらは日光神領に編入されていきました。

### ③人びとの暮らしと祈り

多くの人や物が行きかうことで鹿沼宿・奈佐原宿・楡木宿といった街道沿いの宿場は経済的に発展しました。口栗野村は、幕府の設定した宿場ではないものの、賀蘇山や出流山、足尾への途上に位置し、粕尾川と栗野川の合流点でもあったため、多くの商店が軒を連ねました。宿場の周辺でも、壬生氏や宇都宮氏の旧臣であるといった由緒を持つ草分百姓たちを中心に用水路や田畑の整備が進み、多くの村が成立しました。各村は麻や石灰、材木、朝鮮種人参、箒草などのさまざまな特産品の生産をおこない次第に裕福になります。刀鍛冶の細川氏一門や八木沢俊秀、荒川直行・行秀親子、彫物師の石塚直吉一族と神山政五郎、鋳物師の太田氏など諸職人の活動も活発になりました。

開発に伴い、各地で寺社の創建や堂宇の再建も進みました。鹿沼宿の今宮権現（今宮神社）は、壬生氏の保護を失ったことで一時荒廃しましたが、鹿沼宿の成立に伴って宿住民の神社として再生していきます。半田村（北半田）の医王寺の堂宇は一時焼失・荒廃しましたが、その後に再建が進められました。今宮神社祭の屋台行事や発光路の強飯式などなど各地で現在も営まれている多様な民俗行事が行われるようになったのも江戸時代からのことです。鹿沼の山中では、中世以来おこなわれていた日光修験の入峰修行も形を変えて続けられました。深山巴の宿や上永野不動岳の相澤宿などの関連史跡が残っています。

### ④花開く文化

江戸時代は文化が発達した時代でもありました。江戸時代の半ば以降には、庶民の中から漢学者の鈴木石橋やその養子で医師でもあった鈴木松亭、国学者の湯沢真龍や山口安良・柿沼広身、剣術家の福田誠好斎、剣術家で医師の小森雲石、俳諧師の池澤樸好、狂歌師の葦園正名や学廻門悟喜・悟章親子、漢学・医学・兵学に通じた中條若処といった文化の担い手たちが登場しました。また、寛政の三奇人の一人である蒲生君平や、絵師の高久靄厓といった鹿沼で学んだ後に中央で活躍する人物も輩出しました。

## （5） 明治時代～昭和戦中期

### ①変わる村の形

江戸幕府が倒れると、明治政府によって市域の村々の大名領はそれぞれの藩、それ以外は新たに設置された日光県の管轄とされました。明治4年（1871）に廃藩置県が行われ、同年末に府県

の廃置分合が実施されると現市域は栃木県下に編入されました。明治22年（1889）、町村制が施行されると市域の村むらは合併して鹿沼町・北押原村・南押原村・菊沢村・東大芦村・西大芦村・加蘇村・北犬飼村・南摩村・板来村（後に合併を解消し板荷村）・清洲村・栗野村（後に町制施行し栗野町）・賀蘇尾村（後に粕尾村と改称）・永野村にまとまります。

### ②産業の近代化

明治維新以後、地域の資産家たちによる産業の近代化が進められ、栗野銀行・鹿沼銀行などの銀行が設立されました。明治10年（1877）以降、足尾銅山の再開発が本格化すると、材木の供給地となった粕尾一帯や、栃木との輸送の中継地となった口栗野は好景気に沸きました。明治23年（1890）には日本鉄道会社日光線が、昭和4年（1929）には東武鉄道日光線が敷設されて、駅を中心にした新たな賑わいも生まれました。山間部の村々では、輸出品として生糸・絹織物の需要が高まったことを背景に養蚕と製糸業が盛んになりました。発光路牧場の設立など、牧畜・酪農業も各地で試みられました。

新たな産業が興る一方、在来産業の振興も図られました。日光県下では、久保田譲之助による板荷村と口栗野村の久保田堀開削など、幕末から行われていた報徳仕法を引き継いだ田畑の開墾・復興政策が進められました。日光奈良部町の鈴木要三は近世以来の特産品である大麻の工業化を図るため、口栗野の横尾勝右衛門らと共に下野麻紡織会社を設立しました。口栗野の中枝武雄は、独自に大麻の播種器を開発し、大麻生産の効率化を実現しました。

### ③教育と文化

明治5年（1872）の学制に従い、翌年から地域の人々によって各地に小学校が創立されました。現在の市内小学校の多くが、この頃の小学校にルーツを持ちます。久野村の安生順四郎は学制に先駆けて小学校を設立しました。また、安生は、幕府の庇護を失って荒廃した日光の社寺の保存のための組織「保晃会」の設立を主導し、文化財保護に尽力しました。保晃会には現市域の多くの名望家・資産家たちが参加しています。

大正4年（1915）には、鹿沼町青年会によって鹿沼尋常高等小学校内に図書館が開設され、後に鹿沼町に移管されて鹿沼町立図書館となりました。また、大正から昭和にかけては、深津出身の歌人半田良平や、幼少期を楡木で過ごした児童文学者の千葉省三、油田町を拠点に活動した書家の相澤春洋など鹿沼にゆかりを持つ文化人たちも活躍しました。

### ④アジア・太平洋戦争と鹿沼

昭和4年（1929）から始まった世界恐慌は鹿沼の経済にも深い影を落としました。しかし、昭和6年（1931）に満州事変が勃発すると、麻製品の多くが軍需品であったことから、鹿沼の主要産業であった製麻工業は不況を脱しました。国策による合併も進み、戦中期に帝国繊維株式会社に合流していきます。戦争が長期化し、多くの男性が従軍するようになると、銃後の女性や子どもも労働力不足を補うために動員されました。また、各地で東京からの学童疎開の受け入れも行われました。昭和20年（1945）7月12日深夜からの鹿沼空襲では、市街地北部と帝国繊維鹿沼工場が被災し、焼失家屋256戸、死者9名、重軽傷者28名の被害が出ました。

## （6） 昭和戦後期～現代

### ①戦後の経済成長

昭和20年(1945)8月に敗戦を迎えた日本では、連合国軍最高司令官総司令部による民主化改革が進められました。鹿沼町では、昭和21年(1946)、自主的に直接選挙による町長選挙が実施されました。昭和23年(1948)には鹿沼町が単独で市制を施行し、鹿沼市が誕生します。鹿沼市は昭和30年(1955)までに周辺9か村を合併していきます。同年には、栗野町・粕尾村・永野村・清洲村も合併して新たな栗野町が誕生しました。

戦後復興と、その後の高度経済成長は、鹿沼の林業・木工業に好景気をもたらし、特に建具産業は大きく飛躍しました。昭和44年(1969)には、深津・上石川・茂呂に鹿沼工業団地が、茂呂に木工団地が造成され、47年には東北自動車道と鹿沼インターチェンジが開設しました。製麻工業は平和産業として再生し、帝国繊維鹿沼工場は、消防用ホースおよびリネン紡績糸で、日本最大の生産拠点となりました。また、昭和39年には、首都圏の拡大する水需要に応えるために南摩ダム計画の構想が示され、その後の工事で水没予定地となった上南摩町の78戸の移転が行われました。南摩ダムは、令和8年度に概成予定です。

工業団地への企業進出による人口の増加で住宅地が不足するようになったため、各地で住宅団地の造成も進みました。昭和40年には日吉町、46年には晃望台、45年にはみなみ町、55年には坂田山、昭和51年には旭が丘、平成3年には松原が造成されました。50年からは平成12年にかけては西茂呂地区の宅地化を行う区画整理が実施されます。

### ②文化の発展

戦後復興期の困難な生活条件の中、文化サークルの結成や同人誌の刊行などが活発に行われ、文化の復興も進みました。中でも昭和21年(1946)創刊の総合文芸誌『鹿苑』は、自主的な文化活動の先駆けとなりました。昭和27年には鹿沼の郷土史に関心を持つ同好の士が集まった鹿沼史談会が設立され、29年に会誌『鹿沼史林』が創刊されます。鹿沼史談会とその中心メンバーは、新旧鹿沼市史編さんや、栗野町誌編さん、栃木県史編さんにも深く関わりました。

昭和44年には、今宮町に図書館を併設した中央公民館が建設されました。図書館は平成元年に睦町へ新築・移転します。図書館周辺は、その後に文化ゾーンとして整備が進み、川上澄生美術館や市民情報センター、文化活動交流館などが集まる新たな文化活動の拠点として機能しています。

### ③栗野町との合併と過疎化の進行

平成18年(2006)に鹿沼市と栗野町が合併し、新たな鹿沼市が誕生しました。合併時に人口は10万人を越えましたが、その後は減少を続け、現在は9万人を下回る状況になっています。特に中山間地域では人口減少と高齢化が著しく、各種生活支援機能を集約した小さな拠点形成や小中学校の再編といった取り組みが求められるようになっています。

### 第3章 鹿沼市の歴史文化資源の概要

## 1. 歴史文化資源の調査

### (1) 歴史文化資源のこれまでの調査

本市において、市史・町誌編さんの際に歴史文化資源に係る全般的な調査が行われました。旧鹿沼市は2回(1回目:昭和32年(1957)～昭和43年(1968)、2回目:平成5年(1993)～平成19年(2007))、旧栗野町は、昭和52年(1977)～昭和58年(1983)に行われました。また、昭和43年(1968)～昭和59年(1984)に行われた栃木県史編さんの際にも古文書の所在把握が進められました。

文化財は、指定・登録のための調査のほか、旧鹿沼市では、平成2年(1990)度～平成6年(1994)度に文化財保護法の文化財類型に基づく把握調査として「鹿沼地域文化遺産調査」が実施されています。

埋蔵文化財については、開発に伴う発掘調査を随時実施している他、旧栗野町エリアを含めた遺跡分布調査を実施し平成23年(2011)に『鹿沼市遺跡分布地図』を刊行しました。また開発行為等の際に随時、発掘調査を実施し遺跡の記録を残しています。

動物植物や地質鉱物等については、県や市による基礎調査が実施されています。

### ・鹿沼市の歴史文化資源に係る既存調査の一覧

分類	調査事業名(調査報告書名)	対象文化財(鹿沼市)	調査年度	調査主体
建造	民家緊急調査(第1次・第2次)	鹿沼17件・栗野4件の個人住宅	昭和41	栃木県
建造	近世社寺建築緊急調査報告書	今宮神社・賀蘇山神社・小松神社・谷倉神社・尾出山神社・医王寺	昭和52-53	栃木県
建造	栃木県近代化遺産(建物等)総合調査報告書	旧鹿沼市13件、栗野町2件	平成13-14	栃木県
建造	栃木県近代和風建築総合調査報告書	古峰神社(重要建築/宗教建築)・個人住宅等50件	平成27-29	栃木県
美術	鹿沼の絵図・地図調査	市域に関する絵図・地図	平成5-17	鹿沼市
無形書	栃木県諸職関係民俗文化財調査報告書	木工・竹職工伝統工芸保持者5名	昭和62-63	栃木県
有民	とちぎの絵馬調査	生子神社・今宮神社・石裂山他163件	昭和58-59	栃木県
有民	栗野の野仏調査	旧栗野町内の野仏(石造物)の把握調査。石塔など680件	昭和57-平成4	栗野町
有民	国指定重要有形民俗文化財・野州麻の生産用具(栃木県立博物館調査研究報告書)	鹿沼市を含む野州麻の生産用具	平成9-20	栃木県
有民	鹿沼市石造物調査	旧鹿沼市内の石造物の把握調査。石塔など4,842件(内近世2,015件)	平成11-19	鹿沼市

### 第3章 鹿沼市の歴史文化資源の概要

無民	栃木県の民俗（栃木県民俗資料調査報告書・第7集）	縦山地区の民俗	昭和38-39	栃木県
無民	発光路・高取の民俗（栃木県民俗資料調査報告書・第3集）	発光路地区の民俗	昭和42	栃木県
無民	栃木県の民謡（民謡緊急調査報告書）	田植唄、苗取唄等	昭和56-57	栃木県
無民	鹿沼の獅子舞（鹿沼市民俗文化財調査報告書・第1集）	鹿ノ入の獅子舞・大原の獅子舞・天下一関白流富沢の獅子舞・笹の越路の獅子舞	昭和49	鹿沼市
無民	板荷のアンバ様（鹿沼市民俗文化財調査報告書・第3集）	板荷のアンバ様	昭和50	鹿沼市
無民	鹿沼の神楽（鹿沼市民俗文化財調査報告書）	上殿の太々神楽・石裂山太々神楽	昭和51	鹿沼市
無民	栃木県の強飯（栃木県民俗資料調査報告書・第12集）	発光路の強力行事・板荷大原天満宮祭礼の強飯・日光奈良部の初午の強飯他計8件	昭和51-52	栃木県
無民	栃窪の天念仏（鹿沼市民俗文化財調査報告書・第2集）	栃窪の天念仏	昭和53	鹿沼市
無民	栗野町賀蘇山神社の獅子舞（栗野町民俗文化財調査報告書・第1集）	賀蘇山神社の獅子舞	昭和54	栗野町
無民	奈佐原文楽（鹿沼市民俗文化財調査報告書・第6集）	奈佐原文楽	昭和55	鹿沼市
無民	栗野町小松神社の獅子舞（栗野町民俗文化財調査報告書・第2集）	小松神社の獅子舞	昭和55	栗野町
無民	生子神社の泣き相撲（鹿沼市民俗文化財調査報告書・第5集）	生子神社の泣き相撲	昭和55	鹿沼市
無民	栗野町発光路の強力（栗野町民俗文化財調査報告書・第3集）	栗野町発光路の強力	昭和57	栗野町
無民	大杉神田踊り（栗野町民俗文化財調査報告書・第4集）	日渡路かんだ踊り	昭和58	栗野町
無民	栗野町尾出山神社の獅子舞（栗野町民俗文化財調査報告書・第5集）	尾出山神社の獅子舞	昭和61	栗野町
無民	上久我の民俗（鹿沼市史叢書・4）	上久我地区における民俗	平成7-11	鹿沼市
無民	栃木県民俗芸能緊急調査報告書	獅子舞5件・お囃子20件・他5件（奈佐原文楽・栃窪天念仏等）	平成8-9	栃木県
無民	上石川の民俗（鹿沼市史叢書・6）	上石川地区における民俗	平成8-11	鹿沼市
無民	栃木県の祭り・行事（栃木県祭り・行事調査報告書）	杉本稲荷神社の祭礼（酒野谷）・ゴイワイ（中栗野）・ロクジソンの村廻り（中栗野）の現地調査	平成10-12	栃木県
無民	北関東のササガミ習俗（茨城県・栃木県）（無形の民俗文化財記録第61集）	笹原田地区の習俗	平成16-17	文化庁
無民	上南摩の自然と暮らし	南摩ダム水没予定地の自然や生活風習	平成17	水資源機構・鹿沼市
無民	奈佐原文楽調査報告書（平成30年）	奈佐原文楽	平成30	文化庁

### 第3章 鹿沼市の歴史文化資源の概要

	度・変容の危機にある無形の民俗文化財の記録作成の推進事業)			
記念	鹿沼の城と館調査	市内の中世城館	平成 5-14	鹿沼市
記念	栃木県自然環境基礎調査	地形・地質・植生・植物・鳥類・哺乳類・魚類・両生類・は虫類・土壌生物・昆虫・変形菌類・菌類・地衣類他	平成 5-11	栃木県
記念	栃木県植物目録調査	市内植物	平成 7-8	栃木県
記念	栃木県版レッドリスト作成調査	地形・地質・植生・植物・鳥類・哺乳類・魚類・両生類・は虫類・土壌生物・昆虫・変形菌類・菌類・地衣類他	平成 13-	栃木県
記念	第4次鹿沼市環境基本計画策定基礎調査(鹿沼市動植物リスト2015)	植物 2,172 種・昆虫 3,577 種・鳥類 176 種・魚類 37 種・両生類 15 種・は虫類 14 種・哺乳類 39	平成 23-28	鹿沼市
記念	鹿沼市横根高原動植物調査(横根高原の自然)	横根高原の動植物類	平成 25-26	横根高原保全活用協議会
埋	各種開発に伴う発掘調査		随時	鹿沼市
埋	栃木県重要遺跡基本調査(第1期)	上石川大塚古墳群、藤江古墳群、粕尾城跡	昭和 54-56	栃木県
埋	栃木県中世城館跡分布調査(栃木県の中世城館跡)	大芦城・久我城・高谷殿など 10 件	昭和 54-56	栃木県
埋	栃木県重要遺跡基本調査(第2期)	上台原古墳群 1・2 号墳、上上野塚群、上の山遺跡	昭和 57-60	栃木県
埋	鹿沼市遺跡詳細分布調査(鹿沼市遺跡分布地図)	市全域の遺跡 295 か所	平成 3-6	鹿沼史
埋	鹿沼市遺跡詳細分布調査(鹿沼市遺跡分布地図)	旧栗野町域含む市全域の遺跡 389 か所	平成 19-22	鹿沼市
埋	栃木県重要遺跡現況確認調査報告書	栃木県重要遺跡基本調査(第1期・第2期)と同じ	平成 24-25	栃木県
全	鹿沼市地域文化遺産所在調査	旧鹿沼市の歴史文化資源(文化財類型別) 318 件	平成 2-6	鹿沼市
全	鹿沼市史(第1次)編纂の際の調査	旧鹿沼市の歴史文化資源	昭和 32-43	鹿沼市
全	鹿沼市史(第2次)編纂の際の調査	旧鹿沼市の歴史文化資源	平成 5-19	鹿沼市
全	郷土資料調査・保存・活用事業	鹿沼市全域の歴史文化資源	平成 20-	鹿沼市
全	栗野町誌編纂の際の調査	旧栗野町の歴史文化資源	昭和 52-58	栗野町
全	栗野の文化財調査	「栗野の文化財」(昭和 63 年)の刊行に関わる調査	昭和 63	栗野町
全	栃木県史料所在目録	旧鹿沼市、旧栗野町の古文書群	昭和 43-59	栃木県

全	栃木県歴史の道調査報告書	日光道中壬生通り、日光例幣使道	平成 17-19 平成 20-22	栃木県
---	--------------	-----------------	----------------------	-----

※歴：歴史資料、建：建、無：無形文化財、有民：有形民俗文化財、無民：無形民俗文化財、記：記念物、埋：埋蔵文化財、全：歴史文化資源全般

## (2) 歴史文化資源の調査の課題

前述の通り本市では、市史・町誌の編纂作業を通じて市域における歴史文化資源の調査・研究が進められてきました。旧鹿沼市が実施した「鹿沼市地域文化遺産所在調査」は、現在まで文化財指定等に活用されていますが、旧栗野町は同等の把握調査を実施していないため、全般的に把握状況に差が生じています。また、「鹿沼市地域文化遺産所在調査」は実施から長期間が経過しているため、旧栗野町を含めた統一した基準による総合的な調査が必要です。

有形文化財のうち建造物は、「鹿沼地域文化遺産調査」以降も把握調査を実施していますが、前回の調査から長期間が経過しているものがある他、社寺建築に付属する彫刻や神仏像は未調査であるものもあります。近現代の建造物は道路拡幅や所有者の変更などにより、未調査のまま取り壊される例があります。

美術工芸品は、「鹿沼地域文化遺産調査」以降、把握調査は実施されていません。特に絵画については、専門家による網羅的な調査は行っておらず、市内には相当数の未調査絵画資料が残されていると考えられます。

書跡・典籍・古文書・歴史資料は、市史・町誌編さん終了後も継続して調査・整理を行っていますが、家や個人での管理が困難になったことによる調査や寄贈の要望に十分対応できていません。また、市史・町誌編さん事業から年月が経過していることを鑑み、既調査分についても所蔵者と管理状況の現状調査を行っていく必要があります。さらに、把握していても明治20年以降の資料や、信仰・文化に関する資料などが未整理のままになっている例が多数存在します。

有形の民俗文化財の内、近世石造物は、旧鹿沼市域は市史編さん時に把握調査を実施しましたが、管理者が不在になる他、開発等に伴い撤去される例が散見されます。また旧栗野町域や山岳にある石造物については把握調査が十分ではありません。また民具や祭礼具等は、把握調査が十分ではなく、高齢化や過疎化が進む中廃棄されるものが少なくないと考えられます。

伝統芸能や行事等の無形の民俗文化財は、指定文化財を中心に記録保存事業が行われてきましたが、社会状況の変化の影響により休廃止する行事も散見されるため、現状調査や記録の必要性が高まっています。また、未指定である無形の民俗文化財については、概要や保存団体、実施状況の把握が十分に行われていません。

「その他の歴史文化資源」については、把握が十分ではありません。調査対象や方針を明確にした上で調査を進める必要があります。地名には、地域の歴史的背景や自然環境と

関係が深いものや、ダム事業や区画整理等の開発行為により失われてしまうものもあるため、適切に記録・保存していく必要があります。方言や地域特有の語彙もまた、都市化や生活の変化、標準語の普及が進んだことにより失われつつあるため、調査を急ぐ必要があります。民話や伝承は、市史・町誌編さんの際に収集された他、郷土誌の記録や民話集などに残されていますが、統一した基準に基づき総合的な把握を行う必要があります。また、文化財を補完する記憶や知恵の集積であるオーラルヒストリーについても、本地域計画において的確に位置付け、早急に収集保存に取り組んでいく必要があります。

### (3) 今後の歴史文化資源の調査の展望

歴史文化資源の保存活用のため、文化財の種類や指定・未指定を問わず、継続した調査・整理・研究を進めていくことが不可欠です。そのために調査・整理・研究を主導できる各分野の専門職員の採用・育成を行う必要があります。特に、旧栗野町域は、過疎化が進んでいる上、旧鹿沼市域と比較して埋蔵文化財を除く歴史文化資源の所在把握が十分に行えていないため、重点的に調査をする必要があります。

個人所有の文化財については、引き続き所在の把握に努めると共に、既調査分についても管理者や保管状況の再確認を行わなければなりません。これと並行して資料や行事のデジタル化による記録保存を進める必要もあります。

また、所在把握や調査・整理・研究にあたっては、図書館や川上澄生美術館等の関連部署や、文化財保護審議会や大学といった専門機関、市民等との連携を密にする必要があります。

## 2. 歴史文化資源の状況

### (1) 指定等文化財

本市には、国指定2件、国選択1件、県指定64件、市指定133件、国登録7件の計207件の指定等文化財があります。類型別の件数は、有形文化財160件、次いで民俗文化財26件、記念物23件であり、無形文化財、文化的景観、伝統的建造物群の指定は現在ありません。

### 第3章 鹿沼市の歴史文化資源の概要

・指定等文化財の件数（令和8年(2026)8月現在）

区分（種別）		国指定	国選択	県指定／ 選定	市指定	国登録	計	
①有形文化財	建造物			9	9	7	25	
	美術工芸品	絵画			14	12		26
		彫刻			19	19		38
		工芸品			10	31		41
		書跡・典籍			2	4		6
		古文書						0
		考古資料			3	6		9
		歴史資料				15		15
②無形文化財							0	
③民俗文化財	有形の民俗文化財				8		8	
	無形の民俗文化財	2	1(3)	1	12		16(18)	
④記念物	遺跡			1	5		6	
	名勝地						0	
	動物、植物、地質鉱物			5	12		17	
⑤文化的景観							0	
⑥伝統的建造物群							0	
合計		2	1(3)	64	133	7	207(209)	

※国選択無形民俗文化財3件のうち、県指定1件(奈佐原文楽)・市指定1件(生子神社の泣き相撲)が重複する。

その他	埋蔵文化財包蔵地	389
	選定保存技術（県）	1

### (2) 未指定文化財

令和8年(2026)8月現在において把握している本市の未指定文化財は7,249件になります。

前述のとおり、旧鹿沼市による「鹿沼地域文化遺産調査」及び旧栗野町が実施した『栗野の文化財』編集の際の調査(以下、栗野文化財調査)において、文化財保護法の類型に基づく未指定文化財を把握しました。さらに、栃木県が実施した建造物や伝統芸能などの分野別の調査によって、市内の未指定文化財の概要や現況が把握されています。

#### ①有形文化財

建造物は、鹿沼地域文化遺産調査と栗野文化財調査の他、栃木県が実施した近世社寺建築緊急調査や民家緊急調査、栃木県近代化遺産総合調査、栃木県近代和風建築総合調査により、市内の社寺建造物や民家、その他の建造物を把握しています。

美術工芸品は、鹿沼地域文化遺産調査と栗野文化財調査により、市内の絵画・彫刻・工芸品を把握しています。また、市史・町誌編さん以降も個人宅に残る古文書等の調査を継続しており、整理と目録作成をしています。

#### ②無形文化財

無形文化財は、栃木県が実施した「諸職関係民俗文化財調査」により、本市の木工・竹工職に関わる伝統技術保持者が把握されました。本計画では伝統技術保持者の現存が確認できる「きびがら細工」、「鹿沼箒」を未指定の無形文化財としました。

#### ③民俗文化財

有形の民俗文化財は、鹿沼地域文化遺産調査と栗野文化財調査の他、旧鹿沼市が石造物調査を実施し、山岳などの一部地域を除く石造物を把握しました。このうち近世のものは『鹿沼市の近世石造物』としてまとめられています。また、旧栗野町も碑塔類や石造物を含む野仏の把握調査を実施し、その成果は『栗野の野仏』としてまとめられています。

無形の民俗文化財は、鹿沼地域文化遺産調査と栗野文化財調査の他、栃木県が実施した「栃木県の祭り・行事調査」や「栃木県民俗芸能緊急調査」等により、本市の祭りや伝統行事、民俗芸能が把握されています。

#### ④記念物

遺跡は、遺跡詳細分布調査を2回実施しています。また、旧鹿沼市が市史編さんの際、中世の城館跡の追加調査をしました。

名勝の把握調査は実施していませんが、近代の鹿沼三名園の中で唯一現存する掬翠園や、古峰神社の古峯園は名園として知られています。

動物、植物、地質鉱物は、鹿沼地域文化遺産調査と栗野文化財調査を実施し、「今宮神社の大櫓」や「ハッチョウトンボ生息地」など、市内の古木や動植物の生息地を把握しています。

#### ⑤文化的景観

文化的景観の把握調査は実施していませんが、令和4年（2022）度実施した「鹿沼市文化財保存活用地域計画にかかるアンケート」（以下、市民アンケート）の結果が示すように、山林や大芦川などの清流が織り成す自然景観そのものが、本市を象徴する景観と認識されています。本市の特徴的な文化的景観としては、深岩石・大谷石等を用いた石造りの建造物が点在する景観や、深岩石の砕石によって形成された岩山の景観、宿場跡の短冊状の町割りがあります。伝統作物である「野州麻」の生産風景も特徴的な農村景観です。以上から未指定文化財件数は4件としました。

⑥伝統的建造物群

伝統的建造物群の把握調査は実施していません。

・未指定文化財の件数（令和8年（2026）8月現在）

区分（種別）		計	
①有形文化財	建造物	91	
	美術工芸品	絵画	17
		彫刻	28
		工芸品	20
		書跡・典籍	11
		古文書	14
		考古資料	24
		歴史資料	1,026
②無形文化財		2	
③民俗文化財	有形の民俗文化財	5,720	
	無形の民俗文化財	164	
④記念物	遺跡	110	
	名勝地	2	
	動物、植物、地質鉱物	22	
⑤文化的景観		4	
⑥伝統的建造物群		0	
合計		7,249	

（3）その他の歴史文化資源

鹿沼市史や栗野町誌の編さんの際に、民話や伝説等の口頭伝承、ことわざや方言、地名の由来等が収集されましたが、体系的な把握調査は実施していません。オーラルヒストリーについては、鹿沼市史編さんの際に産業に関わる体験談が一部収集された他、平和行

政の一環として戦争体験談が収集記録されていますが、体系的な収集は行われていません。

## 3. 鹿沼市の歴史文化資源の特徴

### (1) 有形文化財

#### ① 建造物

建造物の指定等文化財は、県指定9件・市指定9件・国登録7件の計25件です。

指定等文化財は、社寺建築がほとんどで、全て近世以降に建造されたものです。神社建築は一間社流造が多く、その他三間社流造・入母屋造などです。近世前期に建立されたものには「磯山神社本殿」と「今宮神社本殿」があります。近世中期以降は、彫刻による社殿の装飾化が進み、近世後期には戸張町の「星宮神社本殿」、久野の「小松神社本殿」をはじめ、壁面全体を彫刻で埋めつくす神社も現れます。屋台彫刻と同じく磯辺一族や石塚直吉、神山政五郎等の栃木県や本市所縁の彫工たちの活躍が見られます。代表的な寺院建築としては、多くの指定文化財を有する東高野山を号する医王寺があり、大伽藍を構成する「金堂」・「客殿」・「講堂」等の6件が県の指定文化財に指定されています。

登録文化財は、明治以降の建造物が多く、「福田家住宅」（麻問屋の商家建築）や「旧帝国繊維石蔵」は、麻の集散地であった鹿沼宿が製麻工業を中心とする近代都市に発展する歴史を物語る資料として貴重です。

未指定文化財は、「鹿沼北小学校舎」や口栗野の「福田家見世蔵及び洋館」の他、商家や医院等の建築物があります。また、旧鹿沼町内・楡木・奈佐原町に残る明治以降の町屋建築は、江戸時代に整備された宿場を基礎として近代以降も発展を続けたまちの歴史を伝える建造物といえます。

#### ② 美術工芸品（絵画）

美術工芸品（絵画）の指定等文化財は、県指定14件・市指定12件の計26件です。

指定等文化財は、南画家の高久靄厓の作品が15件で最も多いです。靄厓は一時、鹿沼宿に居住し、山口安良や鈴木松亭（石橋の子）等当地の文人と交わりながら画作を行っていました。その他、市または県にゆかりを持つ小杉放菴や荒井寛方、寺崎広業、田崎草雲等の作品があります。

未指定文化財は、主に近現代の作家である竹井漣洲や島多訥郎、曾我芳子、玉置正敏、福田徳樹、川上澄生等の作品を市内各所で見ることができます。特に竹井漣洲は、関東南画の流れを汲み、保晃会で日光東照宮の建造物縮図模写に携わるなど文化財保護の取組にも従事しました。また、曾我芳子は仲間とともに栃木県女流美術家協会を立ち上げ、県内における女性画家の作品発表の場を構築するなどの実績があり、市内の小中学校に作品が多く残されています。川上澄生は木版画家として3,000点近い作品を残し、その多くは鹿沼市立川上澄生美術館にコレクションされ、常時公開されています。

#### ③美術工芸品（彫刻）

美術工芸品（彫刻）の指定等文化財は、県指定19件・市指定19件の計38件です。

指定等文化財は、仏像が最も多く、医王寺では、定朝様式の影響が見られる平安時代後期の「木造 薬師如来像」をはじめ13点が全て県の指定文化財に指定されています。鎌倉時代の仏像としては、千手院の「木造千手観音菩薩座像」や、光明寺の「木造阿弥陀如来像」があります。江戸時代は、正蔵院の「木造愛染明王坐像」のような優品もありますが、概ね仏像様式の形式化が進みます。こうした中、熱烈な信仰心から清新な仏像を製作したのが円空や木喰等の遊行僧でした。円空の作は、日光来訪の折に製作され、広済寺に移されたといわれる「木造千手観音菩薩立像」があります。木喰は日本廻国の折に、安永9年(1780)から翌年に掛けて栃窪に滞在し木彫仏像を制作しました。微笑の少ない初期の特徴を示す作で「木造薬師三尊像と十二神将像」など5件が県及び市の文化財に指定されています。仏像や神像以外は、「奈佐原文楽人形頭」があります。関西流の作も含み奈佐原宿が街道を介した文化交流の要衝であったことを示しています。

未指定文化財は、私塾・麗澤之舎を開いた鈴木家に伝わり、鹿沼宿における学問の盛行を示す磯辺奎齋作「木造孔子像」などがあります。また、新鹿沼駅前には岡本太郎作の「夢の樹」があります。

#### ④美術工芸品（工芸品）

美術工芸品（工芸品）の指定等文化財は、県指定10件・市指定31件の計41件です。

指定等文化財は、刀剣が21件と最も多く、下野を代表する刀工として鹿沼宿を拠点に活動した細川一門及び周辺刀工の作品が残ります。次いで多いのが今宮神社の氏子町が保有する彫刻屋台で、27台のうち14台が市の文化財に指定されています。江戸時代中期には踊屋台であったものが、幕府の取り締まりにより彫刻が施された四輪形式の囃子屋台に移行し、江戸時代後期から末期に作られた黒漆塗りと白木の屋台13台が現存しています。彫刻屋台は「鹿沼秋まつり」で曳き出される他、常時公開されるなど活用が進んでいます。また、医王寺の仏具類5点や、銘文に日光山と今宮権現との関係を示す「銅製鰐口」（今宮神社）があります。

未指定文化財は、深津の延命寺の天棚や、各地域の神社に伝わる神輿等があります。天棚は民俗行事である天祭や天念仏とともに、広域的な分布状況など調査把握が必要です。

#### ⑤美術工芸品（書跡・典籍）

美術工芸品（書跡・典籍）の指定等文化財は、県指定2件・市指定4件の計6件です。

指定等文化財は、鹿沼を代表する漢学者・篤志家である鈴木石橋に係る「鈴木石橋遺稿」127冊や、その思想の源となった五千冊を超える「麗澤之舎蔵書」があります。経典類では、医王寺が地方における真言宗の中心道場であったことを示す「理趣経・般若心経版木」の他、栗野地域における数少ない中世史料であり山間地の民間信仰を表す発光路の「大般若

経」があります。

未指定文化財は、天保の將軍社参の際に鹿沼宿に宿泊した水戸藩主徳川斉昭が書いた「徳川斉昭戸袋書」や、「日下部鳴鶴書」等があります。鳴鶴はあわの城山公園にある横尾勝右衛門家の墓碑に揮毫する等、本市に所縁がある書家です。

#### ⑥美術工芸品（古文書）

美術工芸品（古文書）の指定等文化財はありません。

未指定文化財としては、戦国時代の壬生氏に由来する「座禅院昌淳官途状」や「壬生義雄後室官途状」などがあります。また、地方文書をはじめとする近世の支配や生活の実態を示す古文書が旧名主宅などに伝わっており、調査を続けています。地方文書等は、現在までに 541 件が確認されています。

#### ⑦美術工芸品（考古資料）

美術工芸品（考古資料）の指定等文化財は、県指定 3 件・市指定 6 件の計 9 件です。

指定等文化財は、鎌倉時代の「板碑」や天文 6 年（1537）造立の「石幢（深岩）」、鎌倉時代の「医王寺 宝篋印塔」等です。天神町の「天満宮宮殿屋根」は、銘文から願主が壬生氏出身の日光山権別当・昌淳であることが分かり、日光山と壬生氏の関係を示す史料です。

未指定文化財は、旧石器時代の人びとの生活を示す史料として坂田北遺跡から出土した黒曜石の細石器や、縄文時代の明神前遺跡出土遺物などがあります。また、西茂呂古墳群の狼塚古墳から出土した多くの遺物のうち馬具はその変遷を知ることができます。

#### ⑧美術工芸品（歴史資料）

美術工芸品（歴史史料）の指定等文化財は、全て市指定で 15 件です。

指定等文化財は、南北朝時代の「石裂神社鰐口」から「明治の地租改正文書」まで、時代・分野は多岐にわたっています。江戸時代の庶民の活動が分かる「天保の裁許絵図」や「鉄眼版大般若波羅蜜多経」の他、銘文から過去の事象を知ることができる「光明寺梵鐘」等があります。

未指定文化財は、麗澤之舎で使われていた天体器具や、鹿沼の狂歌・俳諧文化の流行を示す献額などがあります。また、「加蘇村兵事資料」のような近現代資料も多く残されています。

#### （2）無形文化財

無形文化財の指定文化財はありません。

未指定文化財としては、江戸時代から鹿沼で生産されている座敷箒「鹿沼箒」と、箒と同じ材料・技法から作られるきびがら細工の工芸技術があります。

### (3) 民俗文化財

#### ①有形の民俗文化財

有形の民俗文化財の指定等文化財は、全て市指定で8件です。

指定等文化財は、それぞれが文化財に指定されている上粕尾地区の5体の「双体道祖神」などがあります。男女二神が抱擁する姿などで表される双体道祖神は長野県に最も多く、二番目に多い群馬県を經由して同地に伝えられた可能性があります。また下粕尾の常楽寺に伝承されてきた「録事尊」の縁起や書状等で構成される「録事尊縁起関連資料」があります。無形民俗文化財に指定されている「録事尊の村廻り」と共に、録事尊という地域特有の民間信仰に係るものです。

未指定文化財は、「笹之越路の獅子舞文書・道具」といった民俗行事に係わる用具の他、庚申塔など信仰に係わる石造物があります。石造物については旧鹿沼市と旧栗野町で詳細な把握調査が実施されています。

#### ②無形の民俗文化財

無形の民俗文化財の指定等文化財は、国指定2件・国選択3件（うち1件が県指定、1件が市指定と重複）・県指定1件・市指定12件の計16件です。町場や農山村地域に住む民衆の生活や信仰、文化的な交流に基づいた民俗文化財があります。

指定等文化財は、重要無形民俗文化財の「鹿沼今宮神社祭の屋台行事」と「発光路の強飯式」があります。鹿沼今宮神社祭の屋台行事は、慶長年間（1596～1615）の発祥といわれ、現在例年10月に行われる同神社の付け祭りには氏子町から約20台の彫刻屋台が曳き出され、各町がお囃子を競い合う「ぶっつけ」等が行われます。江戸囃子に源流を有するといわれる鹿沼の囃子は市内約30団体によって継承されており、「塩山囃子」「玉田囃子」が市の文化財に指定されています。また、「発光路の強飯式」は日光修験の儀式として行われた強飯行事「日光責め」の流れを汲むといわれ、本地域と日光との関係を示す行事です。

民俗芸能には「奈佐原文楽」があります。文化年間（1804～1818）頃、奈佐原宿に伝えられたといわれ、鹿沼が街道を介した文化交流の要衝であったことを示す伝統芸能といえます。

農村地域には「栃窪の天念仏」「板荷のアンバ様」や「生子神社 日の出祭り」等の信仰に基づく行事や「上殿太々神楽」や獅子舞等の伝統芸能があります。獅子舞は東日本に多く見られる一人立三匹の「尾出山神社関白流獅子舞」「賀蘇山神社関白流獅子舞」「小松神社天下弍関白流獅子舞」が市の文化財に指定されています。

未指定文化財は、栗野の正月行事である「ゴイワイ」や、各地域で行なわれる「どんど焼き（トリゴヤ）」「藁鉄砲」「天祭」等の農耕儀礼に関わる行事等があります。

### (4) 記念物

#### ①遺跡

本市における記念物（史跡）の指定等文化財の件数は、県指定1件・市指定5件の計6件です。

指定等文化財は、日光開山前に勝道が修業した地と伝わる横根高原の周辺に残る「深山巴の宿」「通順坊平巴の宿」があります。本市西北部の足尾山地に連なる峰々が日光修験の峰修行の拠点であったことを示す史跡です。また、中世に本市域が豪族たちの抗争の要衝となり多くの城館が築かれた歴史を示す「栗野城跡」があります。さらに、近世に日光道中壬生通り及び日光例幣使道に沿って発展した歴史を象徴する史跡として「北赤塚一里塚」があります。

未指定文化財は、戦争遺跡である「口栗野防空監視哨」、伝説・伝承に関わる「芭蕉の笠塚」「こうけ塚」、報徳仕法によって整備され現在も農業用水として活用される「吉良堀」「久保田堀」等があります。また、「鹿沼城跡」は、近年新市庁整備に伴う調査による遺構の発見や、ボランティアによる保全活動、関連イベントの開催等により注目されています。

#### ②名勝

記念物（名勝）の指定文化財はありません。

未指定文化財は、麻問屋の長谷川唯一郎によって作られた日本庭園「掬翠園」や、古峰神社にある回遊式庭園「古峯園」などがあります。

#### ③動物・植物・地質鉱物

本市における記念物（天然記念物）の指定等文化財の件数は、県指定5件・市指定12件の計17件です。また、国の特別天然記念物であるニホンカモシカが生息しています。

指定等文化財は、「磯山神社のスギ」「尾出山神社のモミ」等の神木があります。明治43年（1910）まで立木で存在した「賀蘇山神社大杉切株」は当時樹齢1,800年で国内最古と判定しました。また、勝道が修業を積んだといわれる横根山を含む市北西部の「前日光県立自然公園」には、動植物の宝庫といわれる「横根山井戸湿原」や氷河期の地形変化を残す「横根山の岩海」があります。一方、市内東南部には県内における自生地の南限といわれる「深津のザゼンソウ群落」があり、これらは水や緑の豊富な本市の自然を代表する天然記念物といえます。

未指定文化財は、「今宮神社の大欒」「城宝寺の椿」「久我神社の大杉」等の社寺に所縁のある樹木の他、「トウキョウサンショウウオ」や「グンバイトンボ」など希少な生物の生息地があります。

#### (5) 文化的景観

文化的景観の指定文化財はありません。

未指定文化財としては、深岩や日吉町近辺から産出する深岩石や、宇都宮市の大谷から産出する大谷石を用いた石造りの建造物が点在する景観や、今現在も深岩石の採石が行わ

れるために切り立った岩壁を持つ岩山の景観、伝統作物である「野州麻」が広がる生産風景などがあります。また、「口栗野の街道筋」は江戸時代以来の商家の町並みの名残があります。

#### (6) 伝統的建造物群

伝統的建造物群の指定文化財はありません。未指定文化財についても把握されていません。

#### (7) 埋蔵文化財

「鹿沼市遺跡詳細分布調査」により確認された本市の埋蔵文化財包蔵地の数は390件で、その内訳は包蔵地252件、集落跡33件、古墳・古墳群27件、塚43件、城館跡35件の計390件です。市内の遺跡の多くは足尾山地東側の丘陵や台地に分布しています。

縄文時代の遺跡は多く確認されており、水さらし遺構で知られる「明神前遺跡」等があります。弥生時代には再葬墓群として知られる「戸木内遺跡」があります。古墳時代には集落跡の他、中後期に掛けての古墳群が確認されています。中世（戦国時代）には、壬生氏や宇都宮氏、皆川氏等の周辺勢力の抗争地となったことから多くの城館が築かれ、「下南摩城」「粕尾城」「諏訪山城」等多くの山城跡も残されています。

#### (8) 文化財の保存技術

文化財の保存技術は、県選定1件「祭屋台車製作修理」です。御所車の車輪を製作修理する同技術は「鹿沼今宮神社祭の屋台行事」をはじめ、地域の祭屋台等の保存継承に不可欠なものです。

また、指定・選定には該当しませんが、市内には彩色・彫刻・木工の祭屋台等製作修理技術者が居住しており、祭屋台の保存継承を支えています。

#### (9) その他の歴史文化資源

その他の歴史文化資源として、食文化や地名、方言、民話・伝承等が挙げられます。

食文化には、初午の日に無病息災を祈願して作られる「しもつかれ」があります。しもつかれは文化庁の「100年フード」に認定されています。また、特徴的な給食メニューとして半世紀近く親しまれている「インド煮」があります。近年では、崎陽軒の創業者が鹿沼市出身という縁から広がった「かぬまシウマイ」も定着しつつあります。また、鹿沼市は県内有数のそばの生産地、消費地であり、認証された事業者のみが提供できる「鹿沼そば」は各地にファンを持つブランドとして定着しています。

地名には、宿場の成立（下田町、中田町、上田町）や、産業（麻苧町、笠場）などに由来するものがあり、地域の歴史を知るための貴重な資源です。

また、人々の生活の中で培われてきた地域特有のことばである方言は、例えば青年期ま

で鹿沼で過ごした児童文学作家・千葉省三（1892～1975）の童話作品に生き生きと描かれています。

民話・伝承類といった人物や社寺、地名に係る言い伝えも多く残されており、市史・町誌編さんの際に採集が行われました。人物では、録事尊（中野智玄）、弘法大師、源義経、烏丸広済、万里小路藤房等に係る伝説が地名や史跡と共に残されています。

## 第4章 鹿沼市の歴史文化の特性

### 1. 鹿沼市の歴史文化の特性

本市の西北部は足尾山地が広がり、これら山々を源とし溪谷を刻むように南流する幾筋もの河川の浸食作用によって南東部に、沖積低地や段丘のある平地部が形成されています。こうした自然環境は、特徴的な起伏に富んだ美しい景観を生み出すとともに、多くの資源をもたらすなどして本市の歴史文化を育くむ基盤となってきました。

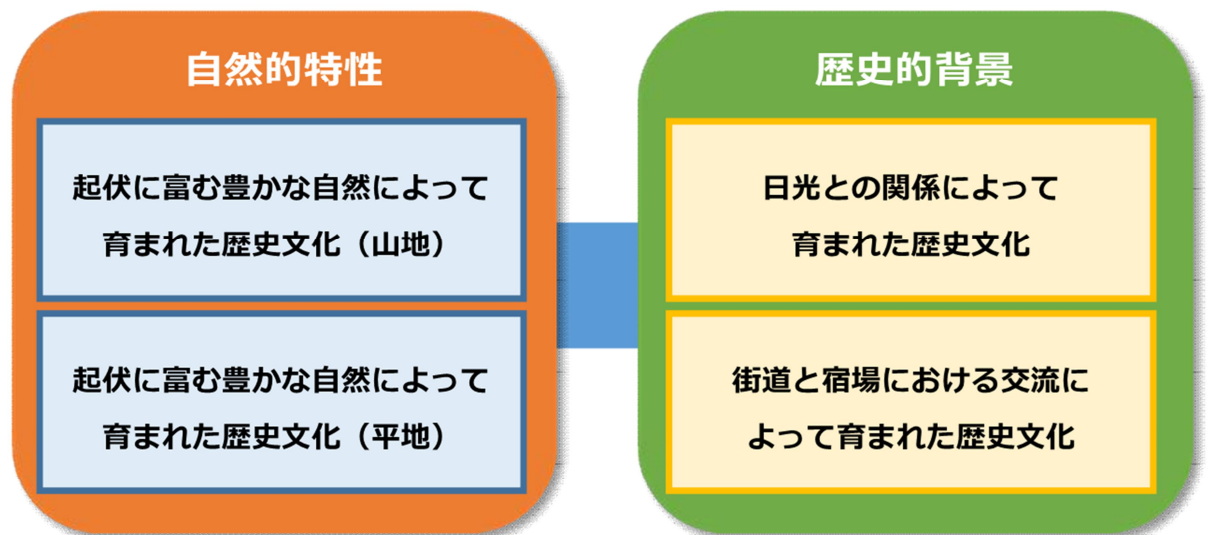
山地では、山岳信仰に代表される精神文化が育まれるとともに、日光開山に伴う宗教上（日光修験）の拠点整備が整えられました。一方、平地では縄文時代から人々の定住が見られ、やがて農業地帯として発達するとともに、中世には日光山領が形成され、また江戸時代には街道や宿場が整備され、人びとの往来や物産の集散が頻繁になったことが影響し、多種多様な歴史文化が育まれました。

こうした本市の歴史文化の特性を、以下の通り整理することができます。

- ①起伏に富む豊かな自然によって育まれた歴史文化（山地）
- ②起伏に富む豊かな自然によって育まれた歴史文化（平地）
- ③日光との関係によって育まれた歴史文化
- ④街道と宿場における交流によって育まれた歴史文化

①②は、標高差1,000mを超える本市の地形や地理的な特徴から捉えた歴史文化の特性です。一方③④は、地形や地理的特徴に密接に関係しながら展開した歴史的背景を有する特性です。これらを総合し鹿沼の歴史文化の特性を「起伏に富んだ豊かな自然と要衝における交流が育んだ歴史文化」と表すことができます。

#### 鹿沼の歴史文化の特性 イメージ



### ①起伏に富む豊かな自然によって育まれた歴史文化（山地）

本市の西北部は標高 500m～1,500m級の山地で、前日光県立自然公園の中央に位置する横根高原は、最高峰の方塞山と横根山、勝雲山、そして動植物の宝庫で知られる「井戸湿原」などから成り、また直径数メートルの花崗岩が集まった「横根山の岩海」があります。足尾山地を構成する地層・足尾帯には多くの鉱山が分布し、かつては大々的に採掘が行われていました。

山地の村々では豊富な山林資源を元に江戸時代から木材の生産が盛んでした。これら木材の輸送には大芦川・黒川等の河川が利用され、思川や渡良瀬川に合流し江戸市場まで運ばれました。また「石裂炭」に代表される林産物も多く出荷されました。

足尾山地の谷底平野や山麓の扇状地では、冷涼多湿という地理的特性を活かし麻の生産が盛んに行われてきました。特に栃木県で生産される「野州麻」は弘治年間（1555～58）に、現在の引田または口栗野の岡で栽培されたのが始まりといわれ、近代以降に製麻工業が確立することで、木工業とともに本市の近代産業発展の礎となりました。

山地は、山岳信仰の場でもあり、古峰ヶ原は日光修験の拠点の一つとなりました。賀蘇山神社・加蘇山神社の御神体とされている石裂山（尾鑿山）は、現代に至るまで多くの参詣者を集めている他、「山の神」といった地名も残されています。また、粕尾の双体道祖神のような民間信仰も存在しました。

#### ・関連する主な歴史文化資源

名称	概要
横根山井戸湿原	市天然記念物。本市最西部に位置し、横根山麓の平地に周辺の沢水が流れ込んでできた約 5 ヘクタールの小規模な湿原。この湿原は高山植物の宝庫であるが、近年は徐々に乾燥化が進み湿原としての機能が失われつつある。
横根山の岩海	市天然記念物。横根山周辺で見られる直径数メートルにも及ぶ花崗岩の巨石が重なって分布する。横根山の基盤となる花崗岩が地表に露出し、長年の風化や冷却の作用によって砕かれ、谷を埋め尽くすことによって生まれた。
野州麻の生産用具	国有形民俗文化財。栃木県立博物館館所蔵。鹿沼市とその周辺部（安蘇・都賀地方）で江戸時代以来用いられてきた麻生産に係る用具類を収集したもの。代表的な麻生産地である本市とその周辺における生産実態を示すとともに、日本における植物性繊維の生産・利用の変遷を知る上で重要な資料である。
麻栄業図	市有形民俗文化財。市内麻問屋に伝えられた布装の折本。明治時代前期における野州麻の生産過程を 29 の場面に描いたもの。野州麻の振興と、生産者への啓蒙を図る目的で作成されたと考え

	られる。
文化活動交流館石蔵	国登録有形文化財。旧帝国繊維石蔵。大正初期に建てられた製麻工場の石蔵。壁は市内で産出される深岩石で作られ、キングポストトラスの小屋組みにより鋼板葺の屋根を支え、内部に柱のない大空間を生み出す。麻の産地であった本市の近代化に大きな役割を果たした歴史的建造物である。平成8年に市へ寄贈された。
石裂山（尾鑿山）	入粟野と上久我にまたがる山。『日本三大実録』に記載のある従五位下を与えられた「下野国賀蘇山神」は、石裂山に宿る神と考えられている。現在は東の麓に加蘇山神社、南の麓に賀蘇山神社が鎮座する。賀蘇山神社境内の「大杉切株」は市天然記念物。
双体道祖神	市有形民俗文化財。粕尾の双体道祖神は、信濃国から上野国を経て伝来したと考えられている。明和元年（1764）から天保5年（1834）に建立されたもの8体が残る（内1体は令和元年東日本台風により滅失）。

## ②起伏に富む豊かな自然によって育まれた歴史文化（平地）

西北部の山地から流れ込む河川の堆積作用によって形成された沖積低地と台地は、本市南東部における特徴的な景観を生み出しています。台地に分布する「鹿沼土」や、丘陵から採取される良質な凝灰岩「深岩石」は、人々の生活や産業に密接に結び付き利用されてきました。また、市街地の弁天や、明神前遺跡の水さらし場遺構は、かつて黒川の伏流水による湧水が豊富だったことを示しています。

農業は、黒川の東側に広がる台地では主に畑作が、関東平野の北端でもある低地では稲作が行われました。山間部を含めた畑では、麻、コンニャクイモ、箒草（鹿沼箒）、桑（養蚕）といった様々な商品作物の導入が行われました。江戸時代には、板荷を中心に朝鮮種人参の栽培も行われました。

「どんど焼き」「藁鉄砲」等の農耕儀礼や、「枳窪の天念仏」や「生子神社の日の出祭り」等、豊穰や天候の安定を祈願する祭礼、祭囃子や獅子舞等の民俗芸能、「録事尊の村廻り」や「板荷のアンバ様」等の行事も、自然と共生した社会において継承されてきた文化といえます。

### ・関連する主な歴史文化資源

名称	概要
鹿沼土	赤城山の噴火により安山岩、火山灰、軽石等が堆積したもの。鹿沼軽石。水持ちや水はけが良いことから、園芸用土として最適で、採掘・販売が盛んに行われている。

## 第4章 鹿沼市の歴史文化の特性

深岩石	深岩山・岩山から露天掘で採掘される。軽石質火山礫凝灰岩。市内の他、各地で多く使用される。市民情報センターや市文化活動交流館にも使用されている。
深津のザゼンソウ群落	市天然記念物。本市の最東部に位置し、ザゼンソウ自生地としては県内の南限に近く、標高が最も低い地域にある。また、市街地の近くでまとまった株数のザゼンソウが自生しており、極めて貴重である。
人参奉行の墓	市指定有形文化財。板荷村に幕府が設置した人参中製法所に詰めた吹上役人下役の3基の墓で「人参奉行の墓」と呼ばれる。鹿沼が幕府の主導する朝鮮種人参の生産地であったことと共に、板荷が幕府の人参生産・流通の拠点であったことを示す。
板窪の天念仏	国選択無形民俗文化財。風雨順調と五穀豊穰を祈願する行事で、薬師堂の境内に組み立てた天棚に、祭壇を設け「千度がけ」の行道を行う。
生子神社の日の出祭り	市指定無形民俗文化財。樺山町の生子神社で1月に行われる祭礼。日の出前に氏子一同が神社に参集して献饌祭を行った後、弓取り式の行事を行う。
録事尊の村廻り	市指定無形民俗文化財。粕尾の名医中野智玄（録事法眼）を地蔵菩薩、その妻を聖観音菩薩、娘を地蔵観音菩薩として祀り、各々を厨子に納めて、地区の各家々を廻し祀る。3体が別々に巡行するのは全国的に見ても珍しい形態。智玄と妻は不仲であるため、同じ家には留めないこととされる。
板荷のアンバ様	市指定無形民俗文化財。3月の第1土曜日・日曜日にアンバ様の鎮座した神輿が板荷地域全戸を回り、悪病除けと家内安全を祈願する。板荷のアンバ様は、常陸国河内郡桜川村阿波に祀られる大杉神社の祭神（大物主神）の分霊を、江戸時代に勧請したもの。
鹿沼箒	江戸時代に起源を有するといわれる座敷箒。原料の箒草は麻の後作として栽培された。柄と箒の接合部分の形から「蛤型箒」とも呼ばれる。
明神前遺跡	上殿町の黒川と小藪川に挟まれた台地上にある縄文時代早期から平安時代にかけての遺跡。遺跡の中央部には豊富な湧水点があり、全国でも貴重な縄文時代後期の「水さらし場」や葬祭に係る遺構や遺物が多く発見された。
鹿沼五弁天	鹿沼市街地に残る泉町の浮島弁天・文化橋町の富島弁天・上材木町・戸張町星宮神社北・天神町天満宮境内の5つの弁天。市街地を流れ

	<p>る黒川の伏流水が各所で湧水となり泉地を形成し弁天が祀られた。豊富な水は鹿沼宿の生活・農業用水として利用された。</p>
--	--

### ③日光との関係によって育まれた歴史文化

北に望む日光連山の風景は、「晃望台」の地名や小中学校の校歌にも織り込まれる等、市民にとって身近なものとなっています。鹿沼市は、古代から近代に至るまで日光へ向かう交通の要衝でもあり、また日光山や日光山領の成立を背景として生まれた歴史文化を有しています。

本市と日光との関わりは、天応2年(782)、勝道によって日光山が開かれたことに始まります。現在の鳥居跡町には日光山の遠鳥居が建てられたと伝わることから、鹿沼が日光登拝の要地であったことがうかがえます。古峰ヶ原高原は、日光開山前の勝道が修業した場所ともいわれ、日光修験の拠点として重要な役割を担いました。上粕尾に伝わる「発光路の強飯式」は、日光修験の流れをくむ行事と考えられています。また、市内有数の文化財群がある医王寺の創建にも、日光開山途上の勝道が関与した伝承があります。

中世になると日光山領の形成が進み、室町時代には、鹿沼市域はおおむね日光山領に組み込まれました。現在の北小学校あたりには日光山の出先機関「押原御所」が設置されました。戦国時代になって壬生から日光山に至る領域を支配した壬生氏は、鹿沼城を整備して拠点としました。壬生氏は、鹿沼城内に押原御所の跡地「御所の森」に祀られていた日光三所権現を遷し、「今宮権現」(現・今宮神社)としました。

江戸時代、徳川家康が日光に改葬されたことで、日光は幕府最大の聖地となりました。市内には日光へ向かう日光道中壬生通りと例幣使道が整備され、経済・文化に大きな影響を及ぼしました。北部の村の一部は、日光神領に組み込まれ、幕末には二宮尊徳・尊行親子による報徳仕法が行われました。

明治維新後、幕府の保護を失って荒廃が進んだ日光の社寺を救ったのが久野の安生順四郎です。安生は県内有志を糾合して「保晃会」を設立し、社寺の保全に尽力しました。その後、避暑地・観光地としての人気が高まった日光へ向かう陸路として、明治23年(1890)に日光線が、昭和4年(1929)に東武日光線が開通しました。日光線では鹿沼駅、東武日光線では新鹿沼駅をはじめ5駅が開業し、新たな街の賑わいが生まれました。

#### ・関連する主な歴史文化資源

名称	概要
深山巴の宿	市指定史跡。草久と足尾との境に位置する。勝道が男体山に登る前に修業したといわれ、日光修験の峰修業の拠点の一つとして長い間重要な役割を果たした。
相澤宿銅扉	上永野の不動岳山頂付近に位置する相澤宿に残された石祠の銅扉。

## 第4章 鹿沼市の歴史文化の特性

	相澤宿は、出流から入る春峰修行で最初に通過する宿であるが、近世には省略されて古峰ヶ原入峰が一般的になった。相澤宿銅扉は、近世に2度だけ行われた日光修験の出流入峰を示す資料である。
発光路の強飯式	国指定無形民俗文化財。発光路の強飯式は、毎年1月3日に、妙見神社の祭り当番引継ぎの後に行われる。日光責めの流れを汲み、日光修験の名残りを残す。
医王寺	医王寺の創建は、一説には天平神護元年、勝道が日光開山途中に一堂を建立したことに始まり、大同4年(809)、弘法大師によって東高野山の山号が与えられたとされる。その後、正中2年(1325)、烏丸大納言景泰によって現在のような伽藍が整備されたといわれ、江戸時代の焼失と再建を経て現在に至る。建造物5棟のほか、全30件の栃木県指定文化財と4件の鹿沼市指定文化財が所在する。
御所の森	現北小学校の敷地内にあり土壇の中心に祠が3基ある。押原御所の関連施設と考えられる。天文元年、壬生綱房が鹿沼城築城の際、日光三所権現をこの地から現在の今宮神社に移したという。
今宮神社	県指定有形文化財。天文3年(1534)、壬生綱房が鹿沼城を拡張改修し、それまで御所の森にあった日光三所権現を現在地に移し、社殿を造営したのが始まりといわれる。
今宮神社銅製鰐口	市指定有形文化財。永禄2年(1559)の銘を持つ鰐口。表面には成就院の「法印賢位」が「日光山鹿沼今宮権現」を修造したとあり、背面には祈願の言葉と「大工岩本兵庫助」「壬生下総守綱長」と陰刻される。壬生氏と日光山との深い関わりを示す。
高村文書(壬生氏関係)	市指定有形文化財。壬生氏が在地領主であった引田の高村家に送った感状や宛行状。壬生氏と在地領主の主従関係や、壬生周長と5代当主義雄との関係を知るうえで貴重な資料である。
天満宮宮殿屋根	市指定有形文化財。屋根の裏面に墨書があり、天正17年(1589)に建立されたことや、日光山51世権別当で壬生市出身の昌淳が関与したこと等が分かる。願主が日光山の僧であることと合わせ、壬生氏と日光山との密接な関係を示す貴重な資料である。
鹿沼城	16世紀前半に壬生氏が領内支配の本拠として整備した。天正13年(1585)、壬生義雄が北条氏に従属すると、北関東における北条方の最前線として堀や土塁が改修された。天正18年(1590)、秀吉による小田原征伐で壬生氏が滅亡すると廃城された。
磯山神社	県指定有形文化財。本殿は、寛文2年(1662)建造と伝えられる。境内にある2本のスギの大木は鹿沼市指定天然記念物。現在は、アジサイの名所として、多くの参拝者で賑わう。

吉良堀・久保田堀	板荷で現在も利用される農業用水路。日光神領で実施された報徳仕法に関連する。吉良堀は、慶応2年（1866）に二宮門人で真岡代官所の役人である吉良八郎が開削を指導した。久保田堀は、明治2年（1869）に二宮門人で日光県官吏の久保田讓之助が開削を指導した。口栗野にも明治3年（1870）開削の久保田堀が残されている。
保晃会	明治維新後、荒廢の進んだ日光を保全するため、久野の安生順四郎が印南丈作ら県内有志と設立した民間団体。大正5年（1916）に解散するまで会員から資金を募り建物を修繕した。

#### ④街道と宿場における交流によって育まれた歴史文化

本市の東部を南北に貫く日光道中壬生通りは、古くから日光への参詣路として利用された道です。江戸時代になって徳川家康が日光に改葬されるのに合わせて整備され、幕府道中奉行管轄の主要街道の一つになりました。正保3年（1646）から日光例幣使が毎年派遣されるようになると、中山道倉賀野宿と日光道中壬生通り楡木宿の間が例幣使道として整備され、さらに多くの人々が行きかうようになりました。「奈佐原文楽」や、「木喰仏」は、こうした街道を介した人々の往来や交流が生み出した歴史文化資源です。

市域には宿場として楡木・奈佐原・鹿沼の三宿が設置されました。特に鹿沼宿は下野中西部における産業や商業の中心地となり、江戸後期には壬生通り最大の規模を誇りました。宿場では木材加工をはじめ多様な職人が活躍した他、鹿沼宿の刀工細川氏は多くの優品を残しました。

鹿沼の文化は、街道によってもたらされた豊かな経済状況と、各地の文化人との交流によって育まれました。『奥の細道』の旅路で松尾芭蕉が鹿沼に滞在して以来、多くの俳人が当地を訪れ、近代の俳句グループ「鹿鳴連」まで続く俳句文化を作り上げました。また、麗沢之舎を開き蒲生君平等の門人を育てた鈴木石橋や、鹿沼宿に一時身を寄せて活動した南画家の高久靄厓、『押原推移録』を著した山口安良等、多くの文化人が鹿沼宿の文化隆盛に貢献しました。今宮権現の付け祭りを担ったのも鹿沼宿の住民たちでした。この祭りは「鹿沼今宮神社祭の屋台行事」として国指定重要無形民俗文化財・ユネスコ無形文化遺産として、彫刻屋台と共に現代に引き継がれています。

##### ・関連する主な歴史文化資源

名称	概要
日光道中壬生通り	日光道中喜沢村（現小山市）から西に分岐し、壬生・鹿沼を通過して、今市宿（現日光市）で再び日光道中に合流する街道。中世から日光への参詣道として利用されるが、江戸時代に日光道中が整備されると、その脇街道のように利用された。

## 第4章 鹿沼市の歴史文化の特性

日光例幣使道	東照宮に幣帛を奉納するための勅使（日光例幣使）が通った道。中仙道倉賀野宿（現群馬県高崎市）から両毛地域を通過して、楡木宿で日光道中壬生通りに合流する。天明宿（現佐野市）—楡木宿間は、将軍社参の際に御三家も利用した。
御成橋	徳川将軍が日光社参の折、黒川に新しく橋を架けたことに由来する。
薬王寺	真言宗の寺院。家康の日光改葬の際、遺骸が4日間逗留した。後に家光の遺骸も逗留する。境内には大猷院殿宝塔（鎧塔）が境内に残る。
奈佐原文楽	県指定無形民俗文化財。奈佐原宿では、文化年間に人形芝居が始まったといわれ、明治時代には、大阪文楽の名人らが人形操作や浄瑠璃の指導にあたり「福寿座」が結成され盛んに活動した。現在も保存会や文楽座により受け継がれている。
木喰仏	県指定有形文化財・市指定有形文化財。木喰が安永9年（1780）から翌年にかけて栃窪に滞在し制作した「薬師三尊像と十二神将像」「地藏菩薩像」他の木彫仏像。
北赤塚一里塚	市指定史跡。日光道中壬生通りの一里塚で、江戸日本橋から25里目にあたる。市内には4カ所8基の一里塚が築かれたが、現存するものは北赤塚一里塚の西側のみである。
鈴木石橋遺稿・麗澤舎蔵書	市指定有形文化財。鹿沼宿で私塾「麗澤之舎」を営んだ学者・救恤家である鈴木石橋の遺稿と、5,112冊の蔵書。天明の飢饉の際の救済活動の記録「救民簿」や、墮胎と間引きを戒める惻隠余情等から成る。
徳川斉昭袋戸書	天保14年（1843）の日光社参の際、鹿沼宿本陣に宿泊した徳川斉昭が詠んだ歌。一首目は鹿沼の地名について、2首目は献上された麻について詠まれる。
刀（刀工細川一門）	細川一門は、鹿沼宿を拠点に活動した刀工。下野を代表する刀工として、江戸時代半ばから数代にわたって活躍し多くの優品を残した。
笠塚	松尾芭蕉の没後に芭蕉の笠を供養した塚といわれる。元文3年（1738）には江戸の俳人・山崎北華が訪れている。
山口安良	天保の飢饉の際には郷村取締役兼名主として対策に当たり『天保紀事』を残した。狂歌「鹿沼連」の中心となった他、鹿沼の地誌『押原推移録』も著した。
鹿沼今宮神社祭の屋台行事	今宮神社の10月の例祭に合わせ、氏子各町から囃子屋台が曳き出される行事。例祭初日には、屋台が各町内をまわった後、神社に入る繰り込み、境内での囃子奉納の後、各町内に戻る繰り出しが行われる。

#### 第4章 鹿沼市の歴史文化の特性

高久靄厓	杉渡戸村（現那須塩原市）出身の江戸時代の南画家。谷文晁や池大雅に師事し、一時は鹿沼を拠点した。安良『押原推移録』に「押原奇勝」を描いた。
竹井漣洲	嘉永3年（1850）、鹿沼宿に生まれ、主に明治から大正にかけて活躍した絵師。高久靄厓に私淑し、船越雲溟と渡邊小華に学んだ。花卉を描かせたら右に出るものはいないと評される。保晃会での古物模写にも従事した。

## 第5章 歴史文化資源の保存活用に関する方針

1. 歴史文化資源に関する取り組み

(1) 市の取り組み

本市の歴史文化資源の保存活用に関わる施策は、市教育委員会事務局文化課が行っています。これまで文化財保護法や県・市文化財保護条例に基づき、文化財の所有者や保存団体、国や県等の行政機関、大学や専門家等の専門機関と協力・連携し、支援や対策を講じてきました。

平成27年4月には、地域資源の保存・活用を通じて、まちづくりや地域の活性化を推進することを目的に「鹿沼まるごと博物館基本計画」を策定しました。同計画では、市民との協働による、調査収集・整理保存・研究・教育・公開活用という一連の博物館活動を展開するとともに、「鹿沼まるごと博物館運営協議会」において、実施事業の検証や中央館整備の検討を行ってきました。

・鹿沼まるごと博物館の活動

鹿沼まるごと博物館とは、市全体を屋根のない博物館に見立て、市域に点在する様々な地域資源を調査研究・保存・活用する取り組みです。基本計画ではこれらの地域資源を様々な分野で活用を図ることで地域の教育・文化の向上、さらには地域振興や観光振興を目指しています。

分類		内容
収集・整理	地域資源の収集	鹿沼の自然・景観・歴史・文化に関する地域資源を収集しています。
	地域資源の整理	分野に応じた学術的な手法で、地域資源の整理をしています。
保存・管理	適切な保存・管理	地域資源の形態・材質に応じた適切な保存・管理を行っています。
調査・研究	市民学芸員による活動	地域において主体的に博物館活動を行う人材を養成するため、市民学芸員を認定し、企画展の運営協力や協働による調査活動を実施しています。市民学芸員の数は、令和7年度末現在で81名です。
教育	郷土愛を育む学習の推進	「出前講座」や資料貸出の形式により、学校教育や生涯学習と連携を図りながら、小中学校や市民団体の要望に応じた学習支援を行っています。
公開活用	常設展の設置	文化活動交流館郷土資料展示室等で常設展を設置しています。
	企画展の開催	調査研究の成果を広く市民に還元するため、企画展や関連講座を開催しています。

## 第5章 歴史文化資源の保存活用に関する方針

	デジタルアーカイブ	貴重資料を電子データ化し、市ホームページ上で公開しています。
--	-----------	--------------------------------

### (2) 市民や団体の取り組み

本市では、多くの団体が歴史文化資源の保存や継承に係る活動を行っています。研究成果や調査活動の蓄積を共有して、協力連携を進めています。

#### ・団体の取り組み

#### 歴史文化資源の保存活用に関わる団体

名称	取り組み
鹿沼自然観察会	鹿沼の自然の観察活動、企画展の開催協力
鹿沼史談会	鹿沼の歴史・文化の研究等
鹿沼民話の会	鹿沼の民話の語り継ぎ
郷土資料展示室管理運営協議会	文化活動交流館内展示室の管理
戦争体験を語り継ぐ会	戦争の記憶継承
鹿沼城きれいにし隊	鹿沼城の遺構の整備
鹿沼市文化協会	市民文化の交流推進
(一社) 鹿沼市観光協会	市内観光情報の発信等
(一社) 三乗堂	文化財の修復等
(特非) 城山を守る会	栗野城の保全・普及啓発等
横根高原保全・活用協議会	横根高原の自然環境保護

#### 伝統行事・芸能保存団体（指定文化財）

保存団体	文化財名称
鹿沼いまみや付け祭り保存会	鹿沼今宮神社祭の屋台行事
発光路強飯式保存会	発光路の強飯式
奈佐原文楽座	奈佐原文楽
上栃窪天念仏保存会	栃窪の天念仏
生子神社氏子	生子神社の泣き相撲
鹿沼屋台囃子保存会	鹿沼屋台囃子
塩山囃子保存会	塩山囃子
玉田囃子保存会（玉流会）	玉田囃子
玉田下組囃子保存会	玉田囃子
玉田囃子上組保存会	玉田囃子
鹿沼鳶木遣り保存会	鹿沼鳶木遣り
尾出山神社関白流獅子舞保存会	尾出山神社関白流獅子舞

尾ざく獅子舞保存会	賀蘇山神社関白流獅子舞
下五月賀蘇山神社関白流獅子舞	賀蘇山神社関白流獅子舞
大杉神社氏子	板荷アンバ様
大杉神社年行司	日渡路かんだ踊り
上殿太々神楽連中	上殿太々神楽

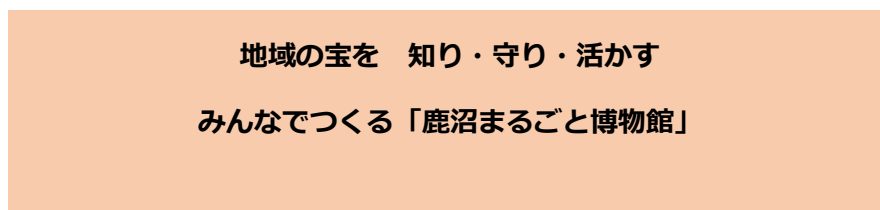
## 2. 歴史文化資源の保存活用に関する基本理念

### (1) 基本理念

本地域計画の上位計画である「第9次鹿沼市総合計画」では、目指すべき”みらい”の鹿沼のイメージ「豊かな自然と文化につつまれ 人が輝き 地域が輝く みんなが住みたいまち」を実現するための施策項目の一つとして「文化芸術の振興」を掲げ、その一環として「文化財の保存と活用」に取り組むことを定めました。

本地域計画では、本市に存在する歴史文化資源の価値を地域住民の全てが共有することで、将来に渡って継承すべき「地域の宝」と認識し、多様な主体が手を携えながら、それらの保存と活用に係る取り組みを推進していきます。こうした歴史文化資源に関わる協働の継続により、郷土愛の醸成を図り、総合計画が目指す「みんなが住みたいまち」そして「住み続けたいまち」の実現を目指します。

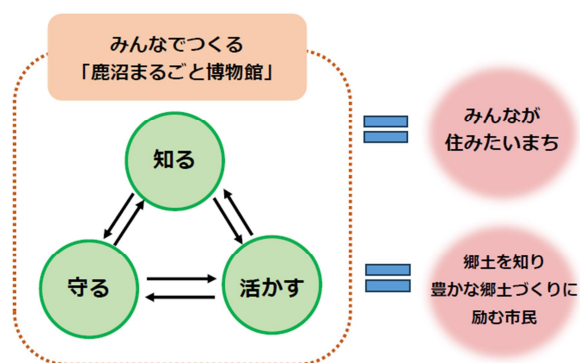
本地域計画は、上記の目的を達成するため「鹿沼まるごと博物館基本計画」で定義した「鹿沼まるごと博物館」の構築を推進するとともに、同計画の基本理念である「市民とともに未来を創る博物館」を継承し、より具体的かつ実効的なものとするため、次の基本理念を掲げます。



### (2) 基本方針

基本理念に掲げた「みんなで作る「鹿沼まるごと博物館」の実現を図るためには、歴史文化資源を「知る」、「守る」、「活かす」という3つの関わりが重要と考え、以下の基本方針を定めます。

まず、歴史文化資源について正しく**学び理解を深めること（知る）**ことが、将来に継承すべき地域資源を大切に**する心**を醸成し、適切に**保存（守る）・活用（活かす）**していく土台になると考えます。また、保存・活用に関わる取り組みで得られ



た成果や知見を資料公開や学習機会を通じて再び「知る」ことに還元させます。この「知る」、「守る」、「活かす」のサイクルを円滑に推進する過程で、歴史文化資源の価値や魅力が磨き上げられ、総合計画が掲げる「みんなが住みたいまち」づくりに資するとともに、保存活用に関わる人材を増やします。そして、「鹿沼市教育大綱」において教育目標の一つとして掲げた「郷土を知り豊かな郷土づくりに励む市民」の育成を目指します。

①歴史文化資源を「知る」ことの基本方針

歴史文化資源に対する理解を深めるため、総合的な調査や情報発信、郷土学習の推進等により、「知る」ための取り組みを推進します。

②歴史文化資源を「守る」ことの基本方針

歴史文化資源を適切に継承するため、保護や後継者育成の支援、適切な保存管理施設の整備、防災・防犯体制の整備等、「守る」ための取り組みを推進します。

③歴史文化資源を「活かす」ことの基本方針

ひとづくりやまちづくりに資するため、市民や関係団体と協働・連携し、歴史文化資源を「活かす」ための取り組みを推進します。

3. 歴史文化資源に関する課題と方針

(1) 歴史文化資源を「知る」

課題①	<p><b>歴史文化資源に関する調査の不足</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿沼市と栗野町の合併後、総合的な調査が実施されていません。そのため、地域や分野別における把握調査に偏りがある他、分野によっては現況調査が不足しています。最新の知見や研究動向を踏まえた調査が必要です。</li> <li>・ 埋蔵文化財の調査による遺跡や出土遺物が増加しています。整理や報告書作成・収蔵を計画的に進める必要があります。</li> <li>・ 本地域計画は、記録に残らない人びとの記憶や知恵の集積である「オーラルヒストリー」も貴重な歴史文化資源と捉えています。高齢化や過疎化が急速に進む中、調査収集を急ぐ必要があります。</li> <li>・ 調査を円滑に進め、歴史文化資源を適切に保存活用していくための専門職員の適正配置が不足しています。計画的に人員配置を進めていく必要があります。</li> </ul>
方針①	<p><b>歴史文化資源に関する総合的な調査の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門職員を適正に配置し、市民や関係者との協働・連携を進めます。</li> <li>・ 歴史文化資源の保存活用の基礎資料となる総合的な把握調査及び現況調査を推進します。</li> </ul>

## 第5章 歴史文化資源の保存活用に関する方針

<b>課題②</b>	<b>文化資源に関する教育や学習機会の不足</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで「鹿沼市教育ビジョン」に基づき、郷土学習の取り組みを推進してきました。今後も小中学校における規定されたカリキュラムの中で、地域の歴史文化資源についての学習を効果的に取り込んでいく必要があります。</li> <li>・ 生涯学習においては、歴史文化資源についての学びを得る機会が限定的であり不足しているため、公民館等における学習支援を推進する必要があります。</li> </ul>
<b>方針②</b>	<b>歴史文化資源に関する学習機会の充実</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郷土愛の醸成を図るため、学校教育や生涯教育の場を通じて、様々な方法により歴史文化資源に対して学び触れることができる学習機会を提供します。</li> </ul>

<b>課題③</b>	<b>歴史文化資源に関する情報を得る機会の不足</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市に存在する豊富な歴史文化資源の情報を集約し、様々な地域や年齢層の人たちに向けて分かりやすく伝える情報発信が不足しています。</li> <li>・ 恒久的な保存や活用に資するため、史資料の電子データ化を進める必要があります。</li> </ul>
<b>方針③</b>	<b>歴史文化資源に関する情報発信の整備</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史資料の電子データ化を計画的に進めるとともに一元管理するためのデータベースを構築し、公開活用に向けた分かりやすくアクセスし易い情報発信の環境整備を推進します。</li> </ul>

### (2) 歴史文化資源を「守る」

<b>課題①</b>	<b>歴史文化資源の適切な保護・継承に関わる支援の不足</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の管理状況の確認が徹底されていません。文化財台帳等を整備し、現状確認を行う必要があります。</li> <li>・ 建造物をはじめとした文化財の保存修理等に対して、限られた財源の中で行う補助金・助成金等の支援制度を適切に運用していく必要があります。</li> <li>・ 樹木等の天然記念物は、新たな外来種等による被害が懸念されます。適切に保護するための対策が必要です。</li> <li>・ 未指定文化財を対象とした支援はほとんどなく、毀損や滅失が進むおそれがあります。文化財指定の推進や寄附・寄託の受け入れ等、必要な措置を行う必要があります。</li> <li>・ 少子高齢化や人口減少が進む中、担い手不足等により、祭りや民俗芸能等の伝統行事の実施が困難になっている状況が見受けられます。保護・継承のための適切な支援が必要です。</li> </ul>
<b>方針①</b>	<b>歴史文化資源の保護・継承の支援</b>

## 第5章 歴史文化資源の保存活用に関する方針

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史文化資源を適切に保護していくため、総合調査を元に文化財の指定等を適切に推進します</li> <li>・ 指定文化財に対して、修理や修復に対する補助金の交付や、助言指導等の必要な支援を行います。</li> <li>・ 伝統行事を適切に継承していくため、保存団体や市民と課題や展望を共有し、後継者育成や実施等に対する補助金や助言指導等の必要な支援を行いません。また、市民への周知普及も推進します。</li> </ul>
--	--

<b>課題②</b>	<p><b>史資料の保存管理体制の未整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史資料の収蔵施設として保存環境が良好とはいえない施設がある他、全般的に飽和状態にあります。適切な環境の下で、史資料を収蔵するスペースを確保していく必要があります。</li> <li>・ 歴史的公文書は、保存・廃棄に係るチェックが不足し滅失するおそれがあります。適切に選別・収集を進める必要があります。</li> </ul>
<b>方針②</b>	<p><b>史資料の適切な保存管理施設やガイドラインの整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史資料の活用に資するため、適切な保存環境を有する収蔵スペースの確保に努めます。</li> <li>・ 歴史的公文書の選別ガイドラインを整備し、関係課との協力により適切な収集・保存を進めます。</li> </ul>

<b>課題③</b>	<p><b>歴史文化資源を守るための防犯防災対策の不足</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史文化資源の保存・活用に係る主施設（文化活動交流館、粟野歴史民俗資料館）は、河川洪水浸水想定区域に位置しています。水害により史資料が被災する危険性があるため、防災対策が必要です。</li> <li>・ 「鹿沼市地域防災計画」に基づき文化財の防災対策を行っていますが、所有者や管理者への周知が不足しています。防災対策や発災時の連絡・協力体制を整備する必要があります。</li> <li>・ 定期的な文化財パトロールが実施されていますが、対象が限定的で、防犯対策としては不十分です。対象範囲を広げるとともに防犯に関する周知啓発を行う必要があります。</li> </ul>
<b>方針③</b>	<p><b>歴史文化資源の防犯防災対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国のガイドラインに基づき防災対策に取り組みます。</li> <li>・ 所有管理者への防災防犯に関する周知啓発を行うとともに、「文化財防火デー」を活用し地域の防災意識の向上を図ります。</li> <li>・ 防犯対策のため、文化財台帳を整備し管理状況を確認するとともに、パトロールによる監視を強化します。</li> </ul>

## 第5章 歴史文化資源の保存活用に関する方針

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「とちぎ史料ネット」等の関係団体との連携を進め、災害発生後に迅速な対応ができる体制を整備します。</li> </ul>
--	--

### (3) 歴史文化資源を「活かす」

<b>課題①</b>	<b>歴史文化資源を活用するための施設の未整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「鹿沼まるごと博物館」活動の拠点施設が整備されていないため、常時、歴史文化資源の調査・収集を行い、研究の成果を集約し市民に還元する施設を整備していく必要があります。</li> <li>・ 図書館や美術館等の文化施設との連携が不足しています。歴史文化資源の活用のため、より連携する必要があります。</li> </ul>
<b>方針①</b>	<b>歴史文化資源を活用するための施設の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「鹿沼まるごと博物館」における調査・研究等の諸活動の成果を市民に還元するため、拠点的な施設である「中央館」の整備を推進します。</li> <li>・ 図書館や美術館等の文化施設間のネットワーク化を推進します。</li> </ul>

<b>課題②</b>	<b>関係部局と連携した歴史文化資源の活用の不足</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係部局との情報共有が不足し、歴史文化資源のまちづくりへの活用が十分できていません。部局間の連携を密にし、歴史文化資源の魅力を最大限に活用した取り組みを行っていく必要があります。</li> </ul>
<b>方針②</b>	<b>関係部局との連携による歴史文化資源の活用の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の魅力向上やまちづくりに資するため、関係部局と情報共有を図るなど連携を強化し、歴史文化資源を地域振興や観光に活用する取り組みを推進します。</li> </ul>

<b>課題③</b>	<b>地域主体の博物館活動のさらなる充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「鹿沼まるごと博物館基本計画」に基づき推進している市民学芸員の養成と活動を、さらに充実する必要があります。</li> <li>・ これまでの市民学芸員の活動は、調査・研究が中心になっていたため、活用面の活動を充実する必要があります。</li> </ul>
<b>方針③</b>	<b>協働による博物館活動の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民学芸員の養成と活動を継続し、市民協働による博物館活動を推進します。</li> <li>・ 市民協働による博物館活動の成果を地域に還元することで、さらに多くの市民に博物館活動への理解と、歴史文化資源に対する関心を広げます。</li> </ul>

## 第5章 歴史文化資源の保存活用に関する方針

### 課題と方針（まとめ）

	課題	方針
知る	①歴史文化資源に関する調査の不足	①歴史文化資源に関する総合的な調査の推進 専門職員を適正に配置し、総合的な把握・現況調査を推進。
	②歴史文化資源に関する教育や学習機会の不足	②歴史文化資源に関する学習機会の充実 学校教育や生涯教育における学習機会を提供。
	③歴史文化資源に関する情報を得る機会の不足	③歴史文化資源に関する情報発信の整備 電子化等によるデータベース構築を進め、情報発信環境を整備。
守る	①歴史文化資源の適切な保護・継承に関わる支援の不足	①歴史文化資源の保護・継承の支援 文化財指定の推進や寄附・寄託の受け入れ、補助金等の支援制度の運用を通じた確実な保護・継承を推進。
	②史資料の保存管理体制の未整備	②史資料の適切な保存管理施設やガイドラインの整備 収蔵スペースの確保及び歴史的公文書の適切な保存。
	③歴史文化資源を守るための防犯防災対策の不足	③歴史文化資源の防犯防災対策の推進 防犯防災に関する普及啓発及び発災時の対応・防犯強化。
活かす	①歴史文化資源を活用するための施設の未整備	①歴史文化資源を活用するための施設の整備 「鹿沼まるごと博物館」の拠点施設である「中央館」の整備及び文化施設間のネットワーク化。
	②関係部局と連携した歴史文化資源の活用の不足	②関係部局との連携による歴史文化資源の活用の推進 関係部局との連携強化による歴史文化資源の活用を推進。
	③地域主体の博物館活動のさらなる充実	③協働による博物館活動の推進 市民学芸員の養成及び市民との協働による歴史文化資源の活用を推進。

## 第6章 歴史文化資源の保存活用に関する取組



第6章 歴史文化資源の保存活用に関する取組

		の適正配置を計画的に進める。																	
--	--	----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(2) 「方針2・学習機会の提供」に関わる取組

番号	取組の名称	概要	取組主体・協力者				取組の期間													
			市	市民	団体	専門	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18				
							27	28	29	30	31	32	33	34	35	36				
1-2-1 重点	小中学校授業支援	学校の要望により職員が出向く「出前講座」を行い、地域の特色を活かした内容の授業支援を実施する。	◎		○															
1-2-2 重点	市民向け講座	生涯学習部局が所管する生涯学習大学等で、歴史文化に関する講座を行う。	◎	○	○															
1-2-3	学校向け資料貸出	地域学習に使用する資料セットを学校へ貸し出す。	◎		○															
1-2-4	社会科副読本編集	地域学習で使用する小学校社会科副読本の編集を学校教育担当課と協力して行う。	◎		○															
1-2-5	環境学習講座	自然環境への愛着や保全意識を醸成するため、身近な動植物に触れる学習講座を開催する。	◎		○															

(3) 「方針3・情報発信の整備」に関わる取組

番号	取組の名称	概要	取組主体・協力者				取組の期間														
			市	市民	団体	専門	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18					
							27	28	29	30	31	32	33	34	35	36					
1-3-1 重点	歴史文化資源データベースの構築	歴史文化資源総合調査のリストに基づき、公開や詳細調査に活用するためのデータベースを構築する。	◎			○															
1-3-2 重点	資料の電子化推進	公開活用に向けて、マイクロフィルムや古文書・古写真・映像・音源等の電子化を計画的に行う。	◎																		
1-3-3 重点	「まる博」ホームページの整備	「鹿沼まるごと博物館」の活動に関する情報発信や、デジタルアーカイブの公開等を行うホームページを整備する。	◎																		
1-3-4	「まる博」SNSによる情報発信	「鹿沼まるごと博物館」の活動や市内の歴史文化資源に関するタイムリーな情報を発信する。	◎																		

## 第6章 歴史文化資源の保存活用に関する取組

1-3-5	市ホームページによる情報発信	指定文化財や埋蔵文化財、資料閲覧等の歴史文化資源に関する一般的な情報を掲載し周知を行う。	◎															
1-3-6	市広報紙による情報発信	市広報紙への連載企画により、歴史文化に関する情報や話題を発信する。	◎															
1-3-7	『鹿沼まる博年報(仮)』刊行	「鹿沼まるごと博物館」の活動や研究成果をまとめた『鹿沼まるごと博物館年報(仮)』刊行の検討を行う。	◎															

### 2. 歴史文化資源を「守る」ための取組

#### (1) 「方針1・協働による保存体制の整備」に関わる取組

番号	取組の名称	概要	取組主体・協力者				取組の期間											
			市	市民	団体	専門	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18		
							27	28	29	30	31	32	33	34	35	36		
2-1-1	文化財の指定重点等の推進	「歴史文化資源総合調査」の結果等を踏まえ、文化財保護審議会や大学等の専門機関と協力連携し、指定等文化財となる候補の詳細調査を行い、文化財指定等を推進する。	◎	○	○	○												
2-1-2	文化財台帳の整備及び運用	指定文化財の所在や管理状況・状態を確認し、保存活用に資するため、指定等文化財の台帳を整備する。	◎															
2-1-3	指定文化財保護支援重点	指定文化財を適切に保護・保存するため、伝統行事・芸能の継承や修理等に対して補助金等の交付、資金調達の情報提供の他、必要な助言指導を行う。天然記念物は、管理者に対し樹勢回復や発育に係る補助金の交付や助言指導を行う。	◎	○	○	○												
2-1-4	伝統行事・郷土芸能の継承支援重点	伝統行事・郷土芸能の継承のため、記録保存や助言指導の他、地域や保存団体と連携した普及啓発等を行う。また、「伝統文化親子教室」や、学生への技術指導、保存団体との協力により、後継者育成の支援を行う。	◎		◎	○												

第6章 歴史文化資源の保存活用に関する取組

2-1-5	埋蔵文化財の保護	埋蔵文化財包蔵地における開発等への指導と、必要に応じた試掘・確認調査及び記録保存のための発掘調査を行い、公開活用に向けて出土遺物の整理を行う。	◎															
2-1-6	文化財の周辺環境の整備	関係部局や市民との連携協力により、除草・清掃等により遺跡等の周辺環境の整備を行う。	◎	○	○													

(2) 「方針2・史資料の適切な管理保存」に関わる取組

番号	取組の名称	概要	取組主体・協力者				取組の期間												
			市	市民	団体	専門	R9 27	R10 28	R11 29	R12 30	R13 31	R14 32	R15 33	R16 34	R17 35	R18 36			
2-2-1 重点	史資料保管施設及び体制の整備	収集品や市民から寄贈・寄託を受けた資料を適切な環境で保管・保存するため、施設の確保や体制整備を検討する。	◎			○													
2-2-2	歴史的公文書選別ガイドラインの整備	保存年限満了文書のうち、歴史的公文書の適切な選別を継続すると共に、公開に向けたガイドラインの整備を検討をする。	◎																

(3) 「方針3・防犯防災体制の整備」に関わる取組

番号	取組の名称	概要	取組主体・協力者				取組の期間												
			市	市民	団体	専門	R9 27	R10 28	R11 29	R12 30	R13 31	R14 32	R15 33	R16 34	R17 35	R18 36			
2-3-1 重点	文化財の防災対策の検討	文化庁防火対策ガイドラインを活用し防火対策を検討するとともに、ハザードマップにより水害等の危険性を把握し、必要な対策を検討する。	◎	○															
2-3-2 重点	文化財の防犯対策の検討	文化財の盗難・破損に対する予防策を検討する。	◎	○															
2-3-3	文化財の防災・防犯に関する普及啓発	文化財の防災・防犯への意識向上を図るため指導助言や、マニュアル等の作成配布を行う。	◎	○															
2-3-4	市文化財パトロール	地域員を任命し、新たに市指定文化財を対象に含めた巡回パトロールを行う。	◎	○															
2-3-5	文化財レスキュー	関連団体と連携し、被災資料の保全活動や普及啓発を行う。	◎			○													

第6章 歴史文化資源の保存活用に関する取組

2-3-6	指定等文化財 火災消防訓練	文化財の防火対策等の推進を図るため、消防部局による文化財を対象とした消防訓練を実施する。	◎	○	○													
2-3-7	災害等による 未指定文化財 修理事業補助	災害や盗難等により被害を受けた未指定文化財に対して、補助金等の交付、資金調達の情報提供の他、必要な助言指導を行う。	◎	○	○	○												

3. 歴史文化資源を「活かす」ための取組

(1) 「方針1・活用施設の整備」に関わる取組

番号	取組の 名称	概要	取組 主体・協力者				取組の期間												
			市	市民	団体	専門	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18			
							27	28	29	30	31	32	33	34	35	36			
3-1-1	展示公開施設 重点 の運営	既存の展示公開施設（郷土資料展示室、栗野歴史民俗資料館等）を適切に運営するとともに、常設展示の内容の見直しを行う。	◎																
3-1-2	「まる博」中央 重点 館整備	「鹿沼まるごと博物館」の活動を主導し、拠点となる中央館の整備検討を行う。中央館は、資料の収集・調査・研究、保存、活用を行うとともに、文化活動をはじめ市民交流の場となることを目指す。	◎	○	○	○													
3-1-3	文化施設間の 連携推進	中央館整備の検討と併せ、イベントや企画展の共同開催等、「文化ゾーン」に位置する図書館・美術館・文化活動交流館等との活動連携を推進する。	◎																
3-1-4	歴史文化資源 解説板整備	公開活用のため、指定文化財の解説やその他歴史文化資源に係る解説板の設置や修理を行う。	◎	○															

(2) 「方針2・関係部局との連携強化」に関わる取組

番号	取組の 名称	概要	取組 主体・協力者				取組の期間												
			市	市民	団体	専門	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18			
							27	28	29	30	31	32	33	34	35	36			
3-2-1	歴史と文化を めぐる周遊マ ップ(仮)作成	市内に点在する歴史文化資源を中心に据えたテーマ別の市内周遊マップをリリースする。	◎	○															





## 第7章 関連文化財群に関する取組

## 1. 関連文化財群の目的と設定

### (1) 関連文化財群の目的

関連文化財群とは、地域内の多種多様な歴史文化資源を共通するテーマやストーリーに基づいて一定のまとまりとして捉え、設定するものです。

本地域計画においては、市域内に広く分布する歴史文化資源を、歴史文化の特性に応じて結び付け、まとまりをもって扱うことで、その多面的な価値・魅力を見出し、総合的な保存活用につなげることを目的とし、関連文化財群を下記のとおり設定します。

### (2) 関連文化財群の設定

関連文化財群の設定は、第4章で抽出した本市の歴史文化の特性のいずれかにつながるものとし、第3章で示したとおり、本市には種類や時代、性格の異なる多くの歴史文化資源が存在します。これら一つ一つの歴史文化資源を共通する歴史文化で結び付けてストーリーを設定することにより、市民に本市の歴史文化を分かりやすく伝え、歴史文化資源の価値や魅力を再発見し郷土愛の醸成につなげます。また、学校教育や生涯学習、観光振興など多様な分野で活用できるものと考えます。今期は、A「豊かな自然と『ものづくりのまち』」、B「日光をのぞむ要衝 鹿沼」、C「街道と宿場が育んだ文化」という3つの関連文化財群を設定します。

各文化財群を構成する歴史文化資源は固定的なものではなく、関連文化財群に関わる取組を推進する中で、新たな歴史文化資源が見出され追加されていくことも期待されます。

A	<b>豊かな自然と「ものづくりのまち」</b>
	〈歴史文化の特性〉 ①起伏に富む豊かな自然によって生まれた歴史文化（山地） ②起伏に富む豊かな自然によって生まれた歴史文化（平地）
	〈概要〉 本市の起伏に富んだ自然によって生み出された生産物、加工品等に関する歴史文化資源をまとめた。
B	<b>日光をのぞむ要衝 鹿沼</b>
	〈歴史文化の特性〉 ③日光との関係によって生まれた歴史文化
	〈概要〉 本市の北に位置する日光との関係の中で生まれた歴史文化資源の中でも、特に鹿沼の成り立ちに深く関係する日光修験と、鹿沼城を拠点に日光に影響力を及ぼした壬生氏に関する歴史文化資源をまとめた。
C	<b>街道と宿場が育んだ文化</b>
	〈歴史文化の特性〉

	④街道と宿場における交流によって生まれた歴史文化
	〈概要〉 江戸時代に整備された日光道中壬生通りと例幣使道による交流・流通や、宿場の設置によって生まれた歴史文化資源をまとめた。

歴史文化の特性と関連文化財群の関係図

歴史文化の特性	先史	古代	中世	近世	近現代
①起伏に富む豊かな自然によって生まれた歴史文化(山地)	A. 豊かな自然と「ものづくりのまち」				
②起伏に富む豊かな自然によって生まれた歴史文化(平地)					
③日光との関係によって生まれた歴史文化	B. 日光をのぞむ要衝 鹿沼				
④街道と宿場における交流によって生まれた歴史文化				C. 街道と宿場が育んだ文化	

(3) 関連文化財群全体の課題と方針

関連文化財群を構成する歴史文化資源の現状は十分に把握できていません。総合調査等を行い、新たな歴史文化資源の掘り起こしを実施し、保存・活用のための基礎資料を整備します。また、関連文化財群を活用したイベント等を開催し、文化財群が一体となった活用を図ります。

(4) 関連文化財群全体の取組

番号	取組の名称	概要	取組主体・協力者				取組の期間												
			市	市民	団体	専門	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18			
							27	28	29	30	31	32	33	34	35	36			
1	関連文化財群テーマの授業・講座	学校や市民向けの講座・授業で関連文化財群を活用する。	◎	○	○														
2	関連文化財群テーマの企画展開催	関連文化財群の価値や魅力を伝えるため企画展の開を検討する。	◎	○															
3	関連文化財群テーマの展示リニューアル	関連文化財群の価値や魅力を伝えるため展示施設における展示リニューアルを検討する。	◎																

## 第7章 関連文化財群に関する取組

4	関連文化財群マップ／ガイドブック作成	関連文化財群の観光への利用を図るため、マップ／ガイドブックの作成を行う。	◎	○															
---	--------------------	--------------------------------------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

## 2. 関連文化財群のストーリーと構成

## A 豊かな自然と「ものづくりのまち」

## 〈ストーリー〉

山地と低地を有する本市の起伏に富んだ地形は、横根高原の自然や、低地に自生するザゼンソウ群落など豊かな自然を育んできました。鹿沼の人びとは各地域の自然の特性を生かし、鹿沼土・サツキ・石材・石灰・材木・朝鮮種人参・麻・箒草・養蚕（桑）・茶・こんにゃくなど様々な特産物を生み出してきました。

「A. 豊かな自然と『ものづくりのまち』」では、鹿沼の豊かな自然と、人びとによる鉱物・林産物・農産物の生産と利用、それらにまつわる景観や風習等に注目します。

## 鉱物と鹿沼の人びと

鹿沼市東部の台地上では、鹿沼土（鹿沼軽石）が産出します。鹿沼土は、およそ3.2万年前に赤城山から噴出した軽石が堆積したものです。大正期頃からサツキ栽培に適した園芸土として注目されるようになり、これにより市内ではサツキの栽培と販売が拡大しました。鹿沼土とサツキは、現在でも鹿沼市を代表する生産物になっています。同じく鉱物として、東大芦地区の深岩山から日吉町の岩山一帯で産出する緑白色の凝灰岩「深岩石」と加蘇地区の加園で産出する石灰石があります。深岩石は、古くから人びとに利用されており、古墳の石室や下野国分寺の礎石などで確認できます。江戸時代後期からは採掘・販売がされるようになり、深岩石を使用した石造りの建造物が点在する風景は、鹿沼市の景観的特徴を作り出しています。加蘇地区の加園では、江戸時代中期から石灰の生産が行われるようになりました。堆積層の狭小さもあって現在では採掘は行われていませんが、加園城址の石灰採掘跡などが残されています。また、明治時代以降には金属需要の増加に伴い、市域内でも多くの鉱山が操業を開始しました。特に加蘇鉱山は全国でも屈指のマンガンの産出量を誇り、昭和38年（1963）には世界で初めて「神保石」が発見されました。昭和期にはほとんどの鉱山が閉山してしまい、現在では、1986年に世界で初めて「プロト鉄末野閃石」が発見された入粟野の日瓢鉱山が操業を続けるのみですが、各地に残る鉱山跡は一時代を築いた鹿沼の産業を今に伝える貴重な歴史文化資源といえます。

## 林産物と鹿沼の人びと

豊富な林産物も、古くから人びとに利用されてきました。上殿町の明神前遺跡からは、縄文時代に作られた多くの木製品が発掘され、当時の木工技術を今に伝えています。江戸時代になると、鹿沼の山林から産出される木材は、優良材として知られるようになりました。林産物の集散地となった鹿沼宿には、彫刻師や大工、建具といった木工に係る職人も多く住み、現在の「鹿沼組子」など優れた木材加工技術に繋がっています。明治時代に良材があることを知った高村光雲が発光路を訪れて入手したトチ材により「老猿」を製作した逸話も、本市の豊かな森林資源と歴史文化の関りを示すものです。木工業は、大正期になると地場産業として確立し、戸・障子・雨戸などの建具が県外へも出荷されるようになりました。戦後、木工団地がつくられ、本市は「木工のまち」として発展を続けています。

農産物と鹿沼の人々

江戸時代中期以降には、幕府の政策によって日光領を中心に朝鮮種人参が栽培されました。換金性の高い人参生産は、村むらに多額の現金収入をもたらした。文化の発展に寄与しました。また、板荷には人参の買い上げと半加工を行う幕府の中製法所が設けられ、人参政策の中核を担いました。市内の旧家には、人参栽培に関する多くの資料が残されている。他、板荷には中製法所ゆかりの松や「人参奉行の墓」があります。換金性の高い作物として、麻も盛んに栽培されました。弘治年間（1555～1558年）から栽培されるようになったと伝わる野州麻は、足尾山地東南麓の冷涼で「ジャリッパタ」という土壌特性が適していたことから広く生産されました。麻は、明治時代以降も重要な産業であり、明治20年（1887）には、日光奈良部村の鈴木要三が中心となって、下野麻紡織会社（現帝国繊維株式会社鹿沼工場）を設立するなど、地域の近代化をけん引しました。また、麻づくりに付随して、天候の順調を祈る「天祭」や「嵐除け」、作業の区切りに行う「麻まきあげ」「麻ひきあげ」など独特の民俗も生まれました。麻の後作として栽培されていたのが箒草です。鹿沼で製作される「鹿沼箒」は、柳宗悦『手仕事の日本』で高く評価されました。戦後、鹿沼箒の職人である青木行雄により箒の端材で作る「きびがら細工」が考案され現在も親しまれています。

【構成する主な歴史文化資源】

名称	地区	指定等	種別
福田家住宅店棚及び主屋	鹿沼	国登録	有形文化財- 建造物
福田家住宅奥座敷	鹿沼	国登録	
文化活動交流館石蔵	鹿沼	国登録	
旧栗野中学校校舎	栗野	国登録	
今宮神社本殿（石塚直吉）	鹿沼	県指定	
今宮神社唐門（彫刻：磯辺儀兵衛）	鹿沼	県指定	
戸張町星宮神社本殿（彫刻：石塚直吉）	鹿沼	市指定	
姫宮神社本殿（彫刻：石塚直吉）	西大芦	市指定	
小松神社本殿（彫刻：神山政五郎）	清洲	市指定	
下南摩 日吉神社本殿（彫刻：磯辺儀左衛門）	南摩	市指定	
久我神社・熊野神社本殿（彫刻：磯辺儀兵衛）	加蘇	市指定	
北小学校校舎	鹿沼	—	
加蘇山神社（彫刻：磯辺儀左衛門）	加蘇	—	
北赤塚町稲荷神社 彫刻（彫刻：後藤周次）	南押原	—	
日向神社本殿（彫刻：神山政五郎）	東大芦	—	
木造孔子像（彫刻：磯辺儀兵衛）	鹿沼	—	有形文化財- 美術工芸品- 彫刻
城宝寺本堂欄間彫刻（彫刻：磯辺儀左衛門）	菊沢	—	
今宮神社祭礼の屋台	鹿沼	一部 市指定	有形文化財- 美術工芸品- 工芸品
その他の祭礼の屋台	全域	—	
明神前遺跡出土遺物	北押原	—	有形文化財-

第7章 関連文化財群に関する取組

			美術工芸品- 考古資料
人參奉行の墓	板荷	市指定	有形文化財- 美術工芸品- 歴史資料
朝鮮種人參栽培関係資料	全域	—	
帝国繊維株式会社鹿沼工場蔵資料	鹿沼	—	
石灰生産関係資料	加蘇	—	
鹿沼箒の製作技術	鹿沼	—	無形文化財
鹿沼組子の製作技術	鹿沼	—	
野州麻の生産用具	全域	一部 国指定	民俗文化財- 有形
麻栄業図	鹿沼	市指定	
上石川天棚（彫刻：石塚直吉）	北犬飼	市指定	
録事尊縁起関係資料	粕尾	市指定	
山仕事の道具	全域	—	
天祭	全域	—	民俗文化財- 無形
朝鮮種人參の栽培	板荷	—	
野州麻の栽培	永野	—	
麻栽培に関する風習	永野	—	
朝鮮種人參中製法所跡	板荷	—	記念物- 遺跡
加園城址	加蘇	—	
鉦山跡	西北部	—	
掬翠園	鹿沼	—	記念物- 名勝
深津のザゼンソウ群落	北犬飼	市指定	記念物- 動物・植物・地 質鉱物
横根山井戸湿原	粟野	市指定	
横根山の岩海	粟野	市指定	
浅間神社鍾乳洞	永野	市指定	
鹿沼土	市東部	—	
深岩石	鹿沼 東大芦	—	
大師が窪の露頭	北押原	—	
石造りの建造物が点在する景観	全域	—	文化的景観
岩山	鹿沼 東大芦	—	
明神前遺跡	北押原	—	埋蔵文化財
壇ノ浦古墳群	北犬飼	—	
祭屋台等車制作修理	鹿沼	県選定	保存技術
さつき栽培	全域	—	その他
「麻苧町」の町名	鹿沼	—	
鹿沼箒ときびがら細工	鹿沼	—	
鹿沼野州麻畑	永野	—	
録事尊伝説	粕尾	—	

【課題】

- ・ 特産物と歴史的背景とのつながりや影響について、市民への周知が不足している。
- ・ 鹿沼土の利用は、埋蔵文化財の破壊と表裏にあり、採掘行為との適切な調整が求められる。
- ・ 「今宮神社祭の屋台行事」で運行する彫刻屋台以外の屋台や天棚、彫刻作品の周知が不足しており、ストーリーを活かした普及が必要である。
- ・ 屋台や彫刻作品は、市外も含めた広域的な視点も不可欠であり、保存・活用に当たっては他自治体と協力・連携する必要がある。
- ・ 関係部局と連携し、伝統作物である麻の生産振興や歴史文化資源としての普及を進める必要がある。
- ・ 鹿沼組子や鹿沼箒等の伝統工芸を、関係団体と連携し適切に保存継承していく必要がある。

【方針】

- ・ 企画展や講演会、ツアー等のイベント、ホームページ等の媒体を通じて市民への周知普及を推進する。また、展示施設においては、ストーリーを考慮した展示更新を行う。
- ・ 埋蔵文化財の適切な保護を図るため、制度の周知やパトロールを行う。
- ・ 麻の生産者や、鹿沼組子、鹿沼箒等の伝統工芸の継承者に対する支援を関係団体と協力して継続する。
- ・ ものづくりの文化への普及を図るため、伝統工芸に触れる体験講座等の関連する取組を行う。
- ・ 彫刻屋台の補修を適切に進めるとともに、公開活用や屋台以外の彫刻作品の普及に取組を行う。

【取組】

番号	取組の名称	概要	取組主体・協力者				取組の期間												
			市	市民	団体	専門	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18			
							27	28	29	30	31	32	33	34	35	36			
A-1	横根高原自然環境対策	横根高原の生態系保全のため、必要な措置を行う。	◎		◎	○													
A-2	「鹿沼の名匠」の認定	伝統工芸等の技術保持者を認定し、技術の継承や後継者育成を推進する。	◎		○														
A-3	伝統作物「麻」の継承支援	麻の生産の支援を実施し、伝統作物の継続的な生産と質の確保を図る。	◎		○														
A-4	埋蔵文化財発掘調査報告書作成等事業	明神前遺跡等の発掘調査の本報告書を作成・発行する。さらに成果を展示等で公開	◎			○													

		する。																	
A-5	彫刻を巡るツアー開催	歴史文化の価値や魅力の再発見につなげるため、屋台や天棚の彫刻を手掛けた彫刻師たちの市内外の作品を巡り普及を図る。	◎		○														
A-6	旧栗野中学校校舎活用の推進	芸術祭開催等により旧栗野中学校校舎の公開活用を推進する。	◎		○														
A-7	木のふるさと文化振興事業	木のふるさと伝統工芸館を核とし、木の文化や鹿沼等に関する展示、体験講座等の事業を実施する。	◎		○														

**B 日光をのぞむ要衝 鹿沼**

第4章で述べたとおり、日光市と隣接する鹿沼市は、日光山や日光山領の形成を背景とした歴史文化を有しています。戦国時代には、鹿沼を支配した壬生氏が日光山や日光山領も支配下において繁栄の基礎を築きました。

このように市内には、日光との関りを示す多種多様な歴史文化資源が存在しています。「B. 日光をのぞむ要衝 鹿沼」では、主に中世までを対象とし、西北部山地を中心に展開した日光修験の歴史に係るものと、日光山にも影響力を持った壬生氏やその居城の鹿沼城、鹿沼城の周辺に築かれた多数の城郭に注目します。

**日光修験の記憶**

奈良時代、勝道は男体山登頂前に大剣峯（横根山）で修行を積んだと伝えられており、深山巴の宿や通順坊巴の宿が位置する鹿沼の西北部山地は、勝道修行のルートを迎える日光修験の拠点として重要な役割を担いました。中世までには、鹿沼市は日光の寺社の領地である日光山領に組み込まれ、押原郷には日光山の出先機関である押原御所が設置されました。

横根山周辺の横根高原や、古峰ヶ原高原を含む市北西部地域は、前日光県立自然公園に指定され、かつての日光修験のルートは現在ハイキングコースとして整備されています。多様な動植物が生息する井戸湿原の他、横根山麓には大きな花崗岩が積み重なる岩海が広がり、周辺には三枚石や石小屋等、修験者たちの修行の場と伝わる巨石もあります。また、日光修験との関わりの中で生まれた古峰ヶ原信仰は、東北地方まで広がりました。

発光路の強飯式は、日光修験の儀式として行われた強飯行事である「日光責め」の流れを汲むといわれ、日光輪王寺の強飯式や生岡神社の子供強飯式と共通する内容を持っている

ます。発光路では、南北朝時代の延文年間（1356～1361）には行事があったといわれ、粟野地域の山岳で修行を積んだ修験者たちがこの地に行事を伝えた可能性があります。

### 境目の地としての鹿沼

戦国時代の鹿沼は諸勢力の境目の地となったため、多数の城郭が築かれました。その中心である鹿沼城は、市役所西側の御殿山周辺にあった戦国時代の壬生氏の居城で、壬生から日光山に至る領内支配の本拠として整備されました。事実上、日光山を統括する立場にあった壬生綱房が天文元年（1532）に日光山支配のため、物流や交通の要衝である鹿沼に整備した城と考えられています。鹿沼城の築城と併せ、城の鬼門除けとして日光三社権現が御所の森から現今宮神社の地に移され、摂社として天満宮が勧請されました。天満宮の宮殿屋根は、その墨書から壬生氏出身とされる日光山権別当昌淳を中心とした造営であったことが分かり、日光山と壬生氏との密接な関係を示しています。

天正13年（1585）、壬生義雄が小田原北条氏に従属すると、鹿沼城は北条氏の北関東戦線の最前線の城として、反北条方との激しい抗争の舞台となりました。天正18年（1590）、豊臣秀吉による小田原征伐により壬生氏が滅亡し廃城となった後は破壊が進み、現在では往時を偲ぶことが難しくなっていますが、先行研究や発掘調査の成果により徐々にその姿が明らかになりつつあります。令和2年（2020）から実施した新市庁舎建設に伴う発掘調査では、北条氏領内の城で多い障子堀の遺構の他、漆器等の遺物が発見されました。また、近年では鹿沼まるごと博物館の企画展や鹿沼城フェスタ、見学会等のイベントにより市民への普及が進んだ他、市民団体による鹿沼城周辺の清掃活動が実施されており、史跡保存の機運が高まりつつあります。

### 【構成する主な歴史文化資源】

名称	地区	指定等	種別
今宮神社唐門	鹿沼	県指定	有形文化財- 建造物
今宮神社本殿・拝殿・幣殿	鹿沼	県指定	
磯山神社本殿	南押原	県指定	
医王寺金堂・講堂・客殿・唐門・大師堂	清洲	県指定	
十二社神社本殿	鹿沼	市指定	
二荒山神社（鳥居跡町）	鹿沼	—	
古峯神社 外拝殿	西大芦	—	有形文化財- 美術工芸品- 彫刻
日吉神社の神像群	南摩	市指定	
役行者像	東大芦	—	
大滝不動明王	西大芦	—	
不動明王立像（滝の不動尊）	西大芦	—	有形文化財- 美術工芸品- 工芸品
銅製鰐口（今宮神社）	工芸品	県指定	
山駕籠（金剛山）	西大芦	—	
大天狗・烏天狗面（古峯神社）	西大芦	—	有形文化財-
大般若経	粕尾	市指定	

## 第7章 関連文化財群に関する取組

高村文書	東大芦	市指定	美術工芸品- 書跡
山中に点在する石造物	全域	—	有形文化財- 美術工芸品- 考古資料
壬生綱房の墓	東大芦	—	
壬生義雄の墓	鹿沼	—	
鹿沼城跡出土遺物	鹿沼	—	
天満宮宮殿屋根	鹿沼	市指定	有形文化財- 美術工芸品- 歴史資料
光明寺の梵鐘	粟野	市指定	
録事尊縁起関係資料	粕尾	市指定	
一向寺関係資料	鹿沼	—	
磯山神社鈴	南押原	—	
一向寺半鐘	南押原	—	
御出山神社石祠堂扉	永野	—	
相澤宿金剛童子堂銅扉	永野	—	
修験道免許状	永野	—	
発光路の強飯式	粕尾	国指定	
火生三昧（金剛山）	西大芦	—	
花供の峯祭（古峯神社）	西大芦	—	
深山巴の宿	西大芦	県指定	記念物- 遺跡
粟野城址	粟野	市指定	
通順坊平巴の宿	粟野	市指定	
その他の山中の宿跡	全域	—	
鹿沼城址	鹿沼	—	
その他の城跡	全域	—	
御殿跡	鹿沼	—	
御所の森	鹿沼	—	
三枚石	西大芦	—	
各地に祀られる星宮	全域	—	
「鳥居跡町」の町名	鹿沼	—	その他
「大門宿」の地名	北押原	—	

### 【課題】

- ・ 日光修験や壬生氏・鹿沼城が、鹿沼の歴史に深く関わっていることについて、市民への周知が不足している。
- ・ 日光修験や壬生氏・鹿沼城は、市外も含めた広域的な視点も不可欠であり、保存・活用に当たっては関係自治体と協力・連携する必要がある。
- ・ 山中の遺跡や石造物は、十分な周知ができていないため、開発による破壊が懸念される。
- ・ 修験に由来する民俗行事の中には保存・継承が危ぶまれるものがある。
- ・ 鹿沼城をはじめ市内の城郭は発掘調査が未実施であり、その価値を明らかにして保存を図る必要がある。
- ・ 鹿沼城は、十分な周知ができていないことに加えて、市街化区域に位置するため、開発による破壊が懸念される。



を誇りました。

「C. 街道と宿場がはぐくんだ文化」では、江戸時代を中心に、街道や宿場に係わる遺跡や、人びとの交流によって育まれた文化に注目します。

### 街道と宿場の成立

日光道中壬生通りは、中世から日光への参詣路として利用されてきましたが、徳川家康の日光改葬に伴って大きく姿を変えました。市内には、鹿沼宿・奈佐原宿・楡木宿が設置され、公用交通の御用を担うことになります。その後、日光例幣使道が整備されたことで、鹿沼の街道と宿場の重要性はさらに増しました。市内には、日光道中と例幣使道の分岐点「追分」や、北赤塚の一里塚、本陣跡、社参の際に将軍が休息した寺院、社参に名前のルーツを持つ「御成橋」、間口が狭く奥行が広い短冊状の町割り、街道沿いの小社や石造物、並木道といった街道と宿場の名残を見つけることができます。また、街道から遠く離れた草久の小川山には、「日光杉並木の造成に際して、植え付け作業の従事者が苗を密かに持ち帰って植えた」という伝説を持つ6本の杉の巨木が残されています。

### 文化の発展

多くの人や物が行きかうようになった街道沿いや宿場は、経済的な成長を遂げました。豊かな経済力を背景に、多様な祭礼や文化活動が盛んに行われるようになります。鹿沼宿の今宮権現の付け祭りは、現在「鹿沼今宮神社祭の屋台行事」として国の重要無形民俗文化財に指定されています。行事の主役である彫刻屋台は、宿場の職人や商人が中心となって生み出された文化財です。奈佐原宿では住民らによる文楽が行われるようになり、現在も「奈佐原文楽」として継承されています。

「奥の細道」の旅で鹿沼に宿泊した松尾芭蕉への敬慕に始まる俳諧の流行は、近代の俳句グループである「鹿鳴連」まで引き継がれました。また、鹿沼宿の鈴木石橋は私塾「麗沢之舎」を開き、蒲生君平をはじめ多くの門人を育成しました。麗沢之舎は、南画家の高久靄厓が身を寄せるなど文化サロンとしても機能しました。

街道と宿場に起因する文化は、街道から離れた村々へも広がりました。油田村の狂歌師である学迺門悟章は、例幣使として日光に参向する公家たちと狂歌集を刊行するなど交流を持ちました。見野村では、建武の新政の功臣である藤原藤房の伝説が、例幣使たちと交流を持つことで強化され、明治初期の喜久沢神社創建に繋がりました。銀座2丁目の「鉄眼版大般若波羅蜜多経」からは、経典整備を通じて宿場や周辺村々が深く交流を持ったことが分かります。

### 【構成する主な歴史文化資源】

名称	地区	指定等	種別
薬王寺	鹿沼	—	有形文化財- 建造物
宝蔵寺	鹿沼	—	
鹿沼五弁天	鹿沼	—	
奈佐原神社	北押原	—	
楡木神社	南押原	—	

第7章 関連文化財群に関する取組

高久靄厓の作品	鹿沼他	一部 県指定 市指定	有形文化財- 美術工芸品- 絵画
竹井漣洲等の南画作品	鹿沼他	—	
木造孔子像（磯辺儀兵衛）	鹿沼	—	有形文化財- 美術工芸品- 彫刻
今宮神社祭礼の屋台	鹿沼	一部 県指定 市指定	有形文化財- 美術工芸品- 工芸品
刀工細川一門の刀剣	鹿沼他	一部 市指定	
その他の祭礼の屋台	全域	—	
鈴木石橋遺稿	鹿沼	市指定	有形文化財- 美術工芸品- 書跡・典籍
麗澤舎蔵書	鹿沼	市指定	
山口安良遺稿並びに写本類	鹿沼	—	
徳川斉昭の戸袋書	鹿沼	—	
街道沿いの道しるべ	鹿沼 菊沢 北押原 南押原		有形文化財- 美術工芸品- 考古資料
大猷院殿宝塔（鎧塔）	鹿沼	—	有形文化財- 美術工芸品- 歴史資料
鉄眼版大般若波羅蜜多經（銀座1丁目）	鹿沼	市指定	
宿場・助郷関係資料	全域	—	
東照宮渡御之記	鹿沼	—	
「今宮神社祭の屋台行事」関係資料			
花街関係資料	鹿沼他		
狂歌関係資料	全域	—	
俳句献額（鹿鳴連）	鹿沼	—	
鹿沼今宮神社祭の屋台行事	鹿沼	国指定	民俗文化財- 無形
奈佐原文楽	北押原	県指定	
楡木の屋台行事	南押原	—	
北赤塚一里塚	南押原	市指定	記念物- 遺跡
日光道中壬生通り	鹿沼 菊沢 北押原 南押原	—	
御殿跡	鹿沼	—	
本陣跡	鹿沼	—	
芭蕉の笠塚	鹿沼	—	
例幣使道	南押原	—	
道標（追分）	南押原	—	
成就院のシダレアカシデ	南押原	県指定	
小川山の六本杉	西大芦	市指定	記念物- 動物・植物・地 質鉱物
北赤塚の杉並木	南押原	—	





## 第8章 歴史文化資源の保存活用の推進体制

## 1. 推進体制

本地域計画を推進するに当たり、計画所管課が中心となり、庁内においては、各種開発、観光、都市計画、環境、シティプロモーション等の関係部局と連絡調整や情報共有を着実に図り、随時所管する施策との整合を確認しながら計画の円滑な推進に努めていきます。

また、国や県の助言指導を受け、専門機関や関係自治体、歴史文化資源の保存活用に取り組む団体、文化財所有・管理者、地域住民などの多様な主体との協力・連携を強化し、計画に示した取り組みを持続的かつ着実にやっていくための体制を構築していきます。

## 2. 協力・連携していく主体

### ・中心を担う課（計画所管課）

名称	主な業務内容
文化課（文化財係）	文化財の指定、保存、活用に関すること 歴史文化資源の収集、調査、保存、活用に関すること
文化課（文化振興係）	文化芸術の振興、文化芸術活動団体の支援に関すること 「鹿沼ルネサンス構想」に関わること

### ・連携を図る課／関係公社等

名称	主な業務内容
教育委員会事務局 生涯学習課	多種多様な学習機会の提供に関すること
教育委員会事務局 学校教育課	学校教育に関する指導に関すること 社会科副読本に関すること
経済部観光交流課	観光資源の発掘及び振興に関すること 観光施設・資源の維持管理及び運営に関すること
都市建設部都市計画課	都市計画の企画調査及び事務に関すること 景観まちづくりに関すること
環境部環境政策課	環境基本計画の総合的な推進に関すること 環境学習の推進に関すること
総合政策部営業戦略課	いちご市プロモーションの推進に関すること
（公財）かぬま文化・スポーツ振興財団	文化・スポーツ施設の管理運営及び文化体育の向上のための各種事業の実施に関すること
（一社）鹿沼市観光協会	観光振興に関すること

### ・関係施設

名称	主な業務内容
鹿沼市立図書館	資料の貸出及び閲覧・レファレンスに関すること
川上澄生美術館	収蔵品の充実と活用促進に関すること 芸術文化活動を通じた教育普及に関すること

## 第8章 歴史文化資源の保存活用の推進体制

文化活動交流館	郷土資料の展示や情報提供に関すること
栗野歴史民俗資料館	栗野地域に係る郷土資料や自然資料の展示や情報提供に関すること

### ・栃木県／関係自治体

名称	主な業務内容
栃木県生活文化スポーツ部文化振興課	文化財の保存・活用に関すること
(公財)とちぎ未来づくり財団埋蔵文化財センター	県内の埋蔵文化財の保護、調査・研究に関すること
栃木県立博物館	県内の歴史文化、自然に関する資料の収集、保存調査研究及び教育普及に関すること
栃木県立美術館	県に関わる美術資料、美術作家の調査研究、資料の収集・保存、展示、普及に関すること
栃木県立文書館	県内の古文書・歴史資料等の収集・保存、調査研究、普及啓発に関すること
鹿沼警察署	防犯事故防止、埋蔵文化財・銃砲刀剣類の発見届に関すること

### ・専門機関

名称	主な業務内容
鹿沼市文化財保護審議会	鹿沼市文化財保護条例・第41条に基づき設置。教育委員会の諮問に応じて文化財の保存活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について教育委員会に建議する。15人以内の委員で構成。必要な調査を行うため部会を設置。
鹿沼市文化財保存活用地域計画推進協議会(新)	「鹿沼市文化財保存活用地域計画」の取組の進捗確認や見直しの検討を行う

### ・民間団体

名称	主な業務内容
市内の歴史文化資源の保存活用に関わる団体	参照→第5章歴史文化資源の保存活用に関する方針(2)市民や団体の取組
とちぎ歴史資料ネットワーク	歴史資料の防災及び災害発生時のレスキュー
栃木県歴史文化研究会	県内の考古学・歴史学・民俗学に関する調査・研究
栃木県考古学会	県内の考古学に関する調査・研究

下野民俗研究会	県内の民俗学に関する調査・研究
・市民／文化財の所有・管理者	
名称	主な業務内容
地域住民	歴史文化資源の保存活用に関する取り組みへの参加、協力
文化財の所有・管理者	文化財の適切な管理、保存活用に関する取り組み、防災防犯への協力
鹿沼まるごと博物館市民学芸員	歴史文化資源の調査・保存・活用

### 3. 計画の進捗管理

P D C A サイクル（計画、実行、評価分析、改善）の考えの下、本地域計画の円滑な推進に努めます。

計画所管課が主体となり行う取り組みについては、評価シートにより、毎年度当初に指標（K P I）を設定し翌年度当初に自己評価を行うとともに、他部署が主体となる取り組みの結果を集約し進捗状況の確認を行います。それら進捗状況に対する自己評価を実施し、その結果を毎年度「鹿沼市文化財保存活用地域計画推進協議会」に報告し意見を聴取するとともに、評価分析の結果や意見を事業に反映させることで、本計画の効果的な推進を図ります。特に計画の終了時点等では上位計画である市「総合計画」や「教育ビジョン」との整合性の検証を行い、次なる展開に反映させることとします。

## 第9章 補章 (参考資料)

- 指定文化財一覧
- 鹿沼市文化財保存活用地域計画策定に係るアンケート調査結果
- 鹿沼市文化財保存活用地域計画策定に係る市民ワークショップ  
「見つけよう・つなげよう！地域の宝」結果
- 鹿沼市文化財保存活用地域計画策定検討会議設置要綱

## 1. 指定文化財一覧

## 有形文化財 (建造物)

区分	名称	年代	所有者	指定年月日
国 (登録)	駒橋歯科医院診療所	大正後期	個人蔵	平成23年7月25日
国 (登録)	大谷好美館	明治後期	個人蔵	平成23年7月25日
国 (登録)	福田家住宅店棚及び主屋	江戸末期	個人蔵	平成23年7月25日
国 (登録)	福田家住宅奥座敷	明治後期	個人蔵	平成23年7月25日
国 (登録)	鹿沼市文化活動交流館石蔵 (旧帝国繊維石蔵)	大正初期	鹿沼市	平成26年10月7日
国 (登録)	旧栗野中学校校舎	昭和24年	鹿沼市	平成28年11月29日
国 (登録)	饗茶庵花蓮(旧安生家住宅主 屋)	大正前期	個人蔵	令和6年3月6日
県	今宮神社 唐門	江戸時代	今宮神社	昭和33年4月25日
県	磯山神社 本殿	江戸時代	磯山神社	昭和62年4月17日
県	今宮神社本殿・拝殿・幣殿 附 宮殿	江戸時代	今宮神社	平成4年2月28日
県	医王寺 金堂	江戸時代	医王寺	昭和48年1月12日
県	医王寺 本堂内春日厨子	江戸時代	医王寺	昭和48年1月12日
県	医王寺 唐門	江戸時代	医王寺	昭和48年1月12日
県	医王寺 大師堂	江戸時代	医王寺	昭和48年1月12日
県	医王寺 客殿	江戸時代	医王寺	昭和58年12月2日
県	医王寺 講堂	江戸時代	医王寺	昭和59年9月7日
市	久我神社本殿 熊野神社本 殿	江戸時代	久我神社	昭和61年2月14日
市	星宮神社 本殿	江戸時代	戸張町自治会	平成8年11月23日
市	賀蘇山神社 遥拝殿	江戸時代	賀蘇山神社	昭和45年5月1日
市	森薬師堂	江戸時代	森自治区	昭和53年3月11日
市	小松神社 本殿	江戸時代	小松神社	平成10年2月27日

第9章 補章 (参考資料)

市	常楽寺 録事堂	江戸時代	常楽寺	平成16年5月17日
市	押原神社 本殿	江戸時代	押原神社	平成19年3月30日
市	日吉神社本殿 附 棟札	江戸時代	日吉神社	平成30年6月28日
市	姫宮神社本殿 附 棟札	江戸時代	姫宮神社	令和4年4月21日

有形文化財 (絵画)

区分	名称	年代	所有者	指定年月日
県	紙本墨画淡彩 秋山吟行図 《高久靄厓》	江戸時代	個人蔵	昭和37年4月24日
県	絹本著色 張良図《高久靄厓》	江戸時代	個人蔵	昭和37年4月24日
県	紙本墨画 秋山訪友図《高久靄厓》	江戸時代	個人蔵	昭和39年12月8日
県	絹本著色 聚芳絵巻《高久靄厓》	江戸時代	個人蔵	昭和39年12月8日
県	絹本著色 両界曼荼羅図	江戸時代	正蔵院	昭和49年3月8日
県	紙本淡彩 陶淵明図《小杉放菴》	昭和	(株)鹿友会館	昭和52年7月29日
県	紙本淡彩 白衣観音図《寺崎広業》	明治時代	個人蔵	昭和52年7月29日
県	紙本淡彩 達磨図扇面《小杉放菴》	昭和	個人蔵	昭和53年6月2日
県	紙本淡彩 花咲翁図扇面《小杉放菴》	昭和	個人蔵	昭和53年6月2日
県	紙本淡彩 仙人煉丹図《小杉放菴》	昭和	個人蔵	昭和53年6月2日
県	絹本著色 双鶴の図《荒井寛方》	昭和	個人蔵	昭和54年8月28日
県	絹本著色 封候図	江戸時代	医王寺	昭和48年1月30日
県	黒漆椽杉板襖絵	江戸時代	医王寺	昭和51年8月27日
県	絹本著色 天保九如図《田崎草雲》	江戸時代	個人蔵	昭和54年8月28日
市	紙本淡彩 赤壁之図《高久靄厓》	江戸時代	個人蔵	昭和39年11月30日
市	絹本淡彩 秋景山水図《高久靄厓》	江戸時代	個人蔵	昭和39年11月30日

第9章 補章 (参考資料)

市	紙本墨画淡彩 孔子之図《高久靄厓》	江戸時代	個人蔵	昭和39年11月30日
市	紙本著色 菅公之図《高久靄厓》	江戸時代	鹿沼市	昭和39年11月30日
市	絹本墨画 董北苑山水図《高久靄厓》	江戸時代	個人蔵	昭和39年11月30日
市	紙本墨画淡彩 出山の釈迦図《高久靄厓》	江戸時代	個人蔵	昭和39年11月30日
市	紙本墨画淡彩 雪景山水図《高久靄厓》	江戸時代	個人蔵	昭和39年11月30日
市	紙本淡彩 清泉捕魚之図《高久靄厓》	江戸時代	個人蔵	昭和39年11月30日
市	紙本淡彩 梅花書屋図《高久靄厓》	江戸時代	個人蔵	昭和39年11月30日
市	紙本墨画 歳寒三友之図《高久靄厓》	江戸時代	個人蔵	昭和39年11月30日
市	紙本墨画淡彩 江山漁楽之図《高久靄厓》	江戸時代	個人蔵	昭和42年8月5日
市	紙本淡彩 花鳥図《小杉放菴》	江戸時代	個人蔵	昭和63年5月1日

有形文化財 (彫刻)

区分	名称	年代	所有者	指定年月日
県	木造 薬師三尊像と十二神将像《木喰》	江戸時代	等持院	昭和31年6月15日
県	木造 奈佐原文楽人形頭	江戸時代	奈佐原文楽座	昭和33年8月29日
県	木造 千手観音菩薩坐像	南北朝時代	永林寺	昭和37年4月24日
県	木造 阿弥陀如来立像	鎌倉時代	光明寺	昭和41年8月23日
県	木造 愛染明王坐像	江戸時代	正蔵院	昭和49年3月8日
県	銅像 阿弥陀三尊像(善光寺式)	鎌倉時代	広濟寺	昭和60年5月31日
県	木造 薬師如来坐像	平安時代	医王寺	昭和48年1月12日
県	銅造 地藏菩薩半跏像	江戸時代	医王寺	昭和52年9月13日
県	木造 聖徳太子立像	江戸時代	医王寺	昭和53年12月5日
県	金銅 誕生仏像	江戸時代	医王寺	昭和57年8月27日
県	木造 弘法大師坐像	鎌倉～南北	医王寺	昭和61年10月7日

第9章 補章 (参考資料)

		朝時代		
県	木造 狛犬	鎌倉時代	医王寺	昭和 61 年 10 月 7 日
県	木造 金剛力士立像	鎌倉時代	医王寺	平成元年 8 月 25 日
県	木造 不動明王および二童子像	鎌倉時代	医王寺	平成 4 年 2 月 28 日
県	木造 吉祥天立像	鎌倉時代	医王寺	平成 4 年 2 月 28 日
県	木造 毘沙門天立像	鎌倉時代	医王寺	平成 4 年 2 月 28 日
県	木造 薬師如来及び両脇侍像	鎌倉時代	医王寺	平成 8 年 1 月 16 日
県	木造 十一面観音菩薩立像	平安時代	医王寺	平成 8 年 1 月 16 日
県	木造 弥勒菩薩坐像	鎌倉時代	医王寺	平成 11 年 8 月 17 日
市	木造 千手観音菩薩立像《円空》	江戸時代	広濟寺	昭和 46 年 7 月 24 日
市	木造 千手観音菩薩坐像	鎌倉時代	鹿沼市	昭和 56 年 3 月 31 日
市	木造 地藏菩薩立像《木喰》	江戸時代	個人蔵	昭和 59 年 2 月 14 日
市	木造 大黒天半跏像《木喰》	江戸時代	個人蔵	平成 12 年 3 月 31 日
市	木造 阿弥陀如来坐像《木喰》	江戸時代	個人蔵	平成 12 年 3 月 31 日
市	木造 大黒天半跏像《木喰》	江戸時代	個人蔵	平成 12 年 3 月 31 日
市	木造 森薬師堂本尊薬師如来坐像	江戸時代	森自治区	昭和 53 年 3 月 11 日
市	木造 森薬師堂月光菩薩立像	江戸時代	森自治区	昭和 53 年 3 月 11 日
市	木造 足摺観音坐像	江戸時代	中新田自治区	昭和 57 年 10 月 10 日
市	木造 寄居聖観音菩薩立像	江戸時代	久野地区	昭和 62 年 9 月 30 日
市	木造 十二神将立像	江戸時代	医王寺	平成 3 年 5 月 8 日
市	天神坐像	室町時代	天満星宮神社	平成 10 年 2 月 27 日
市	木造 地藏菩薩半跏像及び胎内仏	江戸時代	慈眼寺	平成 10 年 2 月 27 日
市	木造 聖観音菩薩坐像(本尊)	江戸時代	慈眼寺	平成 10 年 2 月 27 日
市	妙見立像 附台座及び厨子	江戸時代	妙見神社	平成 10 年 9 月 30 日
市	日吉神社の神像群	室町～江戸時代	日吉神社	平成 26 年 4 月 24 日
市	木造天神坐像	戦国時代	天満宮	平成 30 年 1 月 18 日

第9章 補章 (参考資料)

市	木造妙見菩薩立像 (武将形)	南北朝時代	妙見寺	令和2年4月23日
市	木造妙見菩薩倚像 (童子形)	南北朝時代	妙見寺	令和2年4月23日

有形文化財 (工芸品)

区分	名称	年代	所有者	指定年月日
県	銅製鰐口 (今宮神社)	戦国時代	今宮神社	昭和33年4月25日
県	古瀬戸印花菊文瓶子	鎌倉時代	個人蔵	昭和37年4月24日
県	刀 《細川剛之助義規 子之助正規 合作》	江戸時代	古峯神社	昭和37年12月14日
県	刀 《細川民之助正平》	江戸時代	鹿沼市	昭和38年7月1日
県	太刀 《細川剛之助義規》	江戸時代	個人蔵	昭和48年8月28日
県	銅製鰐口 (医王寺)	室町時代	医王寺	昭和51年1月20日
県	金銅 透彫華籠	江戸時代	医王寺	昭和57年8月27日
県	金銅 透彫華鬘	江戸時代	医王寺	昭和57年8月27日
県	金銅 五鈷杵	南北朝時代	医王寺	昭和61年10月7日
県	法要仏具	戦国時代	医王寺	平成11年8月17日
市	太刀 《二代 細川主税佐正義》	江戸時代	個人蔵	昭和36年12月12日
市	刀 《細川仙之助正守》	江戸時代	個人蔵	昭和36年12月12日
市	薙刀 《細川仙之助正守》	江戸時代	個人蔵	昭和36年12月12日
市	刀 《細川正義》	江戸時代	個人蔵	昭和36年12月12日
市	刀 《荒川喜平行秀》	江戸時代	個人蔵	昭和38年3月27日
市	刀 《二代 細川主税佐正義》	江戸時代	個人蔵	昭和38年3月27日
市	刀 (大小拵付) 《細川仙之助正守》	江戸時代	個人蔵	昭和40年4月24日
市	太刀 《二代 細川主税佐正義》	江戸時代	個人蔵	昭和40年4月24日
市	短刀 《細川仙之助正守》	江戸時代	個人蔵	昭和44年12月1日
市	脇指 《初代 細川良助正義》	江戸時代	個人蔵	昭和45年12月3日
市	劍 《初代 細川良助正義》	江戸時代	個人蔵	昭和45年12月3日
市	脇指 《細川民之助正平》	江戸時代	個人蔵	昭和45年12月3日
市	麻苧町屋台	江戸時代	麻苧町自治会	昭和47年2月29日
市	上材木町屋台	江戸時代	上材木町自治会	昭和49年3月29日
市	太刀 《細川剛之助義規》	江戸時代	個人蔵	昭和54年3月9日

第9章 補章 (参考資料)

市	久保町屋台	江戸時代	久保町自治会	昭和54年3月9日
市	戸張町屋台	江戸時代	戸張町自治会	昭和56年3月31日
市	天神町屋台	江戸時代	天神町自治会	昭和56年10月1日
市	仲町屋台	江戸時代	仲町自治会	昭和57年10月6日
市	銀座2丁目屋台	江戸時代	銀座2丁目自治会	昭和58年3月31日
市	脇指及び短刀《細川子之助正規 ほか》	江戸時代	個人蔵	昭和61年2月14日
市	銀座1丁目屋台	江戸時代	銀座1丁目自治会	昭和61年9月13日
市	下横町屋台	江戸時代	下横町自治会	昭和61年9月13日
市	石橋町屋台	江戸時代	石橋町自治会	昭和61年9月13日
市	下材木町屋台	江戸時代	下材木町自治会	昭和61年9月13日
市	中田町屋台	江戸時代	中田町自治会	昭和61年9月13日
市	下田町屋台	江戸時代	下田町屋台保存会	昭和61年9月13日
市	刀《二代 細川主税佐正義》	江戸時代	個人蔵	平成2年3月31日
市	上田町屋台	昭和時代	上田町自治会	平成2年11月30日
市	脇指《二代 細川主税佐正義》	江戸時代	個人蔵	平成3年7月24日
市	短刀《二代 細川主税佐正義》	江戸時代	個人蔵	平成5年8月26日
市	太刀《利行》	南北朝時代	今宮神社	平成5年8月26日

有形文化財 (書跡)

区分	名称	年代	所有者	指定年月日
県	理趣経版本	室町時代	医王寺	昭和48年1月12日
県	般若心経版本	室町時代	医王寺	昭和51年1月20日
市	鈴木石橋遺稿	江戸時代	鹿沼市	昭和39年3月25日
市	麗澤舎蔵書	江戸時代	鹿沼市	昭和39年3月25日
市	高村文書 (壬生氏関係)	戦国時代	個人蔵	平成2年3月31日
市	大般若経	安土桃山時代	発光路自治区	昭和53年3月11日

有形文化財 (考古資料)

区分	名称	年代	所有者	指定年月日
県	鉄造 薬師如来坐像	鎌倉時代	上石川1区・2	昭和37年4月24日

第9章 補章 (参考資料)

			区自治会	
県	医王寺宝篋印塔	鎌倉時代	医王寺	昭和52年9月13日
県	医王寺五輪塔	鎌倉時代	医王寺	昭和52年9月13日
市	板碑	鎌倉時代	個人蔵	昭和43年8月1日
市	石幢(深岩)	戦国時代	深岩自治会	昭和57年3月3日
市	天満宮 宮殿屋根	安土桃山時代	天神町自治会	平成2年3月31日
市	今宮神社 大太鼓(伝承「西光寺太鼓」)	安土桃山時代	今宮神社	平成5年2月26日
市	刀《荒川貞五郎直行》	江戸時代	今宮神社	平成5年8月26日
市	石幢(薬定寺)	戦国時代	薬定寺	平成20年7月30日

有形文化財(歴史資料)

区分	名称	年代	所有者	指定年月日
市	巖島神社 棟札	室町時代	巖島神社	平成14年11月28日
市	天保の裁許絵図	江戸時代	鹿沼市	平成元年1月13日
市	算額	江戸時代	医王寺	平成3年5月8日
市	附法状	安土桃山時代	医王寺	平成3年5月8日
市	餅板	戦国時代	今宮神社	平成3年5月8日
市	明治の地租改正関係文書	明治時代	鹿沼市	平成4年3月11日
市	懸仏	戦国時代	天満星宮神社	平成10年2月27日
市	懸仏、木製カワラケ及び木製厨子	室町~江戸時代	今宮神社	平成10年2月27日
市	光明寺 梵鐘	江戸時代	光明寺	平成24年4月26日
市	医王寺半鐘	江戸時代	医王寺	平成30年1月18日
市	円徳寺(廃寺) 梵鐘	江戸時代	磯山神社	平成30年1月18日
市	妙見寺半鐘	江戸時代	妙見寺	令和元年10月24日
市	岩裂神社鰐口	南北朝時代	個人蔵	令和3年4月22日

民俗文化財(有形民俗文化財)

区分	名称	年代	所有者	指定年月日
市	双体道祖神(田ノ端)	江戸時代	発光路自治区	昭和45年5月1日
市	双体道祖神(半縄B)	江戸時代	個人蔵	昭和53年3月11日
市	双体道祖神(半縄A)	江戸時代	個人蔵	昭和53年3月11日
市	双体道祖神(栃原)	江戸時代	個人蔵	昭和53年3月11日

第9章 補章 (参考資料)

市	双体道祖神 (細尾)	江戸時代	個人蔵	昭和 53 年 3 月 11 日
市	録事尊縁起関連資料	安土桃山～ 江戸時代	常楽寺	平成 23 年 4 月 20 日
市	上石川の天棚	江戸時代	上石川自治会	平成 25 年 4 月 26 日

民俗文化財 (無形民俗文化財)

区分	名称	年代	所有者	指定年月日
国	発光路の強飯式	江戸時代	発光路強飯式 保存会	平成 8 年 12 月 20 日
国	鹿沼今宮神社祭の屋台行事	江戸時代	鹿沼いまみや 付け祭り保存 会	平成 15 年 2 月 20 日
国 (選 択)	奈佐原文楽	江戸時代	奈佐原文楽座	昭和 46 年 4 月 21 日
国 (選 択)	栃窪の天念仏	江戸時代	上栃窪天念仏 保存会	昭和 51 年 12 月 25 日
国 (選 択)	生子神社の泣き相撲	明治時代	生子神社氏子	平成 8 年 11 月 28 日
県	奈佐原文楽	江戸時代	奈佐原文楽座	昭和 28 年 1 月 13 日
市	板荷のアンバ様	江戸時代	大杉神社氏子	平成 2 年 3 月 31 日
市	生子神社の泣き相撲	明治時代	生子神社氏子	平成 2 年 3 月 31 日
市	上殿太々神楽	明治時代	上殿太々神楽 連中	平成 6 年 3 月 31 日
市	塩山囃子	江戸時代	塩山町お囃子 保存会	平成 7 年 3 月 31 日
市	玉田囃子	江戸時代	玉田囃子保存 会 (玉流会)	平成 7 年 6 月 21 日
市	玉田囃子	江戸時代	玉田囃子上組 保存会	平成 8 年 5 月 23 日
市	鹿沼鳶木遣り	江戸時代	鹿沼鳶木遣り 保存会	平成 11 年 3 月 31 日
市	生子神社の日の出祭り	江戸時代	生子神社氏子	平成 12 年 11 月 28 日
市	尾出山神社関白流獅子舞	江戸時代	尾出山神社獅 子舞保存会	昭和 45 年 5 月 1 日
市	賀蘇山神社関白流獅子舞	江戸時代	下五月自治会	昭和 45 年 5 月 1 日
市	賀蘇山神社関白流獅子舞	江戸時代	尾ざく自治会	昭和 45 年 5 月 1 日

第9章 補章 (参考資料)

市	小松神社天下弍関白流獅子舞	江戸時代	関白流獅子舞 久野獅子連	昭和45年5月1日
市	日渡路かんだ踊り	江戸時代	日渡路自治区	昭和53年3月11日
市	録事尊の村廻り		粕尾地区	平成14年1月16日
市	玉田囃子	江戸時代	玉田下組囃子 保存会	平成19年10月31日

記念物 (史跡)

区分	名称	年代	所有者	指定年月日
県	深山巴の宿		古峯神社	昭和37年11月20日
市	判官塚古墳	古墳時代	個人蔵	昭和36年12月12日
市	粟野城跡	安土桃山時代	粟野財産区	昭和57年10月10日
市	戸木内遺跡	弥生時代	個人蔵	昭和63年2月17日
市	通順坊平巴の宿		粟野財産区	平成8年8月19日
市	北赤塚一里塚	江戸時代	愛宕神社	令和2年4月23日

記念物 (天然記念物)

区分	名称	年代	所有者	指定年月日
県	成就院のしだれあかしで		成就院	昭和32年8月27日
県	加蘇山の千本かつら		加蘇山神社	昭和32年8月30日
県	勝願寺の地藏けやき		勝願寺	昭和47年10月24日
県	喜久沢のツクバネガシ		喜久沢神社	昭和56年12月25日
県	粟野のカヤ		個人蔵	昭和32年6月30日
市	磯山神社のスギ		磯山神社	昭和59年2月14日
市	加蘇山神社のスギ		加蘇山神社	昭和59年2月14日
市	小川山の六本杉		個人	平成13年5月30日
市	日光神社社木豊年杉		日光神社	昭和45年5月1日
市	叶台カヤの木		清滝寺	昭和45年5月1日
市	横根山井戸湿原		粟野財産区	昭和45年5月1日
市	賀蘇山神社大杉切株		賀蘇山神社	昭和57年10月10日
市	浅間神社鍾乳洞		御嶽教会	昭和57年10月10日
市	横根山の岩海		粟野財産区	平成23年1月19日
市	尾出山神社のモミ		尾出山神社	平成24年4月26日
市	津田小学校のモクゲンジ		鹿沼市	平成29年4月27日
市	深津のザゼンソウ群落		鹿沼市	令和3年1月21日

## 無形文化財 (選定保存技術)

区分	名称	年代	保持者	指定年月日
県(選定)	祭屋台等車製作修理		乾 芳雄	令和6年2月26日

## 2. 鹿沼市文化財保存活用地域計画策定に係るアンケート調査結果

### 調査概要

地域計画を作成するにあたり、市民の文化財等に対する関心の度合や市民が思いを寄せる「地域の宝」（地域の人々の暮らしや営みと密接に関係し、大切に保存・継承されてきた歴史や文化財など）を把握するため、アンケートを実施しました。

### 調査方法等

【調査対象】 市内及び市外在住者（年齢・住所による制限はしない）

【調査期間】 令和5年1月1日～4月30日

【調査方法】 LoGo フォーム（市ホームページ・SNS への掲載）

【回答数】 1,085名

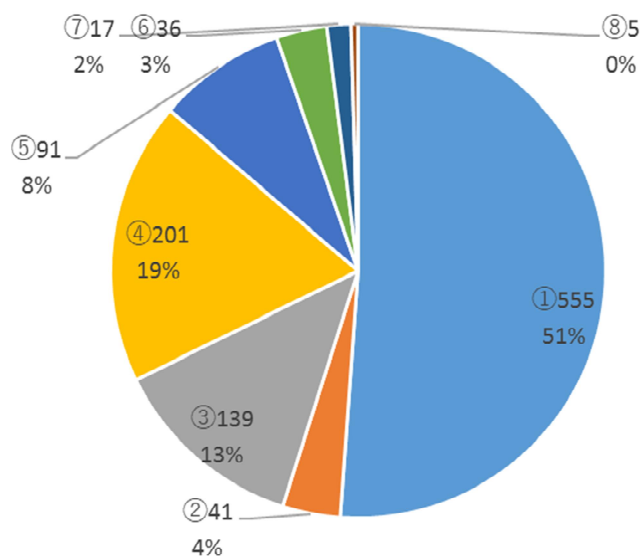
### 調査結果

1. あなたの性別をお聞かせください。

性別	数
男性	408名
女性	654名
その他、回答しない	23名
計	1,085名

2. あなたの年代をお聞かせください。

年代	数	割合
①10歳代	555名	51.2%
②20歳代	41名	3.8%
③30歳代	139名	12.8%
④40歳代	201名	18.5%
⑤50歳代	91名	8.4%
⑥60歳代	36名	3.3%
⑦70歳代	17名	1.6%
⑧80歳以上	5名	0.5%
計	1,085名	100%



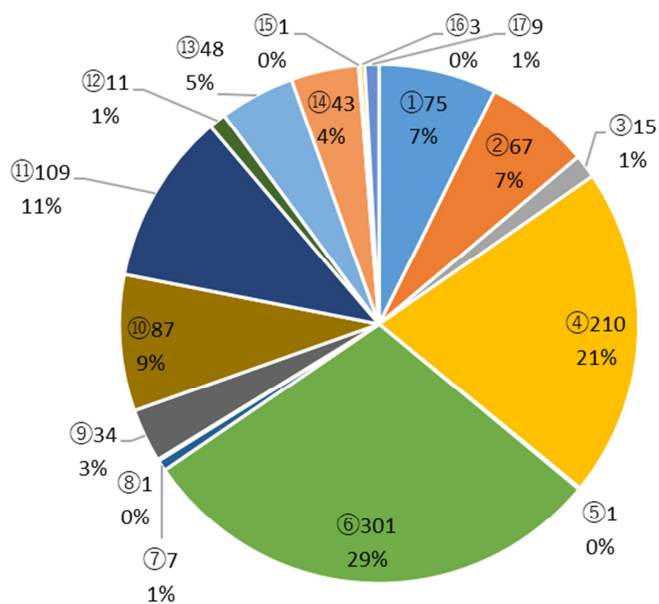
3. あなたのお住まいの地域をお聞かせください。

(全体)

地域	数	割合
鹿沼市	1022名	94.2%
宇都宮市	33名	3.0%
県内	20名	1.8%
県外	10名	0.9%
計	1,085名	100%

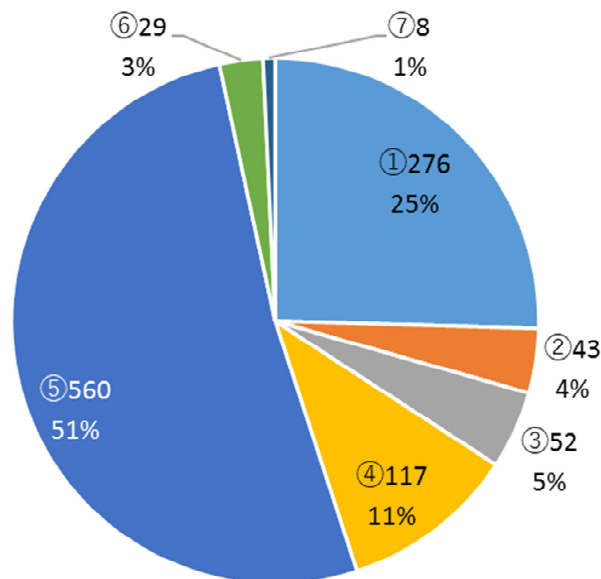
(鹿沼市のうち、詳細)

地区	数	割合
①中央	75名	7.3%
②東部	67名	6.6%
③北部	15名	1.5%
④菊沢	210名	20.5%
⑤東大芦	1名	0.1%
⑥北押原	301名	29.5%
⑦板荷	7名	0.7%
⑧西大芦	1名	0.1%
⑨加蘇	34名	3.3%
⑩北犬飼	87名	8.5%
⑪東部台	109名	10.7%
⑫南摩	11名	1.1%
⑬南押原	48名	4.7%
⑭粟野	43名	4.2%
⑮粕尾	1名	0.1%
⑯永野	3名	0.3%
⑰清洲	9名	0.9%
計	1,022名	100%



4. あなたの職業を教えてください。

地域	数	割合
①会社員 団体職員 公務員	276名	25.4%
②自営業 (農林業含む)	43名	4.0%
③家事専業	52名	4.8%
④パート アルバイト	117名	10.8%
⑤学生	560名	51.6%
⑥無職	29名	2.7%
⑦その他	8名	0.7%
計	1,085名	100%



5. あなたの出身地を教えてください。

地域	数	割合
生まれてから ずっと鹿沼	276名	94.2%
転出し、鹿沼 市に戻った	43名	3.0%
県内の出身	52名	1.8%
県外の出身	117名	0.9%
計	1,085名	100%

6. あなたが次世代へ伝えていきたい・大切にしていきたいと思う、鹿沼市の歴史・文化・自然など「地域の宝」を具体的に教えてください(複数回答可)。

(類型別)

地域の宝	数	割合	地域の宝	数	割合
①無形民俗文化財	662	32.4%	④記念物(動植物・鉱物、自然)	189	9.2%
②有形文化財(建造物)	396	19.4%	⑤記念物(遺跡・史跡)	135	6.6%
③有形文化財(美術)	199	9.7%	⑥その他(食文化)	127	6.2%

術工芸)					
地域の宝	数	割合	地域の宝	数	割合
⑦その他 (娯楽・イベント)	94	4.6%	⑭文化的景観	10	0.5%
⑧記念物 (名勝)	68	3.3%	⑮無形文化財 (工芸技術等)	9	0.4%
⑨その他 (歴史・文化)	52	2.5%	⑯有形文化財 (書跡・典籍)	4	0.2%
⑩その他 (場所)	33	1.6%	⑰無形文化財 (演劇)	0	0.0%
⑪特にない、市外の「地域の宝」	25	1.6%	⑱無形文化財 (音楽)	0	0.0%
⑫有形民俗文化財	19	0.9%	⑲伝統的建造物群	0	0.0%
⑬その他 (人物)	15	0.7%	計	2,046	100%

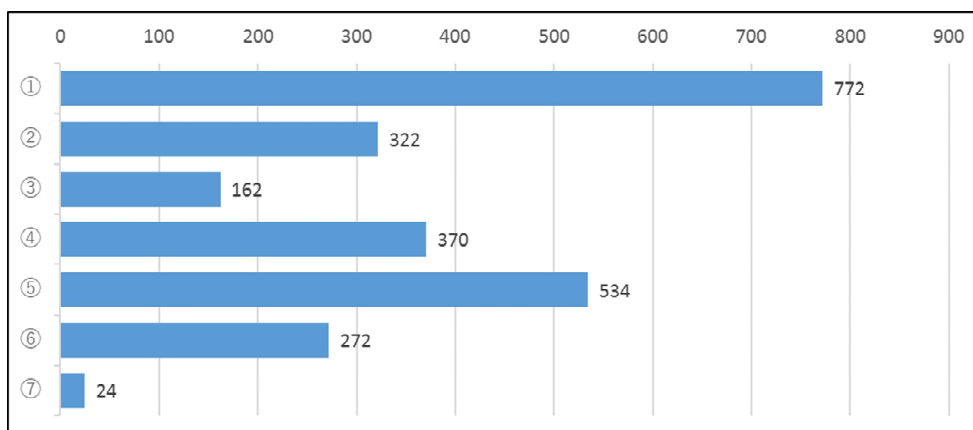
(①～⑧ 主な回答)

類型	地域の宝	数	割合
①無形民俗文化財	鹿沼秋まつり (今宮神社祭の屋台行事)	422	63.7%
	生子神社の泣き相撲	85	12.8%
	奈佐原文楽	31	4.7%
	<b>お囃子</b>	<b>22</b>	<b>3.3%</b>
②有形文化財 (建築)	今宮神社	134	33.8%
	生子神社	100	25.3%
	古峯神社	41	10.4%
	磯山神社	24	6.1%
	医王寺	21	5.3%
③有形文化財 (美術工芸)	彫刻屋台	70	35.2%
	屋台	45	22.6%
	鹿沼組子	42	21.1%
	木喰仏	22	11.1%
④記念物 (動植物・鉱物、自然)	大芦川	27	14.3%
	さつき	18	9.5%
	鹿沼土	10	5.3%
⑤記念物 (遺跡・史跡)	鹿沼城	20	14.8%
	判官塚古墳	15	11.1%
	明神前遺跡	11	8.1%

千手山公園	11	8.1%	
類型	地域の宝	数	割合
⑥その他 (食文化)	イチゴ	72	56.7%
	ニラ	18	14.2%
	蕎麦	7	5.5%
⑦その他 (娯楽・イベント)	花火大会	32	34.0%
	花市	16	17.0%
	さつき祭り	14	14.9%
⑧記念物 (名勝)	桜(千手山・さつき通り他)	42	62%

7. 鹿沼市の歴史・文化を次世代に伝えていくにはどうしたらよいと思いますか(複数回答)。

次世代に伝える方法	数	割合
①まつりやイベントなど歴史・文化に接する機会を増やす	772	31.4%
②まちづくり等で歴史・文化を活用する	322	13.1%
③歴史・文化について研究を進め、報告書を出版するなど学術的研究を進める	162	6.6%
④知名度を高めるためにインターネットサイトや冊子を使った情報発信を強化する	370	15.1%
⑤次世代を担う子どもたちへ鹿沼の歴史・文化の教育や体験機会を増やす	534	21.7%
⑥歴史・文化に関わる、活用していく市民を増やすための仕組みづくり	272	11.1%
⑦その他	24	1.1%
	2,456	100%



### 3. 鹿沼市文化財保存活用地域計画策定に係る市民ワークショップ「見つけよう・つなげよう！地域の宝」結果

#### 開催概要

市民の意見を反映させるため、文化財の保存・活用のアイデア等について市民と一緒に考えるワークショップを開催しました。

#### 参加者

市民アンケートにおいてワークショップに参加可能と回答した方

#### 開催結果

##### 【第1回】

1. 講座名 第1回「見つけよう！地域の宝」
2. 日時 令和6年12月15日(日)午前10時00分～午後12時00分
3. 会場 文化活動交流館 創作工房室
4. 参加者数 17名(A, B, Cの3グループに割り振り)
5. 内容

##### 【前半】掘り出し

グループごとに「地域の宝」を挙げ、白地図上に付箋でプロットした。

##### 【後半】発表

「地域の宝」の中から2、3個を選び、それらについて詳しく紹介した。

#### Aグループ

メンバー	栗野1、鹿沼2、菊沢1、東部台1 計5名
地域の宝	井戸湿原、日瓢鉦山、強飯式、大麻、用水（栗野・板荷・武子）、深岩石、縄文ひすい、加園石灰、板荷茶（茶工場）、朝鮮人参、大光寺（栃窪）、明神前遺跡、奈佐原文楽、中島用水、帝国繊維、例幣使街道、宿場、山城、しもつかれ（初午・稲荷・節分との関係）、星の宮
発表・意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の帝国繊維鹿沼工場につながる、生産から活用までのサイクルから成る鹿沼独自の「麻の文化」がある。</li> <li>・ 久保田堀や中島陽水をはじめ多くの用水路やため池が残り「水」（用水）の重要性が感じられる。幾筋の河川が流れ旧村単位に育まれた文化は「沢の文化」とも呼べる。</li> <li>・ 日光道中、例幣使街道が通うことで江戸や京都からの往来もあり奈</li> </ul>

	<p>佐原文楽等の「街道の文化」が育まれた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域に神社が残り信仰形態も多様。「しもつかれ」の供え方にも鹿沼独自の風習がみられる。</li> </ul>
--	--

Bグループ

メンバー	栗野 1、鹿沼 1、北押原 1、北犬飼 1、北部 1、東部台 1 計 6 名
地域の宝	古峯園、発光路、常楽寺、粕尾城、賀蘇山神社、栗野城、城山公園、久野小松神社、深程小松神社、医王寺、諏訪山城、鍛冶谷沢遺跡、大麻、アンバ様 (板荷)、朝鮮人参、喜久沢神社、千渡城、宝性寺、天満宮 (天神町)、芭蕉の笠塚 (光太寺)、鹿沼箒、浅間神社 (富士山)、さつき地蔵、生子神社、奈佐原文楽、千葉省三、例幣使街道、日光道中壬生通り、御所の森、塩舐め地蔵、鹿沼城、掬翠園、蟬が刈稻荷、狐が森稻荷、明神前遺跡
発表・意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>光太寺。芭蕉が奥の細道の旅で宿泊したと伝わり「笠塚」がある。</li> <li>鹿沼箒。かつて日本一を誇った。今後とも継承していかなくてはならない技術である。</li> <li>清洲地区の文化財。久野小松神社の関白流獅子舞など。深程小松神社は大正 6 年に 7 つの神社が合祀したこと等、清洲や栗野の神社について調べていきたい。無くなった神社跡も何らかの方法で保存していければよい。</li> </ul>

Cグループ

メンバー	板荷 1、鹿沼 1、北押原 2、北部 1、東大芦 1 計 6 名
地域の宝	古峰ヶ原神社、録事尊の村廻り、発光路の強飯式、賀蘇山神社、神代杉切株、双体道祖神、野州麻、栗野城、防空監視哨、岡堰 (二宮堀)、旧栗野中学校、医王寺、南摩ダム、尊徳の廻村ルート (日光→小来川→大久保)、板碑、神舟堰、二宮神社 (大葦神社)、虎岩 (大芦川)、高畑堰と二宮堀、石裂山、加蘇山千本かつら、熊野神社 (石裂)、朝鮮人参、アンバ様、久保田堀、吉良堀、木喰堂、鹿沼五弁天、千手山公園、御殿山公園、天満宮 (天神町)、今宮神社、パブリックアート、生子神社 (泣き相撲、日の出祭り)、金売り吉次の墓、北赤塚一里塚、判官塚古墳
発表・意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光ボランティアの活動の中で、宿場や街道に係る史跡を案内していきたい。街道を介した宇都宮・壬生・日光等、他地域との係りも重要である。</li> <li>二宮金次郎及び弥太郎や門人によってなされた報徳仕法は鹿沼と日光に跨っている。両市の協力により調査・保存活用を深めていきたい。尊徳の日光・鹿沼における廻村ルートなども知ってもらいた</li> </ul>

	い。
--	----

【第2回】

1. 講座名 第2回「つなげよう!地域の宝」
2. 日時 令和7年1月26日(日)午前10時00分～午後12時00分
3. 会場 文化活動交流館 創作工房室
4. 参加者数 13名 (A, B, Cの3グループに割り振り)
5. 内容

【前半】ストーリーづくり

各グループ内で挙げられた「地域の宝」(地域に根付いた継承すべき文化財等)を、結びつけるストーリー(共通項、テーマ)を考える。

【後半】発表

前半の作業に基づき各グループによる発表を行った。ストーリー及びそれを構成する文化財の紹介。

Aグループ

メンバー	鹿沼2、東部台1 計3名
発表内容	<p>ストーリー①「鹿沼を支えた産業」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊かな自然が齎す資源や生産物によって、鉱産業・木工業・農業等の多様な産業が育ち鹿沼の発展を支えた。</li> <li>・ 構成する文化財：石灰(加園)やマンガン等の鉱産物、鹿沼組子に代表される木工、ニラ・イチゴや野州麻(鼻緒等)や箒草(鹿沼箒)などの加工原料としての農産物。</li> </ul> <p>ストーリー②「生活に組み込まれた祭り」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿沼ではハレの行事として生活の中に組み込まれた祭りが継承されてきた。</li> <li>・ 構成する文化財：楡木大杉神社例祭、奈佐原文楽・神楽等祭りで招聘される芸能、生子神社日の出祭り、今宮神社祭の屋台行事</li> </ul>

Bグループ

メンバー	鹿沼 1、北犬飼 1、北部 1、東部台 1 計 4 名
発表内容	<p>ストーリー「寺社やそれに係る伝説が多く残るまち」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿沼には多くの社寺が残り、市街地には社や小堂など宿場の名残も多い。人々の信仰も篤くそれらに纏わる口碑も多い。</li> <li>・ 構成する文化財：雲竜寺（鈴木石橋や山口安良の菩提寺）、光太寺（芭蕉の笠塚碑がある）、宝蔵寺（漣洲の六歌仙画）、薬王寺（家康の日光改葬の際に逗留、鎧塔）、喜久沢神社（藤房伝説）、生子神社（42 種供物→生子の謂れ）、さつき地藏（悲話、三吉川）、蟬が渕稻荷（白蛇伝説）</li> </ul>

Cグループ

メンバー	板荷 1、鹿沼 1、北押原 1、北部 1、東大芦 2 計 6 名
発表内容	<p>ストーリー①「二宮尊徳や報徳仕法に係る文化財」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二宮尊徳らにより行われた日光領における報徳仕法に関する史跡や遺構。現代まで及ぶ農業の発展に寄与した。日光市との連携協力も必要である。</li> <li>・ 構成する文化財：報徳仕法により施工された堰や堀（岡堰・神舟堰・久保田堀・吉良堀。現在も使用されているものもある）、大芦神社（金次郎霊祠・石灯籠）、久保田讓（板荷等で報徳仕法実施。学校教科書副読本で取り扱われている）、各学校の金次郎像（帝国繊維工場内にもあり）、金次郎の廻村ルート。</li> </ul>

#### 4. 鹿沼市文化財保存活用地域計画策定検討会議設置要綱

（設 置）

**第1条** 鹿沼市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）を作成するため、鹿沼市文化財保存活用地域計画策定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（役 割）

**第2条** 検討会議は、次に掲げる事項について意見の交換を行うものとする。

- （1）鹿沼市文化財保存活用地域計画の内容に関すること
- （2）前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

（委 員）

**第3条** 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- （1）有識者
  - （2）教育・文化財・観光・商工等に関する団体から推薦を受けた者
  - （3）その他教育長が必要と認める者
- 2 委員の定数は15人以内とする。

（任 期）

**第4条** 委員の任期は、鹿沼市文化財保存活用地域計画が文化庁の認定を受けた日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

（座 長）

**第5条** 検討会議に座長を1人置く。

- 2 座長は、教育長が務める。
- 3 座長は、検討会議の進行を行う。
- 4 座長に事故あるときは、教育次長がその職務を代理する。

（会 議）

**第6条** 検討会議の会議は、教育長が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴取することができる。

（庶 務）

**第7条** 検討会議の庶務は、教育委員会事務局文化課において処理する。

（その他）

**第8条** この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、鹿沼市文化財保存活用地域計画が文化庁の認定を受けた日限り、その効力を失う。